

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第22号 専決処分の報告について（器材搬出中における事故に係る損害賠償）
- 議案第96号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第97号 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第98号 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第99号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第100号 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 厚木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第106号 厚木市客引き行為等防止条例の一部を改正する条例について
- 議案第107号 厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第108号 厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 議案第109号 厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第110号 厚木市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第111号 厚木市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第112号 厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第113号 第11次厚木市総合計画基本構想（長期ビジョン）の策定等について
- 議案第114号 動産の取得について
- 議案第115号 令和7年度厚木市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第116号 令和7年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第118号 令和7年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第119号 令和7年度厚木市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第120号 令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

器材搬出中における事故に係る損害賠償の額の決定に関する事項

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

損害賠償の相手方	損害賠償の額
伊勢原市在住の男性 (50歳代)	284,885円 (物件損害賠償の額)

3 専決番号

専決第12号

4 専決処分日

令和7年11月4日

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

参考資料

事故の概要

令和7年6月7日（土）午前11時30分頃、厚木市立清水小学校地内で実施した交通安全教室において、交通安全教室用信号機用ポールの搬出中に職員が転倒し、当該ポールを駐車していた自家用車の後部に接触させたことにより、当該車両の一部を破損した。

議案第96号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市寿町
氏 名 堀 江 理 佐 子 様
昭和37年生まれ

令和7年11月28日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

堀江 理佐子 様 略歴

本籍地 厚木市
住所 厚木市寿町
生年 昭和37年
最終学歴 玉川大学文学部卒業
経歴 厚木市立相川小学校教頭
現 厚木市会計年度任用職員

議案第97号

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

非常勤特別職職員の報酬額について、職務の特殊性及び専門性を踏まえた適正な報酬額とするため、本条例の一部を改正する。

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の15の項から100の項までを次のように改める。

15	社会教育委員	議長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
16	農地利用最適化推進委員		月額	39,400円
17	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
18	総合計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
19	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		副会長	日額	10,600円
		委員	日額	10,000円
20	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
21	住居表示審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
22	防災会議の委員		日額	10,000円
23	消防審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
24	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
25	青少年問題協議会の委員		日額	10,000円
26	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
27	下水道運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
28	都市計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
29	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
30	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
31	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
32	図書館協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

33	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
34	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
35	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
36	地震災害警戒本部の本部員		日額	10,000円
37	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
38	教育支援委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
39	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
40	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
41	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
42	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
43	環境審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
44	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
45	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
		部会長	日額	16,100円
		部会員	日額	15,100円
46	保健福祉審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
47	文化財保護審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
48	住宅運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
49	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)
50	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円

51	病院運営審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
52	まちづくり審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
53	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
54	国民保護協議会の委員		日額	10,000円
55	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあつては、25,000円)
56	法令遵守審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
57	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
58	退職手当審査会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
59	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
60	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
61	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
62	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
63	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
64	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
65	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

66	いじめ防止対策委員会の委員	委員長	日額	11,000円 (医師及び弁護士である委員長にあっては、24,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき12,000円を24,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)
		委員	日額	10,000円 (医師及び弁護士である委員にあっては、23,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき11,500円を23,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)
67	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
68	久保奨学生選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
69	行政不服審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
70	空家等対策協議会の委員	委員	日額	10,000円
71	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
72	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

73	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
74	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円
75	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
76	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
77	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
78	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
79	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
80	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
81	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
82	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
83	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
84	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
85	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
86	地域公共交通会議の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
87	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
88	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円 (部会の長である委員にあっては、11,000円)
89	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
90	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

91	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
92	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
93	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
94	災害弔慰金等支給審査会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
95	産業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
96	予防接種健康被害調査委員会の委員	委員長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円
97	環境教育等推進協議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
98	廃棄物減量等推進審議会の委員	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
99	農業振興推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
100	新たな交流拠点検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新				旧				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
番号	職名	報酬額		番号	職名	報酬額		
略	略	略		略	略	略		
1 5	社会教育委員	議長	日額	11,000円	社会教育委員	議長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 6	農地利用最適化推進委員	月額	39,400円	1 6	農地利用最適化推進委員	月額	39,400円	
1 7	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	11,000円	スポーツ推進審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 8	総合計画審議会の委員	会長	日額	11,000円	総合計画審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
1 9	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	11,000円	国民健康保険運営協議会の委員	会長	日額	8,800円
		副会長	日額	10,600円		副会長	日額	8,400円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 0	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	11,000円	民生委員推薦会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 1	住居表示審議会の委員	会長	日額	11,000円	住居表示審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 2	防災会議の委員	日額	10,000円	2 2	防災会議の委員	日額	7,800円	
2 3	消防審議会の委員	会長	日額	11,000円	消防審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 4	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	11,000円	市史編さん委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円		委員	日額	7,800円
2 5	青少年問題協議会の委員	日額	10,000円	2 5	青少年問題協議会の委員	日額	7,800円	

2 6	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	11,000円	2 6	特別職報酬等審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
2 7	下水道運営審議会の委員	会長	日額	11,000円	2 7	下水道運営審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
2 8	都市計画審議会の委員	会長	日額	11,000円	2 8	都市計画審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
2 9	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円	2 9	青少年教育相談センター運営協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 0	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 0	公務災害補償等認定委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 1	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	11,000円	3 1	公務災害補償等審査会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 2	図書館協議会の委員	会長	日額	11,000円	3 2	図書館協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 3	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	11,000円	3 3	学校給食センター運営委員会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 4	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 4	学校事故審査委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 5	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	11,000円	3 5	緑を豊かにする審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 6	地震災害警戒本部の本部員	日額		10,000円	3 6	地震災害警戒本部の本部員	日額		7,800円
3 7	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 7	表彰審査委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円

3 8	教育支援委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 8	教育支援委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
3 9	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	11,000円	3 9	小中学校通学区域再編成委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 0	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円	4 0	建築審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
4 1	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	11,000円	4 1	名誉市民選考委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 2	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	11,000円	4 2	行政改革調査委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 3	環境審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 3	環境審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 4	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 4	旅館等建築審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 5	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	11,000円	4 5	情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
		部会長	日額	16,100円					部会長の長である委員にあつては、8,800円)
		部会員	日額	15,100円					
4 6	保健福祉審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 6	保健福祉審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 7	文化財保護審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 7	文化財保護審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
4 8	住宅運営審議会の委員	会長	日額	11,000円	4 8	住宅運営審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円

4 9	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円	4 9	介護認定審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)			委員	日額	20,000円 (合議体の長である委員にあっては、25,000円)
5 0	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円	5 0	開発審査会の委員	会長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
5 1	病院運営審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 1	病院運営審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 2	まちづくり審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 2	まちづくり審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 3	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円	5 3	特定開発事業紛争調停委員会の委員	委員長	日額	16,100円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	15,100円
5 4	国民保護協議会の委員		日額	<u>10,000円</u>	5 4	国民保護協議会の委員		日額	<u>7,800円</u>
5 5	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円	5 5	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	会長	日額	25,000円
		委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあっては、25,000円)			委員	日額	20,000円 (合議体の長及び医師である委員にあっては、25,000円)
5 6	法令遵守審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	5 6	法令遵守審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 7	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 7	自治基本条例推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
5 8	退職手当審査会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 8	退職手当審査会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

5 9	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	5 9	市民協働推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 0	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 0	労働報酬審議会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 1	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 1	セーフコミュニティ推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 2	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 2	文化芸術振興委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 3	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 3	子ども育成推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 4	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 4	観光振興推進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
6 5	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	6 5	里地里山保全等促進委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

6	いじめ防止対策 委員会の委員	委員 長	日 額	<u>11,000円</u> (医師及び 弁護士で ある委員 長にあつ ては、 <u>24,000円</u> (2時間を超 えて調査 審議を行 った場合 は、1時間 (1時間未満 の端数が ある場合 におい て、その 端数が30 分以上の ときは1時 間とし、 30分未満 のときは 切り捨て る。)につ き12,000 円を <u>24,000円</u> に加算し て得た 額)。次項 において 同じ。)	6	いじめ防止対策 委員会の委員	委員 長	日 額	<u>8,800円</u>
---	-------------------	---------	--------	---	---	-------------------	---------	--------	---------------

		委員	日額	<u>10,000円</u> <u>(医師及び弁護士である委員にあっては、23,000円(2時間を超えて調査審議を行った場合は、1時間(1時間未満の端数がある場合において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)につき11,500円を23,000円に加算して得た額)。次項において同じ。)</u>		委員	日額	<u>7,800円</u>
6 7	いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>		6 7	いじめ問題調査委員会の委員	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	<u>7,800円</u>
6 8	久保奨学金奨学生選考委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>		6 8	久保奨学金奨学生選考委員会の委員	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	<u>7,800円</u>
6 9	行政不服審査会の委員	会長	日額	<u>16,100円</u>		6 9	行政不服審査会の委員	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>15,100円</u>			委員	<u>7,800円</u>
7 0	空家等対策協議会の委員	委員	日額	<u>10,000円</u>		7 0	空家等対策協議会の委員	<u>7,800円</u>

7 1	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	11,000円	7 1	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 2	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円	7 2	庁舎建設等検討委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 3	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	11,000円	7 3	公共施設最適化検討委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 4	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	16,100円	7 4	指定管理者選定評価委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	15,100円			委員	日額	7,800円
7 5	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	11,000円	7 5	地域包括ケア推進会議の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 6	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	11,000円	7 6	高齢者支援検討会議の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 7	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	11,000円	7 7	地域包括支援センター運営協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 8	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	11,000円	7 8	健康食育推進協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
7 9	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	11,000円	7 9	男女共同参画推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
8 0	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	11,000円	8 0	人権施策推進協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
8 1	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	11,000円	8 1	生涯学習推進会議の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円
8 2	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	11,000円	8 2	野生鳥獣等対策協議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	10,000円			委員	日額	7,800円

8 3	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 3	松川サク工業振興基金委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 4	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 4	中心市街地商店街空店舗対策事業補助金審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 5	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 5	あつぎ食ブランド選定委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 6	地域公共交通会議の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 6	地域公共交通会議の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 7	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	8 7	市史編集専門委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
8 8	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 8	教育振興基本計画審議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u> (部会の長である委員にあつては、 <u>11,000円</u>)			委員	日額	<u>7,800円</u> (部会の長である委員にあつては、 <u>8,800円</u>)
8 9	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	8 9	こどもアート展審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 0	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 0	和田傳文学賞審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 1	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 1	厚木こども科学賞審査会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 2	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	<u>11,000円</u>	9 2	教科用図書採択検討委員会の委員	委員長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>
9 3	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	<u>11,000円</u>	9 3	あつぎ郷土博物館協議会の委員	会長	日額	<u>8,800円</u>
		委員	日額	<u>10,000円</u>			委員	日額	<u>7,800円</u>

9 4	災害弔慰金等支 給審査会の委員	会長 委員	日 額	11,000円 10,000円	9 4	災害弔慰金等支 給審査会の委員	会長 委員	日 額	8,800円 7,800円
9 5	産業振興推進委 員会の委員	委員 長 委員	日 額 日 額	11,000円 10,000円	9 5	産業振興推進委 員会の委員	委員 長 委員	日 額 日 額	8,800円 7,800円
9 6	予防接種健康被 害調査委員会の 委員	委員 長 委員	日 額 日 額	25,000円 20,000円	9 6	予防接種健康被 害調査委員会の 委員	委員 長 委員	日 額 日 額	25,000円 20,000円
9 7	環境教育等推進 協議会の委員	会長 委員	日 額 日 額	11,000円 10,000円	9 7	環境教育等推進 協議会の委員	会長 委員	日 額 日 額	8,800円 7,800円
9 8	廃棄物減量等推 進審議会の委員	会長 委員	日 額 日 額	11,000円 10,000円	9 8	廃棄物減量等推 進審議会の委員	会長 委員	日 額 日 額	8,800円 7,800円
9 9	農業振興推進委 員会の委員	委員 長 委員	日 額 日 額	11,000円 10,000円	9 9	農業振興推進委 員会の委員	委員 長 委員	日 額 日 額	8,800円 7,800円
1 0 0	新たな交流拠点 検討委員会の委 員	委員 長 委員	日 額 日 額	11,000円 10,000円	1 0 0	新たな交流拠点 検討委員会の委 員	委員 長 委員	日 額 日 額	8,800円 7,800円
備考 略					備考 略				

議案第98号

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第3項第2号ウ中「7,200円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円							
1	195,800	225,600	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	227,200	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	228,800	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	230,400	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	232,000	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	233,700	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	235,000	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	236,300	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	237,600	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	238,700	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	239,800	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	240,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	242,000	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	243,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	244,700	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	246,100	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	247,500	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	248,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	250,300	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	251,700	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	253,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	254,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	255,600	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	256,900	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	258,100	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	259,300	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	260,500	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	261,700	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	262,800	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	263,900	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	265,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	266,100	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	267,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	243,300	268,000	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	244,700	269,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	246,100	270,000	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	247,500	276,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	248,900	277,300	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	250,300	278,300	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	251,700	279,300	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	253,100	280,300	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	254,300	281,300	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	255,600	282,200	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	256,900	283,200	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	258,100	284,200	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	259,300	285,200	327,700	375,400	393,300	420,100		

47	260, 500	286, 200	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	261, 700	287, 200	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	262, 800	288, 200	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	263, 900	289, 500	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	265, 000	290, 800	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	266, 100	292, 000	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	267, 000	293, 200	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	268, 000	294, 500	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	269, 000	295, 700	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	270, 000	296, 900	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	271, 000	297, 900	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	271, 900	299, 100	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	272, 700	300, 300	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	273, 600	301, 600	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	274, 400	302, 900	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	275, 200	303, 900	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	276, 000	304, 900	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	276, 700	305, 900	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	277, 400	307, 000	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	278, 200	308, 200	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	279, 000	309, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	279, 600	310, 500	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	280, 300	311, 600	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	281, 100	312, 900	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	281, 800	314, 200	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	282, 500	315, 500	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	283, 200	316, 700	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	283, 900	318, 000	350, 900	392, 100	406, 300			
75	284, 600	319, 300	351, 200	392, 500	406, 600			
76	285, 300	320, 600	351, 600	392, 800	406, 800			
77	286, 000	321, 900	352, 000	393, 200	407, 000			
78	286, 600	323, 100	352, 500	393, 700	407, 300			
79	287, 300	324, 400	353, 000	394, 100	407, 600			
80	287, 900	325, 500	353, 500	394, 500	407, 800			
81	288, 600	326, 400	353, 800	394, 900	408, 000			
82	289, 200	327, 700	354, 200	395, 400	408, 300			
83	289, 900	329, 000	354, 600	395, 800	408, 600			
84	290, 600	330, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	291, 100	331, 400	355, 300	396, 500	409, 000			
86	291, 700	332, 700	355, 700					
87	292, 300	333, 900	356, 100					
88	293, 000	335, 100	356, 500					
89	293, 600	336, 400	356, 700					
90	294, 200	337, 400	357, 100					
91	294, 800	338, 500	357, 500					
92	295, 500	339, 600	357, 900					
93	296, 100	340, 300	358, 100					
94	296, 700	341, 200	358, 400					
95	297, 200	341, 900	358, 800					
96	297, 700	342, 700	359, 100					

97	298,200	343,500	359,400					
98		343,900	359,800					
99		344,400	360,200					
100		345,100	360,600					
101		345,900	361,100					
102		346,600	361,500					
103		347,300	361,900					
104		347,900	362,300					
105		348,400	362,800					
106		349,000	363,200					
107		349,500	363,500					
108		350,100	363,800					
109		350,400	364,200					
110		350,900						
111		351,200						
112		351,600						
113		352,000						
114		352,500						
115		353,000						
116		353,500						
117		353,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	227,800	256,500	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	200,300	200,300	232,000	276,300	309,800
2	202,000	202,000	233,700	277,300	311,300
3	203,600	203,600	235,000	278,300	312,700
4	205,200	205,200	236,300	279,300	314,100
5	206,700	206,700	237,600	280,300	315,500
6	208,400	208,400	238,700	281,300	316,600
7	210,000	210,000	239,800	282,200	317,600
8	211,600	211,600	240,900	283,200	318,800
9	213,100	213,100	242,000	284,200	320,000
10	214,800	214,800	242,900	285,200	321,600
11	216,500	216,500	243,800	286,200	323,200
12	218,200	218,200	244,800	287,200	324,800
13	219,400	219,400	245,800	288,200	326,200
14	221,000	221,000	246,700	289,500	327,800
15	222,600	222,600	247,600	290,800	329,400
16	224,100	224,100	248,400	292,000	331,000
17	225,600	225,600	253,100	293,200	332,400
18	227,200	227,200	254,300	294,500	334,100
19	228,800	228,800	255,600	295,700	335,700
20	230,400	230,400	256,900	296,900	337,300
21	232,000	232,000	258,100	297,900	338,700
22	233,700	233,700	259,300	299,100	340,400
23	235,000	235,000	260,500	300,300	342,100
24	236,300	236,300	261,700	301,600	343,700
25	237,600	237,600	262,800	302,900	344,900
26	238,700	238,700	263,900	303,900	346,800
27	239,800	239,800	265,000	304,900	348,500
28	240,900	240,900	266,100	305,900	350,100
29	242,000	242,000	267,000	307,000	351,600
30	242,900	242,900	268,000	308,200	353,200
31	243,800	243,800	269,000	309,300	354,800
32	244,800	244,800	270,000	310,500	356,400
33	245,800	245,800	276,300	311,600	358,100
34	246,700	246,700	277,300	312,900	359,900
35	247,600	247,600	278,300	314,200	361,700
36	248,400	248,400	279,300	315,500	363,500
37	249,200	253,100	280,300	316,700	365,000
38	249,900	254,300	281,300	318,000	366,400
39	250,500	255,600	282,200	319,300	367,800
40	251,100	256,900	283,200	320,600	369,200
41	251,800	258,100	284,200	321,900	370,700
42	252,400	259,300	285,200	323,100	371,500
43	253,000	260,500	286,200	324,400	372,400
44	253,600	261,700	287,200	325,500	373,400
45	254,100	262,800	288,200	326,400	374,300
46	254,700	263,900	289,500	327,700	375,400

47	255, 300	265, 000	290, 800	329, 000	376, 300
48	255, 800	266, 100	292, 000	330, 300	377, 300
49	256, 200	267, 000	293, 200	331, 400	378, 200
50	256, 600	268, 000	294, 500	332, 700	378, 900
51	256, 900	269, 000	295, 700	333, 900	379, 600
52	257, 200	270, 000	296, 900	335, 100	380, 200
53	257, 500	271, 000	297, 900	336, 400	380, 600
54	257, 800	271, 900	299, 100	337, 400	381, 200
55	258, 100	272, 700	300, 300	338, 500	381, 800
56	258, 400	273, 600	301, 600	339, 600	382, 500
57	258, 700	274, 400	302, 900	340, 300	382, 800
58	259, 000	275, 200	303, 900	341, 200	383, 500
59	259, 300	276, 000	304, 900	341, 900	384, 200
60	259, 600	276, 700	305, 900	342, 700	384, 800
61	259, 900	277, 400	307, 000	343, 500	385, 100
62	260, 200	278, 200	308, 200	343, 900	385, 600
63	260, 500	279, 000	309, 300	344, 400	386, 200
64	260, 800	279, 600	310, 500	345, 100	386, 800
65	261, 100	280, 300	311, 600	345, 900	387, 100
66	261, 400	281, 100	312, 900	346, 600	387, 700
67	261, 700	281, 800	314, 200	347, 300	388, 400
68	262, 000	282, 500	315, 500	347, 900	389, 000
69	262, 300	283, 200	316, 700	348, 400	389, 400
70	262, 600	283, 900	318, 000	349, 000	389, 900
71	262, 900	284, 600	319, 300	349, 500	390, 500
72	263, 200	285, 300	320, 600	350, 100	391, 000
73	263, 500	286, 000	321, 900	350, 400	391, 500
74	263, 800	286, 600	323, 100	350, 900	392, 100
75	264, 100	287, 300	324, 400	351, 200	392, 500
76	264, 400	287, 900	325, 500	351, 600	392, 800
77	264, 700	288, 600	326, 400	352, 000	393, 200
78		289, 200	327, 700	352, 500	393, 700
79		289, 900	329, 000	353, 000	394, 100
80		290, 600	330, 300	353, 500	394, 500
81		291, 100	331, 400	353, 800	394, 900
82		291, 700	332, 700	354, 200	395, 400
83		292, 300	333, 900	354, 600	395, 800
84		293, 000	335, 100	355, 000	396, 200
85		293, 600	336, 400	355, 300	396, 500
86		294, 200	337, 400	355, 700	
87		294, 800	338, 500	356, 100	
88		295, 500	339, 600	356, 500	
89		296, 100	340, 300	356, 700	
90		296, 700	341, 200	357, 100	
91		297, 200	341, 900	357, 500	
92		297, 700	342, 700	357, 900	
93		298, 200	343, 500	358, 100	
94		298, 800	343, 900	358, 400	
95		299, 300	344, 400	358, 800	
96		299, 900	345, 100	359, 100	

97		300, 300	345, 900	359, 400	
98		300, 800	346, 600	359, 800	
99		301, 300	347, 300	360, 200	
100		301, 900	347, 900	360, 600	
101		302, 400	348, 400	361, 100	
102		302, 800	349, 000	361, 500	
103		303, 100	349, 500	361, 900	
104		303, 400	350, 100	362, 300	
105		303, 600	350, 400	362, 800	
106		303, 900	350, 900	363, 200	
107		304, 100	351, 200	363, 500	
108		304, 400	351, 600	363, 800	
109		304, 600	352, 000	364, 200	
110		304, 800	352, 500		
111		305, 100	353, 000		
112		305, 300	353, 500		
113		305, 600	353, 800		
114		305, 800			
115		306, 100			
116		306, 400			
117		306, 700			
118		307, 000			
119		307, 300			
120		307, 600			
121		307, 800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	200, 300	227, 800	256, 500	269, 500	290, 100

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円							
1	225,600	259,600	292,300	314,200	319,700	366,800	420,700	471,900
2	228,000	261,100	293,400	314,900	320,500	368,500	422,600	477,200
3	230,400	262,600	294,500	315,600	321,500	370,100	424,500	482,100
4	232,800	264,100	295,600	316,200	322,300	371,700	426,300	486,700
5	235,100	265,600	296,800	316,900	323,200	373,300	428,100	490,700
6	237,500	267,100	297,400	317,600	324,400	375,100	429,900	494,100
7	239,900	268,600	297,900	318,200	325,700	376,600	431,700	497,000
8	242,100	270,100	298,500	319,000	327,000	378,200	433,500	499,500
9	244,300	271,600	298,900	319,700	328,200	379,500	435,100	501,500
10	246,400	272,800	299,500	320,500	329,700	381,100	436,600	
11	248,500	274,000	300,000	321,500	331,000	382,700	438,100	
12	250,500	275,200	300,500	322,300	332,000	384,200	439,600	
13	252,400	276,400	300,900	323,200	332,900	386,100	441,100	
14	254,400	277,500	301,500	324,400	334,100	388,000	442,400	
15	256,400	278,600	302,000	325,700	335,200	389,900	443,700	
16	258,000	279,700	302,500	327,000	336,300	391,700	444,900	
17	259,600	281,000	303,000	328,200	337,400	393,200	446,100	
18	261,100	282,300	303,600	329,700	338,600	395,000	447,400	
19	262,600	283,500	304,000	331,000	339,800	396,700	448,700	
20	264,100	284,800	304,400	332,000	340,800	398,300	449,900	
21	265,600	285,700	304,900	332,900	341,900	400,000	451,100	
22	267,100	286,700	305,500	334,100	343,100	401,400	451,900	
23	268,600	287,800	306,100	335,200	344,300	402,800	452,700	
24	270,100	288,900	306,600	336,300	345,500	404,200	453,500	
25	271,600	290,100	307,200	337,400	346,600	405,600	454,100	
26	272,800	290,700	307,900	338,600	347,700	406,800	454,700	
27	274,000	291,300	308,600	339,800	348,900	408,000	455,300	
28	275,200	291,800	309,200	340,800	350,100	409,000	455,900	
29	276,400	292,200	309,800	341,900	351,200	410,100	456,600	
30	277,500	292,700	310,600	343,100	352,500	411,300	457,400	
31	278,600	293,200	311,400	344,300	353,700	412,400	457,800	
32	279,700	293,700	312,100	345,500	354,900	413,500	458,500	
33	281,000	294,100	312,900	346,600	356,100	414,200	459,000	
34	282,300	294,600	313,900	347,700	357,400	414,900	459,400	
35	283,500	295,100	314,900	348,900	358,700	415,500	459,800	
36	284,800	295,600	315,900	350,100	360,000	416,200	460,200	
37	285,700	296,100	316,900	351,200	360,900	416,800	460,600	
38	286,700	296,700	318,000	352,500	362,200	417,400	460,900	
39	287,800	297,100	319,000	353,700	363,400	417,900	461,200	
40	288,900	297,500	320,000	354,900	364,600	418,300	461,500	
41	290,100	298,000	321,000	356,100	365,700	418,700	461,800	
42	290,700	298,500	322,100	357,400	367,000	418,900	462,100	
43	291,300	299,000	323,200	358,700	368,400	419,200	462,400	
44	291,800	299,400	324,300	360,000	369,800	419,500	462,700	
45	292,200	299,900	325,100	360,900	371,100	419,800	463,000	
46	292,700	300,300	326,200	362,200	372,600	420,100		

47	293, 200	300, 800	327, 300	363, 400	374, 100	420, 400		
48	293, 700	301, 200	328, 400	364, 600	375, 500	420, 700		
49	294, 100	301, 700	329, 300	365, 700	376, 700	420, 900		
50	294, 600	302, 200	330, 400	367, 000	378, 100	421, 200		
51	295, 100	302, 600	331, 500	368, 400	379, 400	421, 400		
52	295, 600	303, 000	332, 600	369, 800	380, 800	421, 700		
53	296, 100	303, 500	333, 600	371, 100	381, 900	421, 900		
54	296, 700	303, 900	334, 700	372, 600	383, 100	422, 200		
55	297, 100	304, 300	335, 900	374, 100	384, 300	422, 500		
56	297, 500	304, 800	337, 100	375, 500	385, 500	422, 800		
57	298, 000	305, 300	337, 800	376, 700	386, 800	423, 000		
58	298, 500	305, 800	339, 100	378, 100	388, 000	423, 300		
59	299, 000	306, 400	340, 400	379, 400	389, 200	423, 600		
60	299, 400	306, 800	341, 700	380, 800	390, 300	423, 800		
61	299, 900	307, 300	342, 900	381, 900	391, 400	424, 000		
62	300, 300	307, 800	344, 300	383, 100	392, 600	424, 300		
63	300, 800	308, 400	345, 700	384, 300	393, 700	424, 600		
64	301, 200	309, 000	347, 100	385, 500	394, 900	424, 800		
65	301, 700	309, 500	348, 400	386, 800	396, 000	425, 000		
66	302, 200	310, 000	350, 000	388, 000	396, 600	425, 300		
67	302, 600	310, 700	351, 500	389, 200	397, 100	425, 600		
68	303, 000	311, 300	353, 000	390, 300	397, 600	425, 800		
69	303, 500	311, 900	354, 400	391, 400	398, 200	426, 000		
70	303, 900	312, 500	355, 900	392, 600	398, 800	426, 300		
71	304, 300	313, 200	357, 400	393, 700	399, 400	426, 600		
72	304, 800	313, 900	358, 800	394, 900	400, 000	426, 800		
73	305, 300	314, 600	360, 100	396, 000	400, 300	427, 000		
74	305, 800	315, 300	361, 300	396, 600	400, 800			
75	306, 400	316, 000	362, 500	397, 100	401, 300			
76	306, 800	316, 700	363, 800	397, 600	401, 800			
77	307, 300	317, 200	365, 100	398, 200	402, 200			
78	307, 800	318, 100	366, 600	398, 800	402, 600			
79	308, 400	319, 000	368, 100	399, 400	403, 100			
80	309, 000	319, 800	369, 500	400, 000	403, 600			
81	309, 500	320, 500	370, 800	400, 300	404, 000			
82	310, 000	321, 400	372, 000	400, 800	404, 500			
83	310, 700	322, 300	373, 100	401, 300	405, 000			
84	311, 300	323, 200	374, 300	401, 800	405, 400			
85	311, 900	324, 100	375, 400	402, 200	405, 700			
86	312, 500	325, 100	376, 500	402, 600	406, 100			
87	313, 200	326, 100	377, 600	403, 100	406, 500			
88	313, 900	327, 000	378, 700	403, 600	406, 800			
89	314, 600	327, 800	379, 900	404, 000	407, 100			
90	315, 300	328, 400	380, 400	404, 500	407, 600			
91	316, 000	329, 000	381, 000	405, 000	408, 100			
92	316, 700	329, 600	381, 600	405, 400	408, 600			
93	317, 200	330, 100	382, 200	405, 700	408, 900			
94	318, 100	330, 600	382, 700	406, 100	409, 400			
95	319, 000	331, 000	383, 100	406, 500	409, 900			
96	319, 800	331, 500	383, 600	406, 800	410, 400			

97	320, 500	332, 300	384, 000	407, 100	410, 700			
98	321, 400	332, 900	384, 400	407, 600	411, 200			
99	322, 300	333, 600	384, 900	408, 100	411, 700			
100	323, 200	334, 200	385, 400	408, 600	412, 200			
101	324, 100	334, 800	385, 800	408, 900	412, 600			
102	325, 100	335, 500	386, 300	409, 400	413, 100			
103	326, 100	336, 200	386, 900	409, 900	413, 500			
104	327, 000	336, 900	387, 400	410, 400	414, 000			
105	327, 800	337, 500	387, 600	410, 700	414, 400			
106	328, 400	337, 800	388, 100	411, 200	414, 900			
107	329, 000	338, 300	388, 600	411, 700	415, 300			
108	329, 600	338, 800	389, 000	412, 200	415, 800			
109	330, 100	339, 100	389, 500	412, 600	416, 200			
110	330, 600	339, 400	390, 000	413, 100	416, 700			
111	331, 000	339, 900	390, 500	413, 500	417, 100			
112	331, 500	340, 400	391, 000	414, 000	417, 600			
113	332, 300	340, 700	391, 300	414, 400	418, 000			
114	332, 900	341, 000	391, 800		418, 500			
115	333, 600	341, 500	392, 300		418, 900			
116	334, 200	342, 000	392, 800		419, 400			
117	334, 800	342, 300	393, 100		419, 800			
118	335, 500	342, 600	393, 600		420, 300			
119	336, 200	343, 100	394, 000		420, 700			
120	336, 900	343, 600	394, 400		421, 200			
121	337, 500	343, 900	394, 700		421, 600			
122	337, 800	344, 200	395, 100					
123	338, 300	344, 700	395, 600					
124	338, 800	345, 200	396, 100					
125	339, 100	345, 500	396, 400					
126		345, 800						
127		346, 300						
128		346, 800						
129		347, 100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	227, 800	256, 500	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

第2条 厚木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

円
392,000
440,000
492,000
555,000
634,000
740,000

」

を

「

円
405,000
455,000
508,000
574,000
655,000
765,000

」

に改める。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第4条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項（厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第24号）附則第11条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和7年12月1日である期末手当及び勤勉手当から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

参考資料

新旧対照表

新

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

※ 下線部分が変更部分

(通勤手当)

第8条の2 略

2 略

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)ア及びイ 略

ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,300円</u>
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,400円</u>
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>13,500円</u>
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>16,600円</u>
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>19,700円</u>
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>22,800円</u>
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>25,900円</u>
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>29,100円</u>
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>32,300円</u>
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>35,500円</u>
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>38,700円</u>

(3) 略

4~7 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3~5 略

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

※ 下線部分が変更部分

(通勤手当)

第8条の2 略

2 略

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)ア及びイ 略

ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	<u>7,200円</u>
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	<u>10,000円</u>
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	<u>12,900円</u>
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	<u>15,800円</u>
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	<u>18,700円</u>
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	<u>21,600円</u>
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	<u>24,400円</u>
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	<u>26,200円</u>
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	<u>28,000円</u>
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	<u>29,800円</u>
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	<u>31,600円</u>

(3) 略

4~7 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3~5 略

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	195,800	225,600	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	227,200	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	228,800	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	230,400	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	232,000	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	233,700	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	235,000	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	236,300	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	237,600	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	238,700	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	239,800	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	240,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	242,000	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	243,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	244,700	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	246,100	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	247,500	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	248,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	250,300	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	251,700	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	253,100	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	254,300	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	255,600	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	256,900	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	258,100	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	259,300	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	260,500	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	261,700	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	262,800	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	263,900	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	265,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	266,100	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	267,000	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	243,300	268,000	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	244,700	269,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	246,100	270,000	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	247,500	276,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	248,900	277,300	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	250,300	278,300	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	251,700	279,300	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	253,100	280,300	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	254,300	281,300	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	255,600	282,200	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	256,900	283,200	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	

※表中の改正部分に係る下線略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	213,600	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	215,200	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	216,800	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	218,400	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	220,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	221,700	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	223,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	224,300	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	225,600	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	226,700	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	227,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	228,900	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	230,000	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	231,500	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	233,000	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	234,500	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	236,000	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	237,500	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	239,000	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	240,500	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	242,000	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	243,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	244,800	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	246,200	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	247,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	248,600	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	249,800	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	251,000	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	252,100	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	253,200	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	254,300	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	255,400	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	256,400	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,500	257,400	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	233,000	258,400	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	234,500	259,400	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	236,000	265,300	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	237,500	266,300	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	239,000	267,300	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	240,500	268,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	242,000	269,300	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	243,400	270,300	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	244,800	271,300	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	246,200	272,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	258, 100	284, 200	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	259, 300	285, 200	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	260, 500	286, 200	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	261, 700	287, 200	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	262, 800	288, 200	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	263, 900	289, 500	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	265, 000	290, 800	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	266, 100	292, 000	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	267, 000	293, 200	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	268, 000	294, 500	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	269, 000	295, 700	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	270, 000	296, 900	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	271, 000	297, 900	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	271, 900	299, 100	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	272, 700	300, 300	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	273, 600	301, 600	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	274, 400	302, 900	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	275, 200	303, 900	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	276, 000	304, 900	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	276, 700	305, 900	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	277, 400	307, 000	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	278, 200	308, 200	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	279, 000	309, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	279, 600	310, 500	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	280, 300	311, 600	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	281, 100	312, 900	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	281, 800	314, 200	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	282, 500	315, 500	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	283, 200	316, 700	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	283, 900	318, 000	350, 900	392, 100	406, 300			
75	284, 600	319, 300	351, 200	392, 500	406, 600			
76	285, 300	320, 600	351, 600	392, 800	406, 800			
77	286, 000	321, 900	352, 000	393, 200	407, 000			
78	286, 600	323, 100	352, 500	393, 700	407, 300			
79	287, 300	324, 400	353, 000	394, 100	407, 600			
80	287, 900	325, 500	353, 500	394, 500	407, 800			
81	288, 600	326, 400	353, 800	394, 900	408, 000			
82	289, 200	327, 700	354, 200	395, 400	408, 300			
83	289, 900	329, 000	354, 600	395, 800	408, 600			
84	290, 600	330, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	291, 100	331, 400	355, 300	396, 500	409, 000			
86	291, 700	332, 700	355, 700					
87	292, 300	333, 900	356, 100					
88	293, 000	335, 100	356, 500					
89	293, 600	336, 400	356, 700					
90	294, 200	337, 400	357, 100					
91	294, 800	338, 500	357, 500					
92	295, 500	339, 600	357, 900					

※表中の改正部分に係る下線略

45	247, 400	273, 300	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	248, 600	274, 300	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	249, 800	275, 300	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	251, 000	276, 400	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	252, 100	277, 400	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	253, 200	278, 700	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	254, 300	280, 000	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	255, 400	281, 200	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	256, 400	282, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	257, 400	283, 800	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	258, 400	285, 000	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	259, 400	286, 200	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	260, 400	287, 300	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	261, 300	288, 500	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	262, 200	289, 800	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	263, 100	291, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	263, 900	292, 400	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	264, 700	293, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	265, 500	294, 400	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	266, 300	295, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	267, 000	296, 600	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	267, 800	297, 800	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	268, 600	298, 900	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	269, 300	300, 100	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	270, 000	301, 300	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	270, 800	302, 600	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	271, 600	303, 900	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	272, 300	305, 200	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	273, 000	306, 500	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	273, 800	307, 800	341, 100	381, 600	395, 500			
75	274, 600	309, 100	341, 500	382, 100	395, 800			
76	275, 300	310, 400	341, 900	382, 400	396, 000			
77	276, 000	311, 700	342, 300	382, 800	396, 200			
78	276, 700	313, 000	342, 800	383, 300	396, 500			
79	277, 400	314, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	278, 100	315, 400	343, 800	384, 100	397, 000			
81	278, 800	316, 300	344, 100	384, 500	397, 200			
82	279, 500	317, 600	344, 500	385, 000	397, 500			
83	280, 200	318, 900	344, 900	385, 400	397, 800			
84	280, 900	320, 200	345, 300	385, 800	398, 000			
85	281, 500	321, 400	345, 600	386, 100	398, 200			
86	282, 200	322, 700	346, 000					
87	282, 800	323, 900	346, 400					
88	283, 500	325, 100	346, 800					
89	284, 100	326, 400	347, 000					
90	284, 800	327, 500	347, 400					
91	285, 400	328, 600	347, 800					
92	286, 100	329, 700	348, 200					

新

※表中の改正部分に係る下線略

93	296, 100	340, 300	358, 100					
94	296, 700	341, 200	358, 400					
95	297, 200	341, 900	358, 800					
96	297, 700	342, 700	359, 100					
97	298, 200	343, 500	359, 400					
98		343, 900	359, 800					
99		344, 400	360, 200					
100		345, 100	360, 600					
101		345, 900	361, 100					
102		346, 600	361, 500					
103		347, 300	361, 900					
104		347, 900	362, 300					
105		348, 400	362, 800					
106		349, 000	363, 200					
107		349, 500	363, 500					
108		350, 100	363, 800					
109		350, 400	364, 200					
110		350, 900						
111		351, 200						
112		351, 600						
113		352, 000						
114		352, 500						
115		353, 000						
116		353, 500						
117		353, 800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	227, 800	256, 500	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

※表中の改正部分に係る下線略

93	286,700	330,400	348,400					
94	287,400	331,300	348,800					
95	288,000	332,000	349,200					
96	288,500	332,800	349,500					
97	289,000	333,600	349,800					
98		334,000	350,200					
99		334,600	350,600					
100		335,300	351,000					
101		336,100	351,500					
102		336,800	351,900					
103		337,500	352,300					
104		338,100	352,700					
105		338,600	353,200					
106		339,200	353,600					
107		339,700	353,900					
108		340,300	354,200					
109		340,600	354,700					
110		341,100						
111		341,500						
112		341,900						
113		342,300						
114		342,800						
115		343,300						
116		343,800						
117		344,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	200,300	200,300	232,000	276,300	309,800
2	202,000	202,000	233,700	277,300	311,300
3	203,600	203,600	235,000	278,300	312,700
4	205,200	205,200	236,300	279,300	314,100
5	206,700	206,700	237,600	280,300	315,500
6	208,400	208,400	238,700	281,300	316,600
7	210,000	210,000	239,800	282,200	317,600
8	211,600	211,600	240,900	283,200	318,800
9	213,100	213,100	242,000	284,200	320,000
10	214,800	214,800	242,900	285,200	321,600
11	216,500	216,500	243,800	286,200	323,200
12	218,200	218,200	244,800	287,200	324,800
13	219,400	219,400	245,800	288,200	326,200
14	221,000	221,000	246,700	289,500	327,800
15	222,600	222,600	247,600	290,800	329,400
16	224,100	224,100	248,400	292,000	331,000
17	225,600	225,600	253,100	293,200	332,400
18	227,200	227,200	254,300	294,500	334,100
19	228,800	228,800	255,600	295,700	335,700
20	230,400	230,400	256,900	296,900	337,300
21	232,000	232,000	258,100	297,900	338,700
22	233,700	233,700	259,300	299,100	340,400
23	235,000	235,000	260,500	300,300	342,100
24	236,300	236,300	261,700	301,600	343,700
25	237,600	237,600	262,800	302,900	344,900
26	238,700	238,700	263,900	303,900	346,800
27	239,800	239,800	265,000	304,900	348,500
28	240,900	240,900	266,100	305,900	350,100
29	242,000	242,000	267,000	307,000	351,600
30	242,900	242,900	268,000	308,200	353,200
31	243,800	243,800	269,000	309,300	354,800
32	244,800	244,800	270,000	310,500	356,400
33	245,800	245,800	276,300	311,600	358,100
34	246,700	246,700	277,300	312,900	359,900
35	247,600	247,600	278,300	314,200	361,700
36	248,400	248,400	279,300	315,500	363,500
37	249,200	253,100	280,300	316,700	365,000
38	249,900	254,300	281,300	318,000	366,400
39	250,500	255,600	282,200	319,300	367,800
40	251,100	256,900	283,200	320,600	369,200
41	251,800	258,100	284,200	321,900	370,700
42	252,400	259,300	285,200	323,100	371,500
43	253,000	260,500	286,200	324,400	372,400
44	253,600	261,700	287,200	325,500	373,400

※表中の改正部分に係る下線略

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,000	188,000	220,000	265,300	298,800
2	189,700	189,700	221,700	266,300	300,300
3	191,300	191,300	223,000	267,300	301,800
4	192,900	192,900	224,300	268,300	303,200
5	194,500	194,500	225,600	269,300	304,600
6	196,200	196,200	226,700	270,300	305,700
7	197,800	197,800	227,800	271,300	306,700
8	199,400	199,400	228,900	272,300	307,900
9	201,000	201,000	230,000	273,300	309,100
10	202,700	202,700	231,100	274,300	310,700
11	204,400	204,400	232,200	275,300	312,300
12	206,100	206,100	233,300	276,400	313,900
13	207,400	207,400	234,400	277,400	315,400
14	209,000	209,000	235,400	278,700	317,000
15	210,600	210,600	236,400	280,000	318,600
16	212,100	212,100	237,300	281,200	320,200
17	213,600	213,600	242,000	282,500	321,700
18	215,200	215,200	243,400	283,800	323,400
19	216,800	216,800	244,800	285,000	325,000
20	218,400	218,400	246,200	286,200	326,600
21	220,000	220,000	247,400	287,300	328,000
22	221,700	221,700	248,600	288,500	329,700
23	223,000	223,000	249,800	289,800	331,400
24	224,300	224,300	251,000	291,100	333,000
25	225,600	225,600	252,100	292,400	334,200
26	226,700	226,700	253,200	293,400	336,100
27	227,800	227,800	254,300	294,400	337,800
28	228,900	228,900	255,400	295,500	339,400
29	230,000	230,000	256,400	296,600	340,900
30	231,100	231,100	257,400	297,800	342,500
31	232,200	232,200	258,400	298,900	344,100
32	233,300	233,300	259,400	300,100	345,700
33	234,400	234,400	265,300	301,300	347,400
34	235,400	235,400	266,300	302,600	349,200
35	236,400	236,400	267,300	303,900	351,000
36	237,300	237,300	268,300	305,200	352,800
37	238,200	242,000	269,300	306,500	354,300
38	239,100	243,400	270,300	307,800	355,700
39	239,900	244,800	271,300	309,100	357,100
40	240,700	246,200	272,300	310,400	358,500
41	241,400	247,400	273,300	311,700	360,000
42	242,000	248,600	274,300	313,000	360,800
43	242,600	249,800	275,300	314,300	361,800
44	243,200	251,000	276,400	315,400	362,800

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	254, 100	262, 800	288, 200	326, 400	374, 300
46	254, 700	263, 900	289, 500	327, 700	375, 400
47	255, 300	265, 000	290, 800	329, 000	376, 300
48	255, 800	266, 100	292, 000	330, 300	377, 300
49	256, 200	267, 000	293, 200	331, 400	378, 200
50	256, 600	268, 000	294, 500	332, 700	378, 900
51	256, 900	269, 000	295, 700	333, 900	379, 600
52	257, 200	270, 000	296, 900	335, 100	380, 200
53	257, 500	271, 000	297, 900	336, 400	380, 600
54	257, 800	271, 900	299, 100	337, 400	381, 200
55	258, 100	272, 700	300, 300	338, 500	381, 800
56	258, 400	273, 600	301, 600	339, 600	382, 500
57	258, 700	274, 400	302, 900	340, 300	382, 800
58	259, 000	275, 200	303, 900	341, 200	383, 500
59	259, 300	276, 000	304, 900	341, 900	384, 200
60	259, 600	276, 700	305, 900	342, 700	384, 800
61	259, 900	277, 400	307, 000	343, 500	385, 100
62	260, 200	278, 200	308, 200	343, 900	385, 600
63	260, 500	279, 000	309, 300	344, 400	386, 200
64	260, 800	279, 600	310, 500	345, 100	386, 800
65	261, 100	280, 300	311, 600	345, 900	387, 100
66	261, 400	281, 100	312, 900	346, 600	387, 700
67	261, 700	281, 800	314, 200	347, 300	388, 400
68	262, 000	282, 500	315, 500	347, 900	389, 000
69	262, 300	283, 200	316, 700	348, 400	389, 400
70	262, 600	283, 900	318, 000	349, 000	389, 900
71	262, 900	284, 600	319, 300	349, 500	390, 500
72	263, 200	285, 300	320, 600	350, 100	391, 000
73	263, 500	286, 000	321, 900	350, 400	391, 500
74	263, 800	286, 600	323, 100	350, 900	392, 100
75	264, 100	287, 300	324, 400	351, 200	392, 500
76	264, 400	287, 900	325, 500	351, 600	392, 800
77	264, 700	288, 600	326, 400	352, 000	393, 200
78		289, 200	327, 700	352, 500	393, 700
79		289, 900	329, 000	353, 000	394, 100
80		290, 600	330, 300	353, 500	394, 500
81		291, 100	331, 400	353, 800	394, 900
82		291, 700	332, 700	354, 200	395, 400
83		292, 300	333, 900	354, 600	395, 800
84		293, 000	335, 100	355, 000	396, 200
85		293, 600	336, 400	355, 300	396, 500
86		294, 200	337, 400	355, 700	
87		294, 800	338, 500	356, 100	
88		295, 500	339, 600	356, 500	
89		296, 100	340, 300	356, 700	
90		296, 700	341, 200	357, 100	
91		297, 200	341, 900	357, 500	
92		297, 700	342, 700	357, 900	

※表中の改正部分に係る下線略

45	243,800	252,100	277,400	316,300	363,700
46	244,400	253,200	278,700	317,600	364,800
47	245,000	254,300	280,000	318,900	365,700
48	245,500	255,400	281,200	320,200	366,700
49	246,000	256,400	282,500	321,400	367,600
50	246,400	257,400	283,800	322,700	368,300
51	246,700	258,400	285,000	323,900	369,000
52	247,000	259,400	286,200	325,100	369,600
53	247,300	260,400	287,300	326,400	370,000
54	247,600	261,300	288,500	327,500	370,600
55	247,900	262,200	289,800	328,600	371,300
56	248,200	263,100	291,100	329,700	372,000
57	248,500	263,900	292,400	330,400	372,300
58	248,800	264,700	293,400	331,300	373,000
59	249,100	265,500	294,400	332,000	373,700
60	249,400	266,300	295,500	332,800	374,300
61	249,700	267,000	296,600	333,600	374,600
62	250,000	267,800	297,800	334,000	375,100
63	250,300	268,600	298,900	334,600	375,700
64	250,600	269,300	300,100	335,300	376,300
65	250,900	270,000	301,300	336,100	376,600
66	251,200	270,800	302,600	336,800	377,200
67	251,500	271,600	303,900	337,500	377,900
68	251,800	272,300	305,200	338,100	378,500
69	252,100	273,000	306,500	338,600	378,900
70	252,400	273,800	307,800	339,200	379,400
71	252,700	274,600	309,100	339,700	380,000
72	253,000	275,300	310,400	340,300	380,500
73	253,300	276,000	311,700	340,600	381,000
74	253,600	276,700	313,000	341,100	381,600
75	253,900	277,400	314,300	341,500	382,100
76	254,200	278,100	315,400	341,900	382,400
77	254,500	278,800	316,300	342,300	382,800
78		279,500	317,600	342,800	383,300
79		280,200	318,900	343,300	383,700
80		280,900	320,200	343,800	384,100
81		281,500	321,400	344,100	384,500
82		282,200	322,700	344,500	385,000
83		282,800	323,900	344,900	385,400
84		283,500	325,100	345,300	385,800
85		284,100	326,400	345,600	386,100
86		284,800	327,500	346,000	
87		285,400	328,600	346,400	
88		286,100	329,700	346,800	
89		286,700	330,400	347,000	
90		287,400	331,300	347,400	
91		288,000	332,000	347,800	
92		288,500	332,800	348,200	

新

※表中の改正部分に係る下線略

93		298,200	343,500	358,100	
94		298,800	343,900	358,400	
95		299,300	344,400	358,800	
96		299,900	345,100	359,100	
97		300,300	345,900	359,400	
98		300,800	346,600	359,800	
99		301,300	347,300	360,200	
100		301,900	347,900	360,600	
101		302,400	348,400	361,100	
102		302,800	349,000	361,500	
103		303,100	349,500	361,900	
104		303,400	350,100	362,300	
105		303,600	350,400	362,800	
106		303,900	350,900	363,200	
107		304,100	351,200	363,500	
108		304,400	351,600	363,800	
109		304,600	352,000	364,200	
110		304,800	352,500		
111		305,100	353,000		
112		305,300	353,500		
113		305,600	353,800		
114		305,800			
115		306,100			
116		306,400			
117		306,700			
118		307,000			
119		307,300			
120		307,600			
121		307,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	200,300	227,800	256,500	269,500	290,100

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

※表中の改正部分に係る下線略

93		289,000	333,600	348,400	
94		289,600	334,000	348,800	
95		290,100	334,600	349,200	
96		290,700	335,300	349,500	
97		291,200	336,100	349,800	
98		291,700	336,800	350,200	
99		292,300	337,500	350,600	
100		292,900	338,100	351,000	
101		293,400	338,600	351,500	
102		293,900	339,200	351,900	
103		294,300	339,700	352,300	
104		294,600	340,300	352,700	
105		294,800	340,600	353,200	
106		295,100	341,100	353,600	
107		295,300	341,500	353,900	
108		295,600	341,900	354,200	
109		295,800	342,300	354,700	
110		296,000	342,800		
111		296,300	343,300		
112		296,500	343,800		
113		296,800	344,100		
114		297,100			
115		297,400			
116		297,700			
117		298,000			
118		298,300			
119		298,600			
120		299,000			
121		299,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	192,000	219,500	247,600	260,000	279,700

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	225,600	259,600	292,300	314,200	319,700	366,800	420,700	471,900
2	228,000	261,100	293,400	314,900	320,500	368,500	422,600	477,200
3	230,400	262,600	294,500	315,600	321,500	370,100	424,500	482,100
4	232,800	264,100	295,600	316,200	322,300	371,700	426,300	486,700
5	235,100	265,600	296,800	316,900	323,200	373,300	428,100	490,700
6	237,500	267,100	297,400	317,600	324,400	375,100	429,900	494,100
7	239,900	268,600	297,900	318,200	325,700	376,600	431,700	497,000
8	242,100	270,100	298,500	319,000	327,000	378,200	433,500	499,500
9	244,300	271,600	298,900	319,700	328,200	379,500	435,100	501,500
10	246,400	272,800	299,500	320,500	329,700	381,100	436,600	
11	248,500	274,000	300,000	321,500	331,000	382,700	438,100	
12	250,500	275,200	300,500	322,300	332,000	384,200	439,600	
13	252,400	276,400	300,900	323,200	332,900	386,100	441,100	
14	254,400	277,500	301,500	324,400	334,100	388,000	442,400	
15	256,400	278,600	302,000	325,700	335,200	389,900	443,700	
16	258,000	279,700	302,500	327,000	336,300	391,700	444,900	
17	259,600	281,000	303,000	328,200	337,400	393,200	446,100	
18	261,100	282,300	303,600	329,700	338,600	395,000	447,400	
19	262,600	283,500	304,000	331,000	339,800	396,700	448,700	
20	264,100	284,800	304,400	332,000	340,800	398,300	449,900	
21	265,600	285,700	304,900	332,900	341,900	400,000	451,100	
22	267,100	286,700	305,500	334,100	343,100	401,400	451,900	
23	268,600	287,800	306,100	335,200	344,300	402,800	452,700	
24	270,100	288,900	306,600	336,300	345,500	404,200	453,500	
25	271,600	290,100	307,200	337,400	346,600	405,600	454,100	
26	272,800	290,700	307,900	338,600	347,700	406,800	454,700	
27	274,000	291,300	308,600	339,800	348,900	408,000	455,300	
28	275,200	291,800	309,200	340,800	350,100	409,000	455,900	
29	276,400	292,200	309,800	341,900	351,200	410,100	456,600	
30	277,500	292,700	310,600	343,100	352,500	411,300	457,400	
31	278,600	293,200	311,400	344,300	353,700	412,400	457,800	
32	279,700	293,700	312,100	345,500	354,900	413,500	458,500	
33	281,000	294,100	312,900	346,600	356,100	414,200	459,000	
34	282,300	294,600	313,900	347,700	357,400	414,900	459,400	
35	283,500	295,100	314,900	348,900	358,700	415,500	459,800	
36	284,800	295,600	315,900	350,100	360,000	416,200	460,200	
37	285,700	296,100	316,900	351,200	360,900	416,800	460,600	
38	286,700	296,700	318,000	352,500	362,200	417,400	460,900	
39	287,800	297,100	319,000	353,700	363,400	417,900	461,200	
40	288,900	297,500	320,000	354,900	364,600	418,300	461,500	
41	290,100	298,000	321,000	356,100	365,700	418,700	461,800	
42	290,700	298,500	322,100	357,400	367,000	418,900	462,100	
43	291,300	299,000	323,200	358,700	368,400	419,200	462,400	
44	291,800	299,400	324,300	360,000	369,800	419,500	462,700	

※表中の改正部分に係る下線略

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	211,600	245,800	279,500	301,700	307,400	355,200	408,300	458,300
2	214,000	247,300	280,800	302,400	308,200	356,900	410,200	463,800
3	216,400	248,800	282,100	303,100	309,200	358,500	412,100	468,800
4	218,800	250,300	283,300	303,700	310,100	360,100	413,900	473,500
5	221,200	251,800	284,500	304,400	311,000	361,700	415,700	477,500
6	223,600	253,400	285,100	305,200	312,300	363,500	417,500	481,000
7	226,000	254,900	285,700	305,900	313,600	365,000	419,300	484,000
8	228,200	256,400	286,300	306,700	314,900	366,600	421,100	486,500
9	230,400	257,900	286,800	307,400	316,200	368,000	422,700	488,500
10	232,500	259,100	287,400	308,200	317,700	369,600	424,200	
11	234,600	260,300	288,000	309,200	319,000	371,200	425,700	
12	236,600	261,500	288,500	310,100	320,100	372,700	427,200	
13	238,600	262,700	289,000	311,000	321,100	374,600	428,700	
14	240,600	264,000	289,600	312,300	322,300	376,500	430,000	
15	242,600	265,300	290,100	313,600	323,500	378,400	431,300	
16	244,200	266,600	290,600	314,900	324,600	380,200	432,500	
17	245,800	267,900	291,100	316,200	325,700	381,700	433,700	
18	247,300	269,400	291,700	317,700	326,900	383,500	435,000	
19	248,800	270,700	292,200	319,000	328,100	385,200	436,300	
20	250,300	272,100	292,700	320,100	329,200	386,800	437,500	
21	251,800	273,100	293,200	321,100	330,300	388,500	438,700	
22	253,400	274,400	293,800	322,300	331,500	389,900	439,500	
23	254,900	275,700	294,400	323,500	332,700	391,300	440,300	
24	256,400	276,900	295,000	324,600	333,900	392,700	441,100	
25	257,900	278,100	295,700	325,700	335,100	394,100	441,700	
26	259,100	278,700	296,400	326,900	336,300	395,300	442,300	
27	260,300	279,300	297,100	328,100	337,500	396,500	442,900	
28	261,500	279,900	297,800	329,200	338,700	397,500	443,500	
29	262,700	280,300	298,400	330,300	339,900	398,600	444,200	
30	264,000	280,900	299,300	331,500	341,200	399,800	445,000	
31	265,300	281,400	300,100	332,700	342,400	400,900	445,400	
32	266,600	281,900	300,900	333,900	343,600	402,000	446,100	
33	267,900	282,400	301,700	335,100	344,800	402,700	446,600	
34	269,400	283,000	302,800	336,300	346,200	403,400	447,000	
35	270,700	283,500	303,900	337,500	347,500	404,100	447,400	
36	272,100	284,000	304,900	338,700	348,800	404,800	447,800	
37	273,100	284,500	305,900	339,900	349,700	405,400	448,200	
38	274,400	285,100	307,000	341,200	351,000	406,000	448,600	
39	275,700	285,600	308,000	342,400	352,200	406,500	449,000	
40	276,900	286,100	309,100	343,600	353,400	406,900	449,300	
41	278,100	286,600	310,100	344,800	354,600	407,300	449,600	
42	278,700	287,100	311,200	346,200	356,000	407,500	450,000	
43	279,300	287,600	312,300	347,500	357,400	407,800	450,300	
44	279,900	288,100	313,400	348,800	358,800	408,100	450,600	

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	292, 200	299, 900	325, 100	360, 900	371, 100	419, 800	463, 000	
46	292, 700	300, 300	326, 200	362, 200	372, 600	420, 100		
47	293, 200	300, 800	327, 300	363, 400	374, 100	420, 400		
48	293, 700	301, 200	328, 400	364, 600	375, 500	420, 700		
49	294, 100	301, 700	329, 300	365, 700	376, 700	420, 900		
50	294, 600	302, 200	330, 400	367, 000	378, 100	421, 200		
51	295, 100	302, 600	331, 500	368, 400	379, 400	421, 400		
52	295, 600	303, 000	332, 600	369, 800	380, 800	421, 700		
53	296, 100	303, 500	333, 600	371, 100	381, 900	421, 900		
54	296, 700	303, 900	334, 700	372, 600	383, 100	422, 200		
55	297, 100	304, 300	335, 900	374, 100	384, 300	422, 500		
56	297, 500	304, 800	337, 100	375, 500	385, 500	422, 800		
57	298, 000	305, 300	337, 800	376, 700	386, 800	423, 000		
58	298, 500	305, 800	339, 100	378, 100	388, 000	423, 300		
59	299, 000	306, 400	340, 400	379, 400	389, 200	423, 600		
60	299, 400	306, 800	341, 700	380, 800	390, 300	423, 800		
61	299, 900	307, 300	342, 900	381, 900	391, 400	424, 000		
62	300, 300	307, 800	344, 300	383, 100	392, 600	424, 300		
63	300, 800	308, 400	345, 700	384, 300	393, 700	424, 600		
64	301, 200	309, 000	347, 100	385, 500	394, 900	424, 800		
65	301, 700	309, 500	348, 400	386, 800	396, 000	425, 000		
66	302, 200	310, 000	350, 000	388, 000	396, 600	425, 300		
67	302, 600	310, 700	351, 500	389, 200	397, 100	425, 600		
68	303, 000	311, 300	353, 000	390, 300	397, 600	425, 800		
69	303, 500	311, 900	354, 400	391, 400	398, 200	426, 000		
70	303, 900	312, 500	355, 900	392, 600	398, 800	426, 300		
71	304, 300	313, 200	357, 400	393, 700	399, 400	426, 600		
72	304, 800	313, 900	358, 800	394, 900	400, 000	426, 800		
73	305, 300	314, 600	360, 100	396, 000	400, 300	427, 000		
74	305, 800	315, 300	361, 300	396, 600	400, 800			
75	306, 400	316, 000	362, 500	397, 100	401, 300			
76	306, 800	316, 700	363, 800	397, 600	401, 800			
77	307, 300	317, 200	365, 100	398, 200	402, 200			
78	307, 800	318, 100	366, 600	398, 800	402, 600			
79	308, 400	319, 000	368, 100	399, 400	403, 100			
80	309, 000	319, 800	369, 500	400, 000	403, 600			
81	309, 500	320, 500	370, 800	400, 300	404, 000			
82	310, 000	321, 400	372, 000	400, 800	404, 500			
83	310, 700	322, 300	373, 100	401, 300	405, 000			
84	311, 300	323, 200	374, 300	401, 800	405, 400			
85	311, 900	324, 100	375, 400	402, 200	405, 700			
86	312, 500	325, 100	376, 500	402, 600	406, 100			
87	313, 200	326, 100	377, 600	403, 100	406, 500			
88	313, 900	327, 000	378, 700	403, 600	406, 800			
89	314, 600	327, 800	379, 900	404, 000	407, 100			
90	315, 300	328, 400	380, 400	404, 500	407, 600			
91	316, 000	329, 000	381, 000	405, 000	408, 100			
92	316, 700	329, 600	381, 600	405, 400	408, 600			

※表中の改正部分に係る下線略

45	280, 300	288, 600	314, 400	349, 700	360, 100	408, 400	450, 900	
46	280, 900	289, 100	315, 500	351, 000	361, 600	408, 700		
47	281, 400	289, 600	316, 600	352, 200	363, 100	409, 000		
48	281, 900	290, 100	317, 700	353, 400	364, 500	409, 300		
49	282, 400	290, 600	318, 700	354, 600	365, 700	409, 500		
50	283, 000	291, 100	319, 800	356, 000	367, 100	409, 800		
51	283, 500	291, 600	320, 900	357, 400	368, 400	410, 100		
52	284, 000	292, 100	322, 000	358, 800	369, 800	410, 400		
53	284, 500	292, 600	323, 000	360, 100	370, 900	410, 600		
54	285, 100	293, 100	324, 200	361, 600	372, 100	410, 900		
55	285, 600	293, 600	325, 400	363, 100	373, 300	411, 200		
56	286, 100	294, 100	326, 600	364, 500	374, 500	411, 500		
57	286, 600	294, 600	327, 300	365, 700	375, 800	411, 700		
58	287, 100	295, 200	328, 600	367, 100	377, 000	412, 000		
59	287, 600	295, 800	329, 900	368, 400	378, 200	412, 300		
60	288, 100	296, 300	331, 200	369, 800	379, 300	412, 500		
61	288, 600	296, 800	332, 500	370, 900	380, 400	412, 700		
62	289, 100	297, 400	333, 900	372, 100	381, 600	413, 000		
63	289, 600	298, 000	335, 300	373, 300	382, 700	413, 300		
64	290, 100	298, 600	336, 700	374, 500	383, 900	413, 500		
65	290, 600	299, 200	338, 000	375, 800	385, 000	413, 700		
66	291, 100	299, 900	339, 600	377, 000	385, 600	414, 000		
67	291, 600	300, 600	341, 100	378, 200	386, 100	414, 300		
68	292, 100	301, 200	342, 600	379, 300	386, 600	414, 500		
69	292, 600	301, 800	344, 000	380, 400	387, 200	414, 700		
70	293, 100	302, 500	345, 500	381, 600	387, 800	415, 000		
71	293, 600	303, 200	347, 000	382, 700	388, 400	415, 300		
72	294, 100	303, 900	348, 400	383, 900	389, 000	415, 500		
73	294, 600	304, 600	349, 700	385, 000	389, 300	415, 700		
74	295, 200	305, 400	350, 900	385, 600	389, 800			
75	295, 800	306, 200	352, 100	386, 100	390, 300			
76	296, 300	306, 900	353, 400	386, 600	390, 800			
77	296, 800	307, 400	354, 700	387, 200	391, 200			
78	297, 400	308, 300	356, 200	387, 800	391, 600			
79	298, 000	309, 200	357, 700	388, 400	392, 100			
80	298, 600	310, 000	359, 100	389, 000	392, 600			
81	299, 200	310, 800	360, 400	389, 300	393, 000			
82	299, 900	311, 800	361, 600	389, 800	393, 500			
83	300, 600	312, 700	362, 700	390, 300	394, 000			
84	301, 200	313, 600	363, 900	390, 800	394, 500			
85	301, 800	314, 500	365, 000	391, 200	394, 800			
86	302, 500	315, 500	366, 100	391, 600	395, 200			
87	303, 200	316, 500	367, 200	392, 100	395, 700			
88	303, 900	317, 400	368, 300	392, 600	396, 000			
89	304, 600	318, 200	369, 500	393, 000	396, 300			
90	305, 400	318, 800	370, 000	393, 500	396, 800			
91	306, 200	319, 400	370, 600	394, 000	397, 300			
92	306, 900	320, 000	371, 200	394, 500	397, 800			

新

※表中の改正部分に係る下線略

93	317, 200	330, 100	382, 200	405, 700	408, 900			
94	318, 100	330, 600	382, 700	406, 100	409, 400			
95	319, 000	331, 000	383, 100	406, 500	409, 900			
96	319, 800	331, 500	383, 600	406, 800	410, 400			
97	320, 500	332, 300	384, 000	407, 100	410, 700			
98	321, 400	332, 900	384, 400	407, 600	411, 200			
99	322, 300	333, 600	384, 900	408, 100	411, 700			
100	323, 200	334, 200	385, 400	408, 600	412, 200			
101	324, 100	334, 800	385, 800	408, 900	412, 600			
102	325, 100	335, 500	386, 300	409, 400	413, 100			
103	326, 100	336, 200	386, 900	409, 900	413, 500			
104	327, 000	336, 900	387, 400	410, 400	414, 000			
105	327, 800	337, 500	387, 600	410, 700	414, 400			
106	328, 400	337, 800	388, 100	411, 200	414, 900			
107	329, 000	338, 300	388, 600	411, 700	415, 300			
108	329, 600	338, 800	389, 000	412, 200	415, 800			
109	330, 100	339, 100	389, 500	412, 600	416, 200			
110	330, 600	339, 400	390, 000	413, 100	416, 700			
111	331, 000	339, 900	390, 500	413, 500	417, 100			
112	331, 500	340, 400	391, 000	414, 000	417, 600			
113	332, 300	340, 700	391, 300	414, 400	418, 000			
114	332, 900	341, 000	391, 800		418, 500			
115	333, 600	341, 500	392, 300		418, 900			
116	334, 200	342, 000	392, 800		419, 400			
117	334, 800	342, 300	393, 100		419, 800			
118	335, 500	342, 600	393, 600		420, 300			
119	336, 200	343, 100	394, 000		420, 700			
120	336, 900	343, 600	394, 400		421, 200			
121	337, 500	343, 900	394, 700		421, 600			
122	337, 800	344, 200	395, 100					
123	338, 300	344, 700	395, 600					
124	338, 800	345, 200	396, 100					
125	339, 100	345, 500	396, 400					
126		345, 800						
127		346, 300						
128		346, 800						
129		347, 100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	227, 800	256, 500	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

備考 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

※表中の改正部分に係る下線略

93	307,400	320,500	371,800	394,800	398,100			
94	308,300	321,000	372,300	395,200	398,600			
95	309,200	321,400	372,700	395,700	399,100			
96	310,000	321,900	373,200	396,000	399,600			
97	310,800	322,700	373,600	396,300	399,900			
98	311,800	323,400	374,000	396,800	400,400			
99	312,700	324,100	374,500	397,300	400,900			
100	313,600	324,700	375,000	397,800	401,400			
101	314,500	325,300	375,400	398,100	401,800			
102	315,500	326,000	375,900	398,600	402,300			
103	316,500	326,700	376,500	399,100	402,700			
104	317,400	327,500	377,000	399,600	403,200			
105	318,200	328,100	377,200	399,900	403,600			
106	318,800	328,400	377,700	400,400	404,100			
107	319,400	328,900	378,200	400,900	404,500			
108	320,000	329,400	378,600	401,400	405,000			
109	320,500	329,700	379,100	401,800	405,400			
110	321,000	330,000	379,600	402,300	405,900			
111	321,400	330,500	380,100	402,700	406,300			
112	321,900	331,000	380,600	403,200	406,800			
113	322,700	331,300	380,900	403,600	407,200			
114	323,400	331,600	381,400		407,700			
115	324,100	332,100	381,900		408,100			
116	324,700	332,600	382,400		408,600			
117	325,300	332,900	382,700		409,000			
118	326,000	333,200	383,200		409,500			
119	326,700	333,700	383,600		409,900			
120	327,500	334,200	384,000		410,400			
121	328,100	334,500	384,300		410,800			
122	328,400	334,800	384,800					
123	328,900	335,300	385,300					
124	329,400	335,800	385,800					
125	329,700	336,100	386,100					
126		336,400						
127		336,900						
128		337,400						
129		337,700						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

新

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3～5 略

旧

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

（期末手当）

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 略

（勤勉手当）

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3～5 略

新

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

※ 下線部分が変更部分

（給与に関する特例）

第7条 略

号給	給料月額
1	円 <u>405,000</u>
2	<u>455,000</u>
3	<u>508,000</u>
4	<u>574,000</u>
5	<u>655,000</u>
6	<u>765,000</u>

2~5 略

（給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

旧

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

※ 下線部分が変更部分

（給与に関する特例）

第7条 略

号給	給料月額
1	円 <u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>

2～5 略

（給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定期付職員に対する給与条例第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

新

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

※ 下線部分が変更部分

（給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第17条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3 略

旧

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

※ 下線部分が変更部分

（給与条例の適用除外等）

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条第2項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第17条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

議案第99号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和7年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考資料

新旧支才照表

新	旧
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗</p>

じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

議案第100号

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和7年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考資料

新旧文对照表

新	旧
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>

議案第101号

厚木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正の趣旨にのっとり、旅費の種類の名称及び支給方法を変更するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

厚木市職員の旅費に関する条例（昭和30年厚木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名中「職員」を「職員等」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員に該当する職員に対し支給する旅費にあっては、費用弁償に相当するもの。以下同じ。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

第7条及び第8条を削る。

第6条第1項中「、その」を「その」に改め、「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加え、「任命権者」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「車賃、宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費」に、「及び移転料」を「、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第8項までを削り、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第2項中「命令権者」を「任命権者」に、「よって」を「よっては」に改め、「予算上」の次に「旅費の」を加え、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、

前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきその変更をすることができる。

第3条を第4条とする。

第2条に次の5項を加える。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受ける者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(2) 赴任 新たに採用された職員（任命権者が必要と認めた職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

(3) 帰住 職員が死亡した場合（任命権者が必要と認めた場合に限る。）において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

- (4) 家族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。）を締結したものをいう。

第8条の2を削る。

第9条から第11条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第13条から第15条までを削り、第12条を第15条とし、第11条の次に次の3条を加える。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり13,000円（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第17条を第26条とし、同条の前に次の4条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、

当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により困難である場合は、別に市長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 市長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1

年以内に家族を職員の新居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
<p>厚木市<u>職員等</u>の旅費に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のため旅行する職員及び職員以外の者</u>に対し支給する旅費(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号</u>に掲げる職員に該当する職員に<u>対し支給する旅費にあっては、費用弁償に相当するもの</u>。以下同じ。)に關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>出張</u> 職員が公務のため一時その勤務場所(任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) <u>赴任</u> 新たに採用された職員(任命権者が必要と認めた職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。</p> <p>(3) <u>帰住</u> 職員が死亡した場合(任命権者が必要と認めた場合に限る。)において、その遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) <u>家族</u> 職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(5) <u>遺族</u> 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(6) <u>旅行役務提供者</u> 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供するこ</p>	<p>厚木市<u>職員</u>の旅費に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する一般職の職員</u>に対し支給する旅費に關し、必要な事項を定めるものとする。</p>

とを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 略

- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
- (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項又は第29条第1項各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び前項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令)

(旅費の支給)

第2条 略

(旅行命令)

第4条 前条第1項の出張又は赴任は、任命権者の発する旅行命令によって行わなければならぬ。

2 任命権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

3 任命権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づきその変更をすることができる。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに任命権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、食卓料、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第3条 前条の出張又は赴任は、任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に必要な事項を記入して、市長に提出しなければならない。

2 略

7 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の請求手続)

第6条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な事項を記入して、任命権者に提出しなければならない。

2 略

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この項において「運賃」という。)、急行料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合は、前2号に規定する運賃のほか、急行料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を通行する線路で旅行する場合は、前3号に掲げるもののほか、座席指定料金

2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

(3) 前2号のほか、市長が特に必要と認めた旅行の場合

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、当該線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金で現に支払ったものによる。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合は、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合は、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第8条の2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)

第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用

第10条 削除

(宿泊料)

第11条 宿泊料の額は、1夜につき、13,000円とする。

2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り支給する。

に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり13,000円(次条において「宿泊費基準額」という。)の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第15条 略

第12条 略

(移転料)

第13条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合は、旧住居地から新勤務地までの路程に応じた別表の定額による。
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合は、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- (旅費の調整)

第14条 任命権者は、職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分

の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、職員がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅行中退職した者等の旅費支給)

- 第15条 職員が旅行中退職し、又は死亡した場合には、旅行先から市役所所在地まで前職に相当する旅費を支給する。

- 2 退職者が事務引継又は残務整理のため特に命を受けて旅行したときは、在職当時相当の旅費を支給する。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の新居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 任命権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は

赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第21条 略

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類とのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第23条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により困難である場合は、別に市長が定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 市長は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この

第16条 略

条例の規定による旅費の支給ができないとき
又はこの条例の規定により支給する旅費が労
働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定に
による旅費に満たないときは、当該職員に対
し、これらの規定による旅費に相当する金額
又はその満たない部分に相当する金額を旅費
として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者が
この条例又はこれに基づく規則の規定に違反
して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支
払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額
を返納させなければならない。

第26条 略

第17条 略

別表(第13条関係)

鉄道5 0キロ メートル未満	鉄道5 0キロ メートル以上1 00キロメートル未満	鉄道1 00キロメートル以上1 00キロメートル未満	鉄道3 00キロメートル以上3 00キロメートル未満	鉄道5 00キロメートル以上5 00キロメートル未満	鉄道5 00キロメートル以上1,0 00キロメートル未満	鉄道1,0 00キロメートル以上1,5 00キロメートル未満	鉄道1,5 00キロメートル以上2,0 00キロメートル未満	鉄道2,0 00キロメートル以上

63,000 円	73,000 円	89,000 円	11,000 円	14,000 円	15,000 円	16,000 円	19,000 円
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

議案第102号

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

基幹業務システムの標準化により住登外者宛名番号管理機能が実装されること、外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務として定められたこと等に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同表の特定個人情報の欄に掲げる」を「規則で定める」に改める。

別表の1の項中「外国人」を「生活に困窮する外国人」に改め、同表特定個人情報の欄を削る。

第2条 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前2項」を「第2項又は第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、番号法別表の各項の下欄に掲げる事務（番号法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表に次のように加える。

11 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
-------	---------------------------------

第3条 厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の1の項を削り、同表中2の項を1の項とし、3の項から11の項までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月5日から、第3条の規定は同年3月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧	
<p>厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正 (第1条関係) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>規則で定める</u>特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正 (第1条関係) (個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 別表の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の特定個人情報の欄に掲げる</u>特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3及び4 略</p>	
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)	
機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長 外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの (1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>

(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による給付の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する情報、雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)による特別遺族給付金の支給に関する情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(6) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)による年金である給付に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金に関する情報又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (8) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
- (9) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(11) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの

(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)であつて規則で定めるもの

(13) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

2 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)による神奈川県在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	2 市長	<u>(1) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</u>
3 市長	厚木市母子等福祉手当金支給条例(昭和48年厚木市条例第10号)による母子等福祉手当金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	3 市長	<u>住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u>
4 市長	厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	4 市長	<u>(1) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(3) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(5) 住民票関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>(6) 児童福祉法による医療に関する給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</u>

5 市長	厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則(昭和51年厚木市規則第12号)による母子家庭等児童就学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 市長	厚木市母子家庭等児童就学祝金支給規則(昭和51年厚木市規則第12号)による母子家庭等児童就学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
6 市長	厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6 市長	厚木市母子家庭等家賃助成条例(昭和54年厚木市条例第11号)による母子家庭等の家賃の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>中国残留邦人等支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>

7 市長	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	7 市長	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	(1) <u>医療保険給付関係情報</u> であつて規則で定めるもの (2) <u>生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの (3) <u>地方税関係情報</u> であつて規則で定めるもの (4) <u>住民票関係情報</u> であつて規則で定めるもの (5) <u>身体障害者福祉法</u> (昭和24年法律第283号)による <u>身体障害者手帳</u> 、 <u>精神保健及び精神障害者福祉</u> に関する法律(昭和25年法律第123号)による <u>精神障害者保健福祉手帳</u> 又は <u>知的障害者福祉法</u> (昭和35年法律第37号)にいう <u>知的障害者</u> に関する情報であつて規則で定めるもの (6) <u>厚木市心身障害者医療費の助成</u> に関する条例による <u>心身障害者の医療費の助成</u> に関する情報であつて規則で定めるもの
------	--	------	--	--

8 市長	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	8 市長	厚木市子どもの医療費助成に関する条例(平成7年厚木市条例第14号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>医療保険給付関係情報</u> であって規則で定めるもの (2) <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの (3) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの (4) <u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの (5) <u>厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例</u> による心身障害者の医療費の助成に関する情報又は厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	------	--	--

9 市長	厚木市心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	9 市長	厚木市心身障害者福祉手当支給条例(昭和48年厚木市条例第11号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当に関する情報又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
10 市長	子育て日常生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	10 市長	子育て日常生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正(第2条関係) 第3条 略 2及び3 略 4 <u>市長は、番号法別表の各項の下欄に掲げる事務(番号法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。)を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能(市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない</u>		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正(第2条関係) 第3条 略 2及び3 略	

者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。)による住登外者の情報の管理に関する情報であって自らが保有するものを利用利用することができる。

5 第2項又は第3項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により、当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表(第3条関係)

機関	事務
略	略
11 市長	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事務

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正
(第3条関係)

別表(第3条関係)

機関	事務
1~10	略

4 前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により、当該特定個人情報又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表(第3条関係)

機関	事務
略	略

厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正
(第3条関係)

別表(第3条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの
2~11	略

議案第103号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市総合計画審議会と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を統合するため、本条例の一部を改正する。

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項厚木市総合計画審議会の項中「策定」を「推進」に改め、同表市長の項厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第71号を削り、第72号を第71号とし、第73号から第101号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項中「第100号まで」を「第99号まで」に改め、同条第2項中「前条第101号」を「前条第100号」に改める。

第3条中「第1条第101号」を「第1条第100号」に改める。

第5条第1項中「第101号」を「第100号」に改める。

第6条第1項第1号中「第100号まで」を「第99号まで」に改める。

別表中71の項を削り、72の項を71の項とし、73の項から100の項までを1ずつ繰り上げる。

参考資料

新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略	市長	略	略	略
	厚木市総合計画審議会	総合計画の <u>推進</u> について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内	厚木市総合計画審議会	総合計画の <u>策定</u> について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内	
	略	略	略	略	略	略	略
	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	<u>地方創生の推進</u> について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	16人以内				
	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項関係)

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(70) 略

(71)～(100) 略
(報酬)

第2条 前条第1号から第99号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第100号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,8

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(附則第2項関係)

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(70) 略

(71) まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員

(72)～(101) 略
(報酬)

第2条 前条第1号から第100号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第101号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,8

00円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第100号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第100号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中途中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第99号までに掲げる者にあっては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額
略	略	略
7 1 ～ 9 9	略	略

備考 略

00円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第101号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第101号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中途中で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第100号までに掲げる者にあっては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名	報酬額
略	略	略
7 1 ～ 1 0 0	まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	会長 11,000円 委員 10,000円
7 2 ～ 1 0 0	略	略

備考 略

議案第104号

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援」を加える。

第1条中「第46条第2項」の次に「（第54条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「第43条第2項」を「第43条第4項」に、「という。」の運営」を「という。」並びに法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援（以下「特定乳児等通園支援」という。）の運営」に改める。

第2条の前の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「次条」を「第4条」に改める。

第3条中「特定地域型保育事業」の次に「及び特定乳児等通園支援」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 特定乳児等通園支援の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）及び次条に定める基準をもつて、その基準とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定乳児等通園支援の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項(第54条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業(以下これらを「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」という。)並びに法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援(以下「特定乳児等通園支援」という。)の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等)</p> <p>第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び第4条に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第3条 <u>特定乳児等通園支援の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)及び次条に定める基準をもって、その基準とする。</u></p> <p>第4条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援は、その運営において厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等の支配を受けてはならない。</p>	<p>厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業(以下これらを「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」という。)の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)</p> <p>第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)及び次条に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、その運営において厚木市暴力団排除条例(平成23年厚木市条例第12号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等の支配を受けてはならない。</p>

議案第105号

厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業に関する基準を定めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第1条中「という。」の次に「及び同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）」を加える。

第2条の前の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条中「次条」を「第4条」に改める。

第3条中「を除く。」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）及び次条に定める基準をもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)及び同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(以下「乳児等通園支援事業」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等)</p> <p>第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び第4条に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第3条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)及び次条に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第4条 家庭的保育事業等(居宅訪問型事業を除く。)及び乳児等通園支援事業を行う場所として使用する建築物は、新耐震基準に適合する建築物(昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けた建築物及び当該建築物と同等以上の耐震性を有する建築物として市長が認めるものをいう。)でなければならない。</p>	<p>厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)及び次条に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>第3条 家庭的保育事業等(居宅訪問型事業を除く。)を行う場所として使用する建築物は、新耐震基準に適合する建築物(昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けた建築物及び当該建築物と同等以上の耐震性を有する建築物として市長が認めるものをいう。)でなければならない。</p>

議案第106号

厚木市客引き行為等防止条例の一部を改正する条例について

厚木市客引き行為等防止条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

客引き行為等の対象となる営業の範囲を拡大するとともに、客引き行為等を用いた営業を禁止するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市客引き行為等防止条例の一部を改正する条例

厚木市客引き行為等防止条例（平成25年厚木市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

ウ 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、アに該当するものを除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）

エ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業

第2条第3号中「行為」の次に「をいう。」を加える。

第10条中「第6条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）第7条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者であって、当該勧告に従わないもの

（2）第8条第1項第1号の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項第2号の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項中「前条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（質問等）

第8条 市長は、第5条及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、次に掲げる措置を行わせることができる。

（1）第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為をした者及び当該行為に関係のある者に対し、質問その他当該行為を明らかにするために必要な行為をすること。

（2）第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為に関し、当該事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査すること（以下「立入調査」という。）。

2 前項各号に掲げる措置を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6条第1項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、「第3条」の次に「又は第4条第1項」を加え、同条第2項中「第4条第3項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前条」を「第3条又は前条第1項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「（事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）」

を削り、「前条」を「第3条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(客引き行為等を用いた営業の禁止等)

第4条 事業者(事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、
公共の場所において客引き行為等(第2条第4号ウ及びオに掲げる行為を除く。以下この項において同じ。)をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。

2 事業者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 指定営業 次に掲げる営業をいう。 ア及びイ 略 ウ <u>飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第23号)第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、アに該当するものを除く。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)</u> エ <u>個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業</u> (3) 勧誘 呼び掛け又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示すること等により人を誘う行為をいう。 (4) 略 (客引き行為等を用いた営業の禁止等) 第4条 事業者(事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、公共の場所において客引き行為等(第2条第4号ウ及びオに掲げる行為を除く。以下この項において同じ。)をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。 2 事業者は、公共の場所における客引き行為等の禁止に關し、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (指導) 第5条 市長は、第3条又は前条第1項の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 指定営業 次に掲げる営業をいう。 ア及びイ 略 ウ <u>飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第23号)第55条第1項の許可を受けて営むものをいい、アに該当するものを除く。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)</u> エ <u>個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供して営む営業</u> (3) 勧誘 呼び掛け又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示すること等により人を誘う行為 (4) 略 (指導) 第4条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。 2 市長は、前項に規定する指導を行うに際して、前条の規定に違反した疑いがあると認められる者その他の関係者に質問その他の同条の規定に違反する行為を明らかにするために必要な行為をることができる。

- 2 市長は、事業者が行う事業に関し、第3条の規定に違反する行為が行われたときは、当該事業者に対し、当該客引き行為等が行われないよう必要な措置(以下「客引き行為等防止措置」という。)を講ずるよう指導することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

第6条 略

(勧告)

第7条 市長は、特定地区において第5条第1項の規定による指導を受けた者が、特定地区において第3条又は第4条第1項の規定に違反したときは、その者に対し、当該違反行為を行わないよう勧告することができる。

- 2 市長は、特定地区において第5条第2項の規定による指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わなかったときは、当該事業者に対し、客引き行為等防止措置を講ずるよう勧告することができる。

(質問等)

第8条 市長は、第5条及び前条の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、次に掲げる措置を行わせることができる。

- (1) 第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為をした者及び当該行為に関係のある者に対し、質問その他当該行為を明らかにするために必要な行為をすること。
- (2) 第3条又は第4条第1項の規定に違反する行為に関し、当該事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査すること(以下「立入調査」という。)。
- 2 前項各号に掲げる措置を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

2 略

第10条及び第11条 略

- 3 市長は、事業者(事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)が行う事業に関し、前条の規定に違反する行為が行われたときは、当該事業者に対し、当該客引き行為等が行われないよう必要な措置(以下「客引き行為等防止措置」という。)を講ずるよう指導することができる。

- 4 市長は、第1項又は前項に規定する指導をあらかじめ指定する者に行わせることができる。

第5条 略

(勧告)

第6条 市長は、特定地区において第4条第1項の規定による指導を受けた者が、特定地区において第3条の規定に違反したときは、その者に対し、当該違反行為を行わないよう勧告することができる。

- 2 市長は、特定地区において第4条第3項の規定による指導を受けた事業者が正当な理由なく当該指導に従わなかったときは、当該事業者に対し、客引き行為等防止措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

2 略

第8条及び第9条 略

(過料)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者であつて、当該勧告に従わないもの

(2) 第8条第1項第1号の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項第2号の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(過料)

第10条 第6条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、50,000円以下の過料に処する。

議案第107号

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

本市への企業等の立地及び設備投資の促進を図るため、立地に係る奨励金の上限額を見直すほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例

厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「立地」の次に「及び設備投資」を加え、「促進及び」を「促進並びに」に改める。

第2条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設備投資 生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更並びに新製品の開発及び生産を目的として、償却資産のうち機械若しくは装置を新設し、又は増設することをいう。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 産業用地 次に掲げる地区又は地域内の企業等の立地に係る一団の土地をいう。

ア 特定誘致地区

イ 準工業地域、工業地域及び工業専用地域（特定誘致地区を除く。）

第2条第8号中「立地」の次に「又は設備投資」を、「）に要した費用」の次に「（取得に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）」を、「国等の補助金」の次に「（神奈川県の補助金のうち企業等の立地及び設備投資の促進を目的とするものを除く。）」を加え、同条第14号を次のように改める。

(14) 正規社員 立地又は設備投資を行う企業等が新たに雇用した者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。

ア 当該企業等と期間の定めのない雇用契約を締結した者であつて、その者の1週間の所定労働時間が30時間以上であるもの

イ 当該立地又は設備投資の日の前6箇月以内に雇用し、引き続き1年以上雇用している者（規則で定める者に限る。）

ウ 当該立地又は設備投資の日から第6条の規定による申請（別表に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。）の日まで継続して市内に住所を有する者

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「特定誘致地区」を「市内」に改め、「立地」の次に「又は設備投資」を加え、同項第1号中「事業所」の次に「又は当該設備投資により取得した償却資産」を加え、同項第2号に次のように加える。

ウ 当該設備投資を行う企業等（当該設備投資の日において市内で10年以上事業を継続している企業等に限る。エにおいて同じ。）が中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）である場合 3億円

エ 当該設備投資を行う企業等が中小企業者等以外の企業等である場合 30億円

第3条第1項第4号中「立地」の次に「又は設備投資」を加え、同条第2項を削り、同条第3項第2号中「第1項又は」を削り、同項を同条第2項とする。

第9条第1項第1号中「第3条第1項から第3項まで」を「第3条各項」に改

め、同項第2号中「当該立地の日」を「当該立地又は設備投資の日」に、「5年以内」を「10年以内」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(評価等)

第12条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

別表立地奨励金の項企業立地奨励金の項中「中小企業者及び小規模企業者」を「中小企業者等」に、「5,000万円」を「1億円」に改め、同表立地奨励金の項戦略産業奨励金の項中

「

中小企業者及び小規模企業者である企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の13に相当する額	5,000万円
中小企業者及び小規模企業者以外の企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の3に相当する額	1億円

」

を
「

中小企業者等である企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の13に相当する額	1億円
中小企業者等以外の企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の3に相当する額	10億円

」

に改め、同表立地奨励金の項ロボット産業奨励金の項中「中小企業者及び小規模企業者」を「中小企業者等」に改め、同表雇用奨励金の項中

「

企業等の立地に伴い、常時雇用する従業員を15人（企業等が中小企業者又は小規模企業者である場合にあっては1人、企業等が事業所を第3条第1項第1号イ(イ)又は(ウ)に規定する事業に供することにより奨励措置を受けようとする場合にあっては5人）以上雇用した場合	企業等	1人につき20万円（正規社員にあっては、1人につき40万円）。ただし、新たに雇用する従業員に障害者又は高齢者が含まれるときは、これらの者1人につき10万円を加算するものとする。
--	-----	--

」

を

「

企業等の立地又は設備投資に伴い、正規社員を1人以上雇用した場合	企業等	1人につき80万円。ただし、当該正規社員に障害者、高齢者又は昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者が含まれるときは、これらの者1人につき20万円を加算するものとする。
---------------------------------	-----	--

」

に改め、同表本社機能奨励金の項中「中小企業者及び小規模企業者」を「中小企業者等」に改め、同表に次のように加える。

設備投資奨励金	中小企業者等である企業等が設備投資をした場合	企業等	当該設備投資に係る投下資本額の100分の3に相当する額	1,000万円
	中小企業者等以外の企業等が設備投資をした場合			1億円

別表備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 立地奨励金の交付を受け、当該立地のために取得した償却資産については、設備投資奨励金の交付の対象としない。
- 3 奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とする。

附則第5項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市企業等の立地促進等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行った企業等について適用し、同日前に立地に係る工事に着手した企業等については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、企業等の立地及び設備投資の促進並びに産業用地の創出により、市民の雇用機会の拡大及び産業の活性化を図り、もってにぎわいあふれる利便性の高いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、企業等の立地の促進及び産業用地の創出により、市民の雇用機会の拡大及び産業の活性化を図り、もってにぎわいあふれる利便性の高いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>設備投資 生産性の向上、生産の拡大、生産品の変更並びに新製品の開発及び生産を目的として、償却資産のうち機械若しくは装置を新設し、又は増設することをいう。</u> (4)及び(5) 略 (6) 産業用地 次に掲げる地区又は地域内の企業等の立地に係る一団の土地をいう。 ア <u>特定誘致地区</u> イ <u>準工業地域、工業地域及び工業専用地域(特定誘致地区を除く。)</u> (7) 略 (8) 投下資本額 企業等が立地又は設備投資をするために要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得(同一の企業集団(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。)からの取得を除く。)に要した費用(取得に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。)の総額から国等の補助金(神奈川県の補助金のうち企業等の立地及び設備投資の促進を目的とするものを除く。)の額を減じた額をいう。 (9)～(13) 略 (14) <u>正規社員 立地又は設備投資を行う企業等が新たに雇用した者のうち、次のいずれにも該当する者をいう。</u> ア <u>当該企業等と期間の定めのない雇用契</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 略 (3)及び(4) 略 (5) <u>一般誘致地区 市の区域内のうち、前号に規定する特定誘致地区以外の区域をいう。</u> (6) <u>産業用地 特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る。)内の企業等の立地に係る一団の土地をいう。</u> (7) 略 (8) 投下資本額 企業等が立地をするために要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得(同一の企業集団(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。)からの取得を除く。)に要した費用の総額から国等の補助金の額を減じた額をいう。 (9)～(13) 略 (14) <u>常時雇用する従業員 立地を行う企業等が、立地の日の前後3箇月以内に新たに雇用し、引き続き1年以上雇用している者(規則で定める者に限る。)のうち、その者が、立</u>

約を締結した者であって、その者の1週間の所定労働時間が30時間以上であるもの
イ 当該立地又は設備投資の日の前6箇月以内に雇用し、引き続き1年以上雇用している者(規則で定める者に限る。)
ウ 当該立地又は設備投資の日から第6条の規定による申請(別表に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。)の日まで継続して市内に住所を有する者

地の日から起算して3箇月を経過した日から第6条の規定による申請(別表に規定する雇用奨励金の交付に係るものに限る。)の日まで継続して市内に住所を有するものをいう。

(15)～(17) 略

(奨励措置を受けるための要件)

第3条 市内において立地又は設備投資を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所又は当該設備投資により取得した償却資産が、次に掲げる事業の用に供されるものであること。

ア及びイ 略

(2) 投下資本額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上の額であること。

ア及びイ 略

ウ 当該設備投資を行う企業等(当該設備投資の日において市内で10年以上事業を継続している企業等に限る。エにおいて同じ。)が中小企業者及び小規模企業者(以下「中小企業者等」という。)である場合 3億円

エ 当該設備投資を行う企業等が中小企業者等以外の企業等である場合 30億円

(3) 略

(4) 新たな企業等の立地又は設備投資が、本市の産業の活性化に寄与するものと市長が認めたものであること。

(15) 正規社員 常時雇用する従業員のうち、企業等と期間の定めのない雇用契約を締結した者であって、その者の1週間の所定労働時間が30時間以上であるものをいう。

(16)～(18) 略

(奨励措置を受けるための要件)

第3条 特定誘致地区において立地を行う企業等は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地に係る事業所が、次に掲げる事業の用に供されるものであること。

ア及びイ 略

(2) 投下資本額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上の額であること。

ア及びイ 略

(3) 略

(4) 新たな企業等の立地が、本市の産業の活性化に寄与するものと市長が認めたものであること。

2 一般誘致地区において立地を行う企業等は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 当該立地の日において市内で継続して3年以上事業を行っていること。

(2) 当該立地に係る事業所の敷地面積が3,000平方メートル(前項第1号イ(イ)に規定する事業にあっては、1,000平方メートル)以上であ

2 産業用地の創出者は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 略

(2) 産業用地の創出により立地を行う企業等が前項の規定により奨励措置の適用を受けていること。

(3)及び(4) 略

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

第9条 市長は、適用企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することができる。

(1) 第3条各項に掲げる要件に適合しないと認められるとき。

(2) 当該立地又は設備投資の日から10年以内において、第3条第1項第1号に掲げる事業を廃止し、又は当該事業を6箇月以上の間休止していると認められるとき。

(3)～(6) 略

2及び3 略

(評価等)

第12条 市長は、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

第13条 略

別表(第2条、第5条関係)

奨励金の名称	交付基準	交付対象者	奨励金の額	奨励金の限度額
立地奨励金	企業立地奨励金	中小企業者等である企業等が戦略事業以外の事業に係る立地をした場合	企業等	当該立地に係る投下資本額の100分の10に相当する額
	戦略	企業等が戦略事業	中小企業者等である	1億円

ること。

3 産業用地の創出者は、次に掲げる要件を満たすときは、奨励措置の適用を受けることができる。

(1) 略

(2) 産業用地の創出により立地を行う企業等が第1項又は前項の規定により奨励措置の適用を受けていること。

(3)及び(4) 略

(奨励措置の適用の決定の取消し等)

第9条 市長は、適用企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置の適用の決定を取り消し、又は奨励措置の適用を停止することができる。

(1) 第3条第1項から第3項までに掲げる要件に適合しないと認められるとき。

(2) 当該立地の日から5年以内において、第3条第1項第1号に掲げる事業を廃止し、又は当該事業を6箇月以上の間休止していると認められるとき。

(3)～(6) 略

2及び3 略

第12条 略

別表(第2条、第5条関係)

奨励金の名称	交付基準	交付対象者	奨励金の額	奨励金の限度額
立地奨励金	企業立地奨励金	中小企業者及び小規模企業者である企業等が戦略事業以外の事業に係る立地をした場合	企業等	当該立地に係る投下資本額の100分の10に相当する額
	戦略	企業等が戦略事業	中小企業者及び小	5,000万円

産業奨励金	に係る立地をした場合	る企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の13に相当する額	10億円	に係る立地をした場合	産業奨励金	規模企業者である企業等については、当該立地に係る投下資本額の100分の13に相当する額	1億円
ロボット産業奨励金	企業等がロボット産業に係る立地をした場合	企業等	中小企業者等である企業等については、250万円	企業等がロボット産業に係る立地をした場合	ロボット産業奨励金	中小企業者等である企業等については、250万円	中小企業者等である企業等については、500万円
			中小企業者等以外の企業等については、500万円			中小企業者等以外の企業等については、500万円	
雇用奨励金	企業等の立地又は設備投資に伴い、正規社員を1人以上雇用した場合	企業等	1人につき80万円。ただし、当該正規社員に障害者、高齢者又は昭和43年4月2日から昭和63年4月1日まで	1,000万円	企業等の立地に伴い、常時雇用する従業員を15人(企業等が中小企業者又は小規模企業者である場	1人につき20万円(正規社員にあっては、1人につき40万円)。ただし、新たに雇用する従業員に障害者	1,000万円

			<p>の間に生まれた者が含まれるときは、これらの者1人につき<u>20</u>万円を加算するものとする。</p>		<p>合にあつては<u>1</u>人、企業等が事業所を第3条第1項第1号イ(イ)又は(ウ)に規定する事業に供するにより奨励措置を受けようとする場合にあっては5人)以上雇用した場合</p>		<p>又は高齢者が含まれるときは、これらの者1人につき<u>10</u>万円を加算するものとする。</p>	
本社機能奨励金	企業の立地に伴い、当該企業が本社機能を備えた場合。ただし、当該企業が既に市内において本社機能を有している場合を除く。	企業	<p>中小企業者等である企業については、250万円</p> <p>中小企業者等以外の企業については、500万円</p>		本社機能奨励金	<p>企業の立地に伴い、当該企業が本社機能を備えた場合。ただし、当該企業が既に市内において本社機能を有している場合を除く。</p>	<p>中小企業者及び小規模企業者である企業については、250万円</p> <p>中小企業者及び小規模企業者以外の企業については、500万円</p>	
略							略	
設備投資奨励金	<p>中小企業者等である企業等が設備投資をした場合</p> <p>中小企業者等以外の企業等が設備投資をした場合</p>	企業等	<p>当該設備投資に係る投下資本額の<u>100</u>分の3に相当する額</p>	<p>1,000万円</p> <p>1億円</p>				
備考 1 略							備考 略	

2 立地奨励金の交付を受け、当該立地のために取得した償却資産については、設備投資奨励金の交付の対象となる。

3 奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を奨励金の額とする。

附 則

1~4 略

附 則

1~4 略

(この条例の失効)

5 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に行われた立地については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。

議案第108号

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部を改正する条例について

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

条例に違反する路上喫煙者に対する命令及び過料の規定を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部を改正する 条例

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例（平成15年厚木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「路上喫煙禁止区域」を「路上喫煙禁止区域等」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第2条第8号中「供する場所」の次に「（以下「道路等」という。）」を加える。

第16条第1項中「路上喫煙禁止区域」を「禁止区域（同条第2項に規定する指定喫煙場所を除く。）」に改める。

第2章の2の章名を次のように改める。

第2章の2 路上喫煙禁止区域等

第17条の2の見出しを「（路上喫煙禁止区域等の指定）」に改め、同条第1項中「路上喫煙禁止区域」の次に「（以下「禁止区域」という。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「路上喫煙禁止区域」を「禁止区域又は指定喫煙場所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域内において喫煙することができる場所（以下「指定喫煙場所」という。）を指定することができる。

第17条の3の見出し中「路上喫煙禁止区域」を「路上喫煙禁止区域等」に改め、同条第1項中「路上喫煙禁止区域」を「禁止区域又は指定喫煙場所」に改め、同条第2項中「路上喫煙禁止区域」を「禁止区域又は指定喫煙場所」に、「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 推進組織

第20条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、第18条の2の規定による指導を受けた者が、当該指導に従わないとときは、その者に対し、当該指導に従うよう命ずることができる。

第23条第2号中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第25条中「前2条」を「第23条又は第24条」に改め、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

第25条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3章の章名の改正規定、第2条第8号の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 目次の改正規定（「第25条」を「第26条」に改める部分に限る。）並びに第20条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加

える改正規定、第23条第2号の改正規定、第25条の改正規定及び同条を第26条とし、第24条の次に1条を加える改正規定 令和9年4月1日

- 2 この条例による改正後の厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第1項第2号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第2章の2 <u>路上喫煙禁止区域等</u> (第17条の2・第17条の3)	第2章の2 <u>路上喫煙禁止区域</u> (第17条の2・第17条の3)
第3章及び第4章 略	第3章及び第4章 略
第5章 罰則(第23条～ <u>第26条</u>)	第5章 罚則(第23条～ <u>第25条</u>)
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(7) 略	(1)～(7) 略
(8) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川 その他公共の用に供する場所 <u>以下「道路等」という。)及び他人が所有し、占出し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。</u>	(8) 公共の場所等 道路、広場、公園、河川 その他公共の用に供する場所及び他人が所有し、占出し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物をいう。
(喫煙の禁止等)	(喫煙の禁止等)
第16条 何人も、第17条の2第1項に規定する <u>禁止区域(同条第2項に規定する指定喫煙場所を除く。)</u> において喫煙(火の付いたたばこを持つ行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「大型自動二輪車等」という。)を除く。)をいう。)の車内での喫煙については、この限りでない。	第16条 何人も、第17条の2第1項に規定する <u>路上喫煙禁止区域</u> において喫煙(火の付いたたばこを持つ行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、当該区域内における自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「大型自動二輪車等」という。)を除く。)をいう。)の車内での喫煙については、この限りでない。
2 略	2 略
<u>第2章の2 路上喫煙禁止区域等</u> (路上喫煙禁止区域等の指定)	<u>第2章の2 路上喫煙禁止区域</u> (路上喫煙禁止区域)
第17条の2 市長は、喫煙を禁止する必要があると認める道路等の区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。	第17条の2 市長は、喫煙を禁止する必要があると認める道路等の区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
2 市長は、必要があると認めるときは、 <u>禁止区域内において喫煙することができる場所</u> (以下「 <u>指定喫煙場所</u> 」といふ。)を指定することができる。	2 市長は、前項の規定により <u>路上喫煙禁止区域</u> を指定したときは、その旨を告示する。
3 市長は、前2項の規定により <u>禁止区域</u> 又は <u>指定喫煙場所</u> を指定したときは、その旨を告示する。	

する。

(路上喫煙禁止区域等の変更等)

第17条の3 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により禁止区域又は指定喫煙場所の指定を変更し、又は解除する場合については、前条第3項の規定を準用する。

第3章 推進組織

(命令)

第20条 略

2 市長は、第18条の2の規定による指導を受けた者が、当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に従うよう命ずることができる。

3及び4 略

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第20条第3項の規定による命令に違反した者

第25条 第20条第2項の規定による命令に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第23条又は第24条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(路上喫煙禁止区域の変更等)

第17条の3 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除する場合については、前条第2項の規定を準用する。

第3章 推進組織

(命令)

第20条 略

2及び3 略

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第20条第2項の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

議案第109号

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市建築関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、審査に係る許可の対象を追加するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

厚木市建築関係手数料条例（令和3年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第6要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「新たに建築されるマンション」の次に「又は更新がされるマンション」を、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧								
<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号)に関する事務 別表第6</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該手数料の金額は、特に定めがあるものを除き、1件についての金額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号)に関する事務 別表第6</p> <p>2及び3 略</p>								
別表第6(第2条関係)	別表第6(第2条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>要除却等認定</u> <u>マンションの建替え</u> により新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	事務	金額	<u>要除却等認定</u> <u>マンションの建替え</u> により新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>マンションの建替えに</u> より新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	事務	金額	<u>マンションの建替えに</u> より新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	略
事務	金額								
<u>要除却等認定</u> <u>マンションの建替え</u> により新たに建築されるマンション又は更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	略								
事務	金額								
<u>マンションの建替えに</u> より新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	略								

議案第110号

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例について

厚木市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域の指定が完了したことに伴い、災害危険区域に係る規定を削除するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例

厚木市建築基準条例（平成17年厚木市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第1条中「第39条第1項及び第2項、法」を削り、「法第43条第3項、法第50条、法第52条第5項、法第56条の2第1項」を「第43条第3項、第50条、第52条第5項及び第56条の2第1項」に改める。

第2章の章名中「災害危険区域等における」を「崖付近の」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条の見出しを削り、同条第1項各号列記以外の部分中「高さ3メートルを超えるがけ」を「崖（勾配が30度を超える傾斜地であって、高さが3メートルを超えるものに限る。以下同じ。）」に、「がけの下にあっては、がけの上端」を「崖の下にあっては、崖の上端」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「がけの形状」を「崖の形状」に改め、同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ」を「崖」に、「勾配」を「^{こう}勾配」に改め、同条第2項中「がけ」を「崖」に改め、同条第3項中「高さ3メートルを超えるがけ」を「崖」に、「がけの上部」を「崖の上部」に、「がけへの流水」を「崖への流水」に改める。

第70条第1項中「第4条、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 <u>崖付近の建築物</u> (第3条～第5条)	第2章 <u>災害危険区域等における建築物</u> (第3条～第5条)
第3章～第9章 略	第3章～第9章 略
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、 <u>第43条第3項、第50条、第52条第5項及び第56条の2第1項</u> 並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく条例で定める事項その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条第1項及び第2項、法第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、 <u>法第43条第3項、法第50条、法第52条第5項、法第56条の2第1項</u> 並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく条例で定める事項その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。
第2章 <u>崖付近の建築物</u>	第2章 <u>災害危険区域等における建築物</u> (災害危険区域の指定)
第3条及び第4条 削除	第3条 <u>法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により神奈川県知事が本市の区域内において指定した急傾斜地崩壊危険区域とする。</u> (災害危険区域内の建築物)
第5条 <u>崖(勾配が30度を超える傾斜地であって、高さが3メートルを超えるものに限る。以下同じ。)の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、</u>	第4条 <u>次条に規定するもののほか、災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合における当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、かつ、当該居室は、がけ(勾配が30度を超える傾斜地をいう。次条において同じ。)に直接面していないものでなければならない。ただし、建築物ががけ崩れによる被害を受けるおそれのない場合は、この限りでない。</u> (がけ付近の建築物)
	第5条 <u>高さ3メートルを超えるがけの下端(がけの下にあっては、がけの上端)からの水平距離が、がけの高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、がけの形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のい</u>

安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。

- (1) 崖の形状又は土質により、安全上支障がない部分
 - (2) 崖の上部が盛土の場合で、盛土の高さが1メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったときにおける当該盛土の部分
- 2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、崖の下に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の主要構造部(崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とし、又は崖と当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。
- 3 崖の上端に隣接する建築敷地には、崖の上部に沿って排水溝を設ける等崖への流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(罰則)

第70条 第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第21条第2項及び第24条第2項を除く。)、第27条、第28条(第3項を除く。)、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築物、工作物

ずれかに該当する部分については、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により、安全上支障がない部分
 - (2) がけの上部が盛土の場合で、盛土の高さが1メートル以下、斜面の勾配が45度以下であり、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったときにおける当該盛土の部分
- 2 前項の規定は、がけの上に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさないとき、がけの下に建築物を建築する場合にあっては、当該建築物の主要構造部(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とし、又はがけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けたときは、適用しない。
- 3 高さ3メートルを超えるがけの上端に隣接する建築敷地には、がけの上部に沿って排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。

(罰則)

第70条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第21条第2項及び第24条第2項を除く。)、第27条、第28条(第3項を除く。)、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築

又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

2及び3 略

議案第111号

厚木市火災予防条例の一部を改正する条例について

厚木市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

林野火災を予防するため、林野火災に関する注意報、火災に関する警報及びたき火の届出の制度を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市火災予防条例の一部を改正する条例

厚木市火災予防条例(昭和37年厚木市条例第8号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)

」

を
「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)

第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)

」

に改める。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という)を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ)に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条各号列記以外の部分中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火

災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防 (林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項第1号の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、同年3月31日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はパレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</u></p> <p><u>第4章～第7章 略</u></p> <p>附則</p> <p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び同項第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> <p>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、<u>林野火災に関する注意報</u>を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用的制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用的制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び同項第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用的制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) 略

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) 略

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2～(15) 略

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2)～(6) 略

について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

議案第112号

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を改めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

議案第113号

第11次厚木市総合計画基本構想（長期ビジョン）の策定等について

第11次厚木市総合計画基本構想（長期ビジョン）を別紙のとおり策定し、令和8年4月1日から適用するとともに、これに併せて第10次厚木市総合計画基本構想に係る計画期間を同年3月31日までに変更する。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市自治基本条例第16条第2項の規定により、議決を求める。

第11次厚木市総合計画基本構想（長期ビジョン）

1 将来都市像

本市の将来都市像（目指すまちの姿）を次のとおり定めます。

つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-

A (A m b i t i o u s) 未来を切り開く
T (T o g e t h e r) 共に創る、育む
S (S a f e) 安心と安全
U (U n i q u e) ほかにはない
G (G r e e n) 自然と共に
I (I n s p i r e) 創造と発見

【未来へのメッセージ】

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和することで、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指します。

自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あるまちづくりを進めます。

2 将来の目標人口

全国で人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策に取り組むとともに、人口減少に対する分野横断的な取組を進めることで、令和17（2035）年の人口を217,000人とすることを目指します。

3 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

人口減少が進む中、今後の土地利用においては、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた拠点づくりや、災害から市民を守るための取組が求められています。

このようなことから、主要な都市機能の配置と連携の在り方を将来都市構造に定め、都市的・土地利用と自然的・土地利用のバランスを図りながら、次の視点で計画的

な土地利用を進めます。

【土地利用の視点】

(1) 持続的に発展し続けるための土地利用

市内の広域をカバーするバス路線をいかした、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりの更なる充実を図り、誰もが快適に暮らすことができる生活空間を創造するとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、新たな産業の創出や新たな産業拠点の整備、広域的な交流による都市活力の活性化を図るなど、地域の個性や魅力をいかしながら、持続的に発展し続けるための土地利用を進めます。

(2) 豊かな自然環境を保全・活用するための土地利用

市民の生活に潤いとゆとりを与え、多様な生物が生息する本市の豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいくとともに、農地の適正管理と保全を図ります。また、農地が有する多面的な機能を活用し、豊かな自然と生活空間が調和した土地利用を進めます。

さらに、緑地については、特別緑地保全地区を指定することで、災害対応機能や生物多様性の確保など、緑地の質の向上、緑地の機能の維持及び増進を図ります。

(3) 安心・安全を実現するための土地利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の推進に向か、災害リスクを考慮した土地利用を進めます。

【将来都市構造】

基本的な土地利用の方針を示す「ゾーン」、にぎわいの創出や生活利便性の向上、産業の活性化を図る「拠点」、生活・産業活動・観光などにおける円滑な移動を支える「軸」により構成します。

将来都市構造図



拠点の整備方針

(1) 都市中心拠点【本厚木駅周辺】

県央地域の自立をけん引する広域拠点都市として、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図ります。また、居心地が良く、歩きたくなる市街地の創出による魅力ある拠点を形成します。

(2) 都市拠点【愛甲石田駅周辺】

地域住民の生活を支えるとともに、産業・地域交流拠点に近接する地域特性をいかした働く人の交流・滞留機能を有する都市拠点を形成します。また、地域の生活を支える商業・業務等の都市機能の集積と、駅へのアクセス性を高める周辺道路整備や快適で円滑な乗り換えが可能となる交通結節機能の充実を図ります。

(3) 産業・地域交流拠点【東部拠点、北部拠点、森の里拠点、玉川拠点、西部拠点、南部産業拠点】

インターチェンジに近接した立地条件をいかした多様な産業の集積を図り、防災機能を備えた拠点の形成を目指します。また、既存産業の操業環境の向上により、経済活動の活性化を図るとともに、周辺の住環境や自然環境との調和と、地域の特性をいかし、都市や地域の活力を生み出す土地利用を推進します。

(4) 地域生活拠点

郊外部などの地域の生活を支える拠点として、日常生活に必要な商業施設、福祉・医療施設などの生活利便施設の維持・誘導を図ります。また、コミュニティ交通等の拠点として周辺地域の生活利便性を高めます。

4 重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

（1）目的

将来都市像や厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）における人口の将来展望の実現を図るため、分野横断的に取組を推進する重点プロジェクトを位置付けます。

（2）構成

重点プロジェクトは、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、まちづくりの新たな局面への対応を図るための三つの戦略と、各戦略に応じた重点テーマや取組により構成します。

また、各戦略には達成度合いを測る数値目標を設定とともに、重点テーマの進捗を測る重要業績評価指標（KPI）を設定し、第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）と一体的に効果検証を行っていきます。

（3）三つの戦略

将来都市像の実現に向けて、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための取組を戦略的に進めるために、「住みたい」「育てたい」「働きたい」をキーワードとする三つの戦略を掲げ、分野横断的に取組を進めます。

【数値目標における目標値の考え方】

本市の人口は、人口ビジョンにおける推計（厚木市推計）のとおり、国と同様、今後も減少が続いているものと見込まれます。このような中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を講じていく必要があります。

そのため、総合計画の重点プロジェクトにおける、人口に係る数値目標は、人口減少のペースを緩和し、将来的に一定のレベルで歯止めがかかるのを目指す、施策の効果を見込んだ将来の人口の推計（将来展望）を踏まえた目標値を設定します。

（1）厚木市推計

厚木市推計とは、本市の人口がどの程度まで減少するかを示すものです。

（2）将来展望

将来展望とは、本市が取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計であり、本市が目指すべき目標人口を示すものです。

【戦略】	【重点テーマ】
戦略1（住みたいまち） 厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる	①新たな人の流れを生み出す まちづくり ②新たな発見がある魅力的な まちづくり ③穏やかに暮らせる安心・安全な 環境づくり
数値目標 総人口	④つながり支え合う地域づくり
戦略2（育てたいまち） こどもたちが幸せに暮らしつづけられるまちをつくる	①出産・子育ての希望がかなう 環境づくり
数値目標 0～14歳人口	②こどもたちが自ら学び成長できる 環境づくり
戦略3（働きたいまち） 地域経済の活性化により、 発展し続けるまちをつくる	①暮らしとまちを支える産業の 活性化によるまちづくり
数値目標 事業所数 従業者数 法人均等割納税義務者数	②人にも企業にも選ばれる まちづくり

戦略1（住みたいまち）

厚木の魅力を伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる

魅力あるまちとは、誰もが訪れたくなり、住みたい、住み続けたいと思えるまちであると考えます。本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、地域がつながり合い、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる魅力あるまちをつくります。

【重点テーマ】

- (1) 新たな人の流れを生み出すまちづくり
 - ・本厚木駅北口周辺の一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みへの再整備
 - ・本庁舎敷地跡地の活用による中心市街地の活性化
 - ・心地よい時間を過ごせるエリアを目指した愛甲石田駅周辺の整備
 - ・交通利便性の高い広域的な道路網の整備
- (2) 新たな発見がある魅力的なまちづくり
 - ・スポーツ、文化芸術、歴史など新たな発見や感動を得られる環境づくり
 - ・観光や自然環境など地域に根差した資源を活用した取組の推進
 - ・広域的な課題の解決を図る取組の推進
 - ・SNSなどの多様な情報発信ツールを活用した魅力発信体制の確立
- (3) 穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
 - ・災害による被害を最小限に抑える防災・減災対策の充実
 - ・犯罪を起こさせない環境づくりによる安心して暮らせるまちの実現
- (4) つながり支え合う地域づくり
 - ・健康で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現
 - ・市民と協働による地域課題の解決

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
総人口	223,544人	221,000人	217,000人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【総人口】	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年
将来展望	223,544人	220,818人	216,967人
厚木市推計	223,544人	218,983人	213,375人

戦略2（育てたいまち）

こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

幸せに暮らし続けられるまちとは、こどもたちが自分らしく生活を送れるまちであると考えます。妊娠から出産、子どもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実により、こどもたちが幸せを感じられるまちをつくります。

【重点テーマ】

- (1) 出産・子育ての希望がかなう環境づくり
 - ・妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実
 - ・子育て世帯の定住促進を図るための支援の充実
- (2) こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり
 - ・こどもたち一人一人に合わせた質の高い教育の提供
 - ・こどもたちの個性を伸ばす環境づくり
 - ・地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施

【数値目標】

	現状値 (令和7(2025)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
0～14歳人口	23,903人	21,500人	20,500人

《参考》人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

【総人口】	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年
将来展望	23,903人	21,280人	20,229人
厚木市推計	23,903人	21,268人	19,956人

戦略3（働きたいまち）

地域経済の活性化により、発展し続けるまちをつくる

発展するまちとは、地球環境に配慮しつつ、人口減少社会においても経済・産業の活性化による豊かな社会をつくることで、市民一人一人が活力に満ちた生活を送れるまちであると考えます。経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくりにより、将来にわたって持続可能な発展するまちをつくります。

【重点テーマ】

- (1) 暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
 - ・新たな産業拠点の創出による企業の誘致
 - ・経済基盤を支える中小企業の経営支援
 - ・就労の希望をかなえる取組の推進
 - ・地域の食を支える農業の振興
- (2) 人にも企業にも選ばれるまちづくり
 - ・市民の快適な移動による地域の活性化
 - ・日ごろの移動の足となる地域公共交通の充実
 - ・生活を豊かにする魅力ある商業の振興
 - ・企業活動を支える交通環境の充実

【数値目標】

	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数	7,235 事業所	7,900 事業所	8,500 事業所
従業者数	152,128 人	153,000 人	154,000 人
法人均等割納税義務者数	7,910 事業所	8,600 事業所	9,200 事業所

※ 事業所数について、「経済センサス - 基礎調査」の対象は、民営事業所のうち、農業、林業及び漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、他の生活関連サービス業や外国公務に属する事業所、また、雇用者のいない個人経営の事業所を除いた事業所です。法人均等割納税義務者は、課税されている全ての事業所です。

5 まちづくりの目標（政策）

将来都市像の実現に向けた六つのまちづくりの目標（政策）を設定し、施策を開します。

(1) Ambitious（未来を切り開く）：子育て・教育

こどもたちが新しい時代の創り手として、自分らしく成長できるまちを未来につなげるため、こどもと保護者に寄り添う子育て支援、安心してこどもたちが育つための幼児教育・保育施設が充実した環境の整備、こどもの学びや成長する機会の充実、安心・安全で快適な学びの場の充実、こども一人一人に合わせた質の高い教育などを推進し、こどもたちが未来を切り開く創造力を育む環境をつくります。

(2) Together（共に創る、育む）：福祉・健康・コミュニティ

住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを未来につなげるため、地域での見守り、つながり、支え合う環境づくり、生きがいや就労機会の創出、健康寿命の延伸に向けた取組、地域コミュニティ活動や生涯にわたる学びの機会の創出などを推進し、安心して生き生きと暮らせるまちを共に創り、育む環境をつくります。

(3) Safe（安心と安全）：安心・安全

心穏やかに暮らせるまちを未来につなげるため、地震や風水害などの災害に対応するためのインフラ整備、自主防災組織等への支援などによる地域防災力の強化、市民の防犯意識向上と地域での見守り活動による犯罪の未然防止、交通安全意識の向上による交通事故の防止などを推進し、安心・安全に暮らせる環境をつくります。

(4) Unique（ほかにはない）：都市整備・産業

活力にあふれ機能性のある持続可能なまちを未来につなげるため、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実、広域的な道路ネットワークの優位性の活用、地域の特性に合わせた産業集積や農業振興、市内企業の商工業活動への支援などを推進し、市民の利便性の向上とまちの活性化につながる、ほかにはない都市空間の整備により、新しい価値を生み出す環境をつくります。

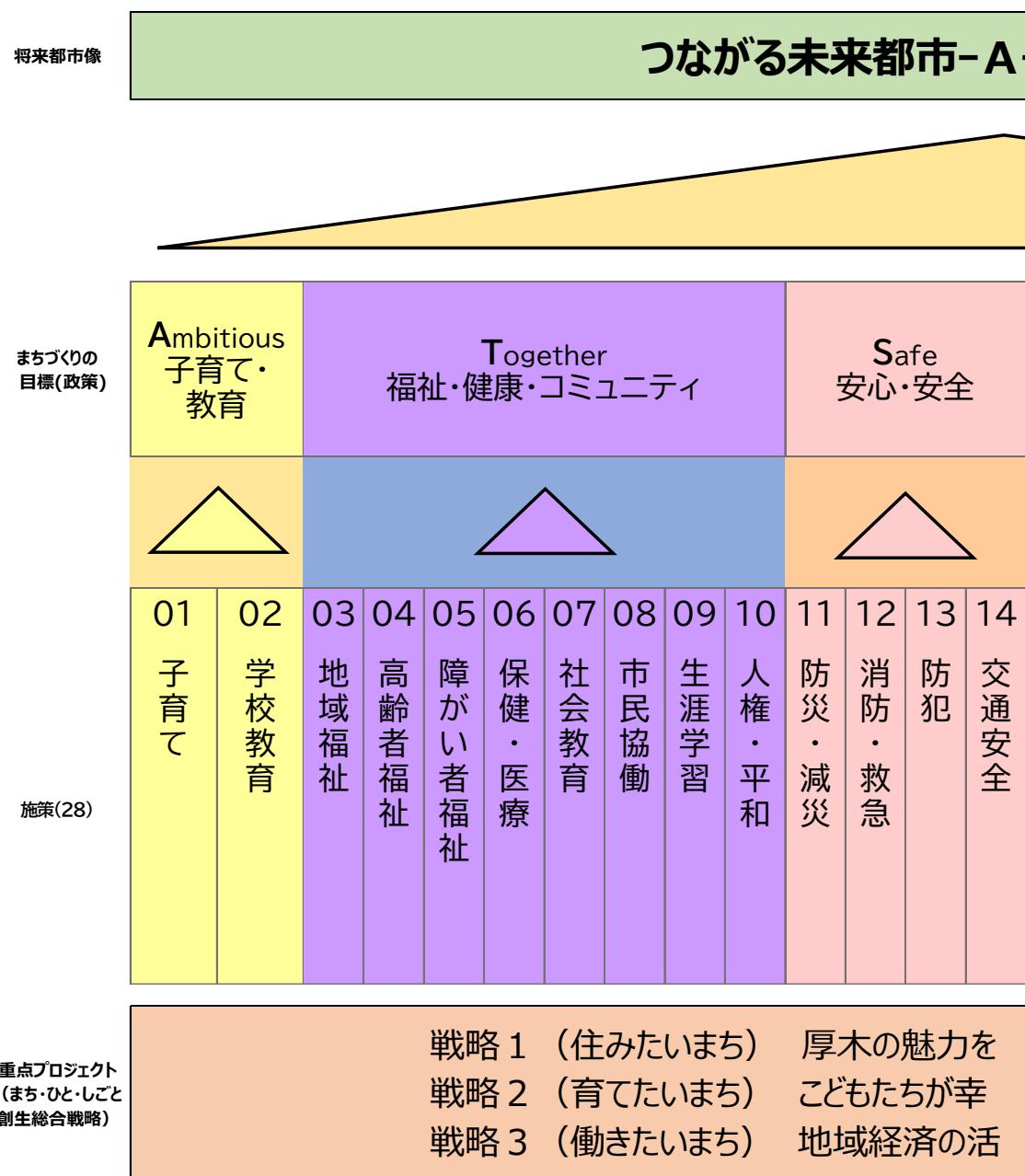
(5) Green（自然と共に）：環境

都市と自然が調和するまちを未来につなげるため、地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ごみの適正排出によるごみの減量化・資源化、森林や里地里山、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動などを推進し、豊かな自然と共生する環境をつくります。

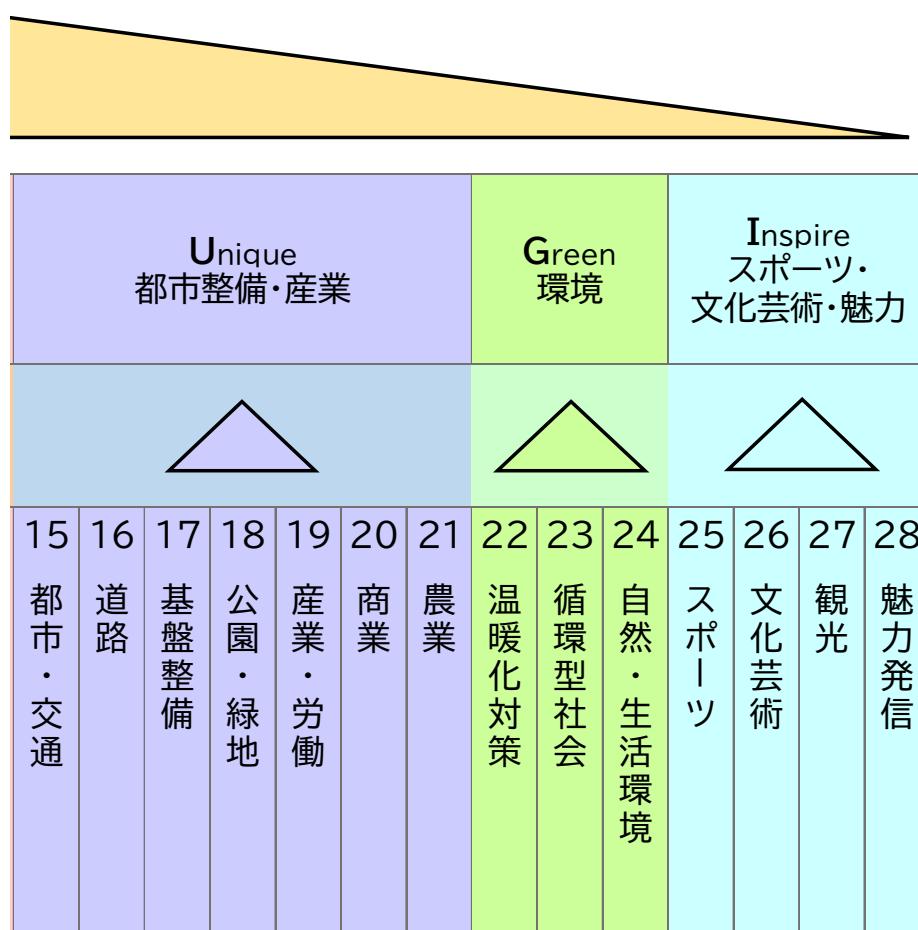
(6) Inspire（創造と発見）：スポーツ・文化芸術・魅力

自分らしく心豊かに暮らせるまちを未来につなげるため、脈々と受け継がれている歴史や伝統文化の継承、誰もが気軽に芸術やスポーツに触れられる環境の整備、観光資源の磨き上げや発掘、これらの本市の魅力の効果的な発信などを推進し、住む人や訪れる人が新たな創造と発見が得られる環境をつくります。

6 施策



- T - S - U - G - I -



伸ばし、住みたい住み続けたいまちをつくる
せに暮らし続けられるまちをつくる
性化により、発展し続けるまちをつくる

(1) 子育て

【施策の目指す姿】

こどもたちが、きめ細かな子育てのサポートによって、自分らしく健やかに育っています。

【取組方針】

こどもたちの健やかで心豊かな成長を図るため、各種健診や相談、遊びや体験の機会と場の創出、居場所づくりなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

また、子育て当事者が安心して子育てができる環境を整えるため、幼児教育・保育施設の充実や経済的な支援などを実施します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こども及び子育て当事者に対する施策の達成率	72.2%	74.0%	75.5%
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもが切れ目ない支援によって、自分らしく健やかに育っていると思う市民の割合	53.8%	60.4%	67.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・子育て当事者を温かく見守り、声掛けや必要に応じて手助けをする。・子育て支援事業やイベントに参加するとともに、SNSなどで情報を発信する。・青少年の体験・交流活動を支援する。・育休・産休の取得を理解し、協力する。・子どもの権利や子どもの最善の利益について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none">・従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する。・こどもまんなか月間を啓発する。・男性の育児休業取得を進める。・妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。

(2) 学校教育

【施策の目指す姿】

こどもたちが自ら学び成長する力を身に付け、未来を切り開く創造力を育んでいます。

【取組方針】

持続可能な社会の創り手を育成するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、安心・安全で快適な教育環境の整備などに取り組みます。

また、課題を抱えるこどもや保護者への相談・支援体制を強化し、学校教育を通じて心身の健康や幸福感を高め、ウェルビーイングの向上を図ることができる学びの環境を実現します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
全国学力・学習状況調査「将来の夢や目標を持っている」児童・生徒の割合の全国平均と本市平均の比較	児童 -0.6 ポイント 生徒 -4.6 ポイント	児童 +1.0 ポイント 生徒 +1.0 ポイント	児童 +2.0 ポイント 生徒 +2.0 ポイント
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
こどもたちが自ら学び成長する力を身に付けられていると思う市民の割合	43.8%	56.9%	70.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒の登下校を見守る。・授業の補助など学習支援に協力する。・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。・学校運営協議会を通じて、学校運営に参画する。	<ul style="list-style-type: none">・経験や専門性をいかした授業支援や出前授業などを実施する。・児童・生徒の社会体験や奉仕活動に協力する。

(3) 地域福祉

【施策の目指す姿】

地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加しています。

【取組方針】

「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を進め、助け合える関係を構築します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	334 団体	400 団体	450 团体
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域の人たちが助け合いながら安心して暮らし、コミュニティ活動に積極的に参加していると思う市民の割合	40.3%	45.2%	50.0%

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・ゆるやかな見守り活動を行う。・地域の人が集まる居場所づくりを主催する。・交流の場に参加する。・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。・日頃から住民同士の助け合いや支え合いを実践する。	<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り活動に協力する。・地域福祉活動について理解を深め、参加・協力する。

(4) 高齢者福祉

【施策の目指す姿】

高齢者が多様な社会参加を通して、心身ともに健康で、生きがいを持って自分らしく暮らしています。

【取組方針】

高齢者の生きがいを創出する取組を進め、社会参加の機会を提供します。

また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防と認知症に対する取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
要介護・要支援認定率の上昇幅	± 0 ポイント	- 1 ポイント	- 2 ポイント
	目標値の方向		→
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしていると思う市民の割合	43.4%	48.7%	54.0%
	目標値の方向		→

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・高齢者を支えるボランティア活動に参加する。・老いることについて理解を深める講座に参加する。・認知症について理解を深め、周囲の認知症の方を見守る。	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の雇用機会を拡大する。・従業員等に対して老いることについて理解を深める啓発を行う。・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

(5) 障がい者福祉

【施策の目指す姿】

障がい者に対する理解が深まり、障がい者が自分らしく暮らしています。

【取組方針】

障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、サービス内容の充実や人材の確保に取り組みます。

また、障がいに対する理解を深める機会を提供し、啓発を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内障害福祉サービス事業所の地域生活支援拠点の登録数	39 事業所	58 事業所	63 事業所
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
障がい者が安心して暮らせていると思う市民の割合	33.5%	43.3%	53.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・障がい者を支えるボランティア活動に参加する。・障がいについて理解を深める講座に参加する。	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の雇用機会を拡大する。・従業員等に対して障がいについて理解を深める啓発を行う。・従業員等が介護する時間を確保できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

(6) 保健・医療

【施策の目指す姿】

健康づくりの取組や医療体制の充実により、全ての市民が健やかで心豊かに暮らしています。

【取組方針】

あらゆる医療ニーズに対応するため、地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。

また、健康診査等の受診率の向上を図るとともに、保健・栄養指導、健康講座等による健康管理意識の高揚により、健康寿命の延伸に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
日常生活に制限がある平均期間の短縮	男 2.4年 女 3.9年	男 2.3年 女 3.8年	男 2.2年 女 3.7年
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしていると思う市民の割合	54.6%	58.3%	62.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・健康づくりに関する関心と理解を深める。・健康診査やがん検診を受け、心身の健康状態に応じた健康づくりに取り組む。・かかりつけ医やかかりつけ歯科医を持つ。・バランスの良い食事、十分な休養、適度な運動などを習慣付ける。・健康づくりの活動に積極的に参加する。・医療機関の適切な利用を心掛ける。	<ul style="list-style-type: none">・従業員の健康診断等の受診の促進や受動喫煙の防止、メンタルヘルス対策など心身の健康に配慮した職場環境づくりに努める。・従業員に対して、健康管理に関する情報を提供する。・従業員等が心身の健康を保てるようワーク・ライフ・バランスを推進する。・地域の健康づくりの推進に関する取組に協力する。

(7) 社会教育

【施策の目指す姿】

知識や技能を習得するための学びを通して、市民が地域と関わり合いながら暮らしています。

【取組方針】

公民館における各種学級・講座、事業の充実や必要な機能、施設の整備により、公民館の地域コミュニティ活動の向上や地域教育の拠点づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域や学校の活動に参加又は協力している市民の割合	39.7%	45.0%	50.0%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できていると思う市民の割合	27.1%	39.6%	52.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・公民館での事業やイベントに参加する。・家庭教育や子どもの育ちを地域全体で支援するため、地域の子どもたちに关心を寄せ、あいさつや声掛けを行う。・青少年団体の育成や活動に協力する。・地域学校協働活動に参加して、教育活動に協力する。	<ul style="list-style-type: none">・地域での事業やイベントに対する理解を深め、協力をする。

(8) 市民協働

【施策の目指す姿】

市民と市が互いに協力する市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題を解決しています。

【取組方針】

市民協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア相談や公益的な活動等、市民活動団体の活動を支援します。

また、市民からの意見聴取の機会を設け、市民ニーズの的確な把握に努め、市政への反映に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
自治会やボランティア・NPO等の活動に参加している市民の割合	38.1%	44.0%	48.0%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できていると思う市民の割合	25.1%	44.6%	64.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントなどの市民参加手続に参加する。・地域課題の解決に向けた市民協働の取組を行う。・自治会活動に参加する。・ボランティア・NPO等の活動に参加する。・地域の事業やイベントなどに参加する。	<ul style="list-style-type: none">・地域活動に参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上を推進する。・地域の事業やイベントなどに協力・参加する。

(9) 生涯学習

【施策の目指す姿】

生涯を通じた様々な学びを通して、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

様々な学習機会の提供、誰もが生涯学習活動に参加しやすい環境の整備等により、生涯にわたる学びや交流のできる環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
過去1年間に生涯学習活動に取り組んだ市民の割合	52.6%	62.0%	70.0%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしていると思う市民の割合	36.3%	47.2%	58.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・あつぎ協働大学や輝き厚木塾など生涯学習活動に参加する。・市立図書館を利用するなど、本に親しむ。	<ul style="list-style-type: none">・サークル活動などの場で、指導者として教えることができる機会を設け、地域での学びに協力する。

(10) 人権・平和

【施策の目指す姿】

市民一人一人が人権や平和を尊重する意識を持つことで、自分らしく暮らしています。

【取組方針】

学校や地域、家庭での人権教育を推進するとともに、啓発活動を充実させ、一人一人が人権を大切にする意識を育み、差別や偏見のない、明るく暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、平和について理解を深めるための取組を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
偏見や差別により不快な経験をしたことがある市民の割合	20.5%	19.5%	18.5%
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしていると思う市民の割合	54.0%	58.0%	62.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・多様性について理解を深める事業に参加する。・性別に関係なく、家事、育児、介護などを協力して行う。・困りごとを抱えている人に相談窓口を教える。・平和についての事業に参加する。	<ul style="list-style-type: none">・人権や多様性を尊重した働きやすい職場環境をつくる。・従業員等に対して多様性について啓発する。

(11) 防災・減災

【施策の目指す姿】

防災・減災のためのまちの機能と、地域の取組や家庭での備えが充実しており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

地震や風水害に備えた防災インフラの整備及び耐震化の普及啓発を進めるとともに、市民が「自分の命は自分で守る」という防災意識を持ち、必要な準備を行うことができるよう、情報の周知や啓発を行います。

また、自主防災組織等への支援や避難所機能強化を通じて、地域防災力の強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
マイタイムライン (住民一人ひとり の防災行動計画) を作成している市 民の割合	3.6%	33.0%	65.0%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
災害への備えが充 実しており、安心 して暮らしている と思う市民の割合	49.5%	64.3%	79.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・防災訓練に参加する。・家具の転倒防止や食料の備蓄など災害に対する備えを行う。・ハザードマップを確認する。・日頃から災害時の行動について話し合う。	<ul style="list-style-type: none">・防災訓練を実施する。・災害に備えて、食料などを備蓄する。・災害時に、従業員の一斉帰宅の抑制などを行う。・災害時に、事務所などにおいて帰宅困難者を受け入れる。

(12) 消防・救急

【施策の目指す姿】

火災、救急などの災害発生時にも素早く対応できる消防・救急体制が整っており、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

災害の複雑・多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守り抜くため、消防力の充実・強化を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和 6 (2024) 年)	中間目標 (令和 12 (2030) 年)	目標値 (令和 17 (2035) 年)
救急車の現場到着 平均所要時間	9.3 分	9.3 分	9.3 分
目標値の方向			→
指標名	現状値 (令和 7 (2025) 年度)	中間目標 (令和 12 (2030) 年度)	目標値 (令和 17 (2035) 年度)
消防・救急体制が 整っており、安心 して暮らしている と思う市民の割合	67.3%	72.2%	77.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・救命講習会に参加する。・調理中の火の扱いに注意するなど火の元に気を付ける。・消火器の設置や点検を行う。・住宅用火災警報器の設置や点検を行う。・救急車の適正な利用を心掛ける。・家庭用電気器具などの電源は適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none">・救命講習会に参加する。・防火体制の整備など火災予防に取り組む。・消火器などの消防用設備を適正に維持管理する。

(13) 防犯

【施策の目指す姿】

犯罪を未然に防ぐために、地域の取組が活発化し、市民一人一人の防犯意識が向上することで、市民が安心して暮らしています。

【取組方針】

街頭犯罪や特殊詐欺などによる被害の未然防止及び犯罪の抑制を図るとともに、自主防犯意識の高揚を図るため、防犯パトロールや防犯に関する広報啓発など、市民、事業者及び警察等の関係団体と協働し、総合的な防犯活動に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
刑法犯認知件数	1,385件	1,200件	1,000件
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
防犯の取組が充実しておらず、安心して暮らせていると思う市民の割合	35.6%	51.8%	68.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り活動へ参加する。・戸締りの徹底や防犯グッズの設置などの対策を日常生活の中で実践する。	<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り活動へ参加する。・地域と連携した防犯活動に参画する。・従業員に対して、特殊詐欺未然防止についての教育を行う。

(14) 交通安全

【施策の目指す姿】

誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行しています。

【取組方針】

市内交通事故件数の減少のため、厚木警察署や交通関係団体と協力し、交通安全の啓発活動に取り組みます。

また、放置自転車の対策に取り組み、通行の安全確保を図ります。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和 6 (2024) 年)	中間目標 (令和 12 (2030) 年)	目標値 (令和 17 (2035) 年)	
交通事故発生件数	618 件	559 件	500 件	
	目標値の方向			
指標名	現状値 (令和 7 (2025) 年度)	中間目標 (令和 12 (2030) 年度)	目標値 (令和 17 (2035) 年度)	
誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行していると思う市民の割合	30.7%	44.9%	59.0%	
	目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・交通ルールやマナーを守る。・自転車の安全で適正な利用を心掛ける。・交通安全活動に参加する。	<ul style="list-style-type: none">・交通安全の見回り活動を実施する。・従業員等に交通安全について啓発する。・こどもたちの安全な登下校に協力する。・交通安全運動に参加する。

(15) 都市・交通

【施策の目指す姿】

誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまちが実現しています。

【取組方針】

都市機能の維持・誘導や、バス路線沿線への居住及び生活利便施設の緩やかな誘導を図り、生活利便性を高めるとともに、地域の実態に合わせたコミュニティ交通の導入に向けた取組を進めます。

また、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺においては、多様な都市機能の集積や交通結節機能の充実を図るとともに、居心地が良く、歩いて楽しい市街地による魅力ある拠点の形成を目指します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	85.6%	85.6%	85.6%
	目標値の方向	→	
指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
通勤や買物など日常生活における移動がスムーズにできていると思う市民の割合	58.3%	63.7%	69.0%
	目標値の方向	↗	
日常生活に必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が身近にあると思う市民の割合	78.5%	84.3%	90.0%
	目標値の方向	↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">公共交通を積極的に利用する。空き家の利活用に協力する。まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。	<ul style="list-style-type: none">通勤手段として公共交通の利用を推奨する。まちづくりへの理解を深め、勉強会等に参加する。

(16) 道路

【施策の目指す姿】

効率的な道路環境の構築により、市民活動や産業活動が促進しています。

【取組方針】

道路の整備による走行性の向上や安全性の確保、防災機能の向上に取り組むとともに、橋りょう等の計画的な維持管理を実践します。

また、市内中心部に向かう交通集中により発生している渋滞の解消を図るため、交通の分散化による渋滞解消に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
1・2級市道及び 都市計画道路の整 備率	33.8%	48.4%	91.7%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
安全で円滑な移動 ができると思っていると思 う市民の割合	49.4%	55.2%	61.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・道路や橋りょうに関する情報提供や 維持管理に協力する。	・道路や橋りょうに関する情報提供や 維持管理に協力する。

(17) 基盤整備

【施策の目指す姿】

魅力的な産業拠点の形成により、多くの企業が本市に進出し、活気のあるまちが実現しています。

【取組方針】

地域の個性をいかした土地利用を推進するとともに、計画的な都市基盤を整備するため、広域的な道路ネットワークの優位性をいかした新たな産業用地創出の取組を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
土地区画整理事業 施行認可の地区数	0 地区	3 地区	6 地区
	目標値の方向		↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新たな産業拠点が 形成されていると 思う市民の割合	27.6%	40.3%	53.0%
新たな産業拠点が 形成されていると 思う市民の割合	目標値の方向		↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・土地区画整理事業に対する理解を深める。	・産業拠点の整備や地域活性化のための土地区画整理事業に対する理解を深め、協力をする。

(18) 公園・緑地

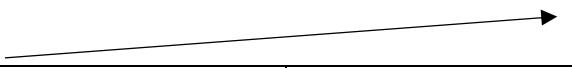
【施策の目指す姿】

公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

市民の憩いや安らぎの場となる公園及び緑地の整備、改修を行うとともに、緑地の確保を進め、緑豊かな生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市民一人当たりの公園及び緑地面積	9.40 m ² ／人	9.46 m ² ／人	9.79 m ² ／人
目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
公園や緑地等の憩いの場が身边にあり、豊かに暮らしていると思う市民の割合	57.9%	62.0%	66.0%
目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・公園を適正に利用し維持管理に協力する。・緑を保全する意識を高める。	<ul style="list-style-type: none">・公園を適正に利用し維持管理に協力する。・緑を保全する意識を高める。

(19) 産業・労働

【施策の目指す姿】

市内企業や働く人への支援の充実により、企業活動が活発化し、市民が安心して働いています。

【取組方針】

中小企業支援や創業支援、企業誘致などにより市内企業の活動を力強く支援し、持続可能なまちづくりに資する強い産業を育みます。

また、補助制度や相談事業などの実施を通じて労働者の生活基盤や労働環境を整え、誰もが安心して生き生きと働くまちづくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
事業所数	7,235 事業所	7,900 事業所	8,500 事業所
	目標値の方向		↗
市内企業や働く人 への支援の充実に より、安心して働 くことができてい ると思う市民の割 合	28.6%	41.8%	55.0%
	目標値の方向		↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・あつぎ家庭の日には、家庭で過ごす。・自己の技術や能力の向上に努める。・経験をいかして起業に挑戦する。	<ul style="list-style-type: none">・多様な人材を登用する。・ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場環境を整える。・あつぎ家庭の日を周知する。・企業間連携を推進する。

(20) 商業

【施策の目指す姿】

魅力的で活気ある商店街等により、市内外から買い物客が訪れ、中心市街地がにぎわっています。

【取組方針】

空き店舗の活用やイベントの開催により、中心市街地のにぎわいを創出します。

また、市民や来訪者が立ち寄りたくなる、利便性が高く魅力ある商店街づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
中心市街地の歩行者数	100,327人	102,336人	104,340人
	目標値の方向		↗
指標名 魅力ある商店街・ 店舗が充実してい ると思う市民の割 合	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
	26.9%	39.0%	51.0%
	目標値の方向		↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・市内の商店街や店舗で買物をする。・祭りやイベントに参加し、市内店舗を利用する。	<ul style="list-style-type: none">・祭りやイベントなどの機会を捉え、売上向上を図る。・子育てパスポートAYUCOセンター店舗に登録する。・産学公連携による製品開発・技術開発を推進する。・職業体験への協力やインターンの受入を行う。

(21) 農業

【施策の目指す姿】

新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物により、市民の食事が豊かになっていきます。

【取組方針】

将来における食料の安定供給の確保に向け、担い手の育成・確保と多様な農業者による農業経営の安定化及び地産地消を推進するとともに、地域や関係団体と連携し、有害鳥獣による農作物被害を抑えます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和2(2020)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
市内の農家戸数	1,640戸	1,640戸	1,640戸
	目標値の方向	→	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できていると思う市民の割合	46.5%	52.3%	58.0%
	目標値の方向	↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・農業体験イベントに参加する。・地場産品を購入する。	<ul style="list-style-type: none">・関係団体などは本市の農畜産物の知名度アップに向けたPRを行う。・関係団体などは農業に親しむ機会を提供する。・従業員等に対して本市の農畜産物を周知する。

(22) 温暖化対策

【施策の目指す姿】

再生可能エネルギーの普及及びエネルギー使用の効率化が進み、市民が環境にやさしい暮らしをしています。

【取組方針】

令和32(2050)年に二酸化炭素排出量実質ゼロの社会を目指し、再生可能エネルギーの普及促進、省エネルギーの推進、ライフスタイルの変革を進めます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和3(2021)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
CO ₂ 削減割合 (2013年度比)	16.0%	50.0%	65.0%
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしていると思う市民の割合	29.3%	42.7%	56.0%

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・環境学習講座や環境イベントに参加する。・節電などの省エネ行動を実践する。・再生可能エネルギーを導入する。・公共交通を積極的に利用する。・エコドライブを実践する。	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーを導入する。・事業活動の中で地球温暖化対策を取り入れる。

(23) 循環型社会

【施策の目指す姿】

ごみの減量化・資源化により、市民が環境への負荷の少ない暮らしをしています。

【取組方針】

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、将来へ向けた安定的なごみ処理体制の確立に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和5(2023)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
あつあいクリーンセンターにおける市内のごみ焼却量	177 トン／日	171 トン／日	165 トン／日
目標値の方向		→	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしていると思う市民の割合	62.6%	67.3%	72.0%
目標値の方向		→	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・家庭系ごみの減量に取り組むとともに、リサイクルを実践する。・ごみの分別を徹底する。	<ul style="list-style-type: none">・事業系ごみの排出抑制と資源化を行う。・食品ロスを削減する。

(24) 自然・生活環境

【施策の目指す姿】

豊かな自然環境が身近にあり、市民が潤いとゆとりのある暮らしをしています。

【取組方針】

本市の豊かな自然を守り育むため、森林や里地里山の持つ多面的、公益的機能の維持に向けた普及啓発や河川等の水質保全に努めるとともに、生物多様性の保全・回復に向けた啓発活動を促進します。

また、環境美化に関する啓発を進め、快適で美しい生活環境づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
里地里山保全活動認定の対象面積	6.2 h a	6.7 h a	6.7 h a
	目標値の方向	↗	
BOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準点における環境基準達成率	100% (令和5(2023)年度)	100%	100%
	目標値の方向	→	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
豊かな自然環境が身近にあり、潤いある暮らしをしていると思う市民の割合	65.4%	70.2%	75.0%
	目標値の方向	↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、外来生物の発見・駆除への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や喫煙マナーを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性や里地里山の保全への理解を深め、生物多様性の意味等の普及啓発への協力や里地里山保全活動のボランティアに参加する。 ・森林ボランティア活動に参加する。 ・ポイ捨て防止や路上喫煙禁止についての啓発活動を行う。 ・事業所周辺における清掃活動を行う。

(25) スポーツ

【施策の目指す姿】

スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実しており、市民がスポーツを通して豊かに暮らしています。

【取組方針】

誰もが自発的に様々な形でスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツイベントの拡充や施設の整備及び充実に取り組みます。

また、トップアスリート及び指導者の育成を支援し、競技スポーツ活動を推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
運動やスポーツを週1回以上行っている市民の割合	53.0%	63.0%	68.0%
目標値の方向			↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
スポーツをする、みる、支えることを通して豊かに暮らしていると思う市民の割合	48.2%	62.6%	77.0%
目標値の方向			↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・スポーツ活動に参加する。・自身のスポーツに関する経験や知識などをいかし、スポーツ活動に協力する。・スポーツチームを観戦・応援する。	<ul style="list-style-type: none">・スポーツイベントを開催する。・スポーツイベントに協力する。

(26) 文化芸術

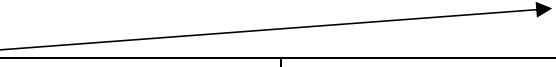
【施策の目指す姿】

文化芸術活動に参加、鑑賞する環境や機会が充実しており、伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重及び次の世代に保存・継承され、文化芸術を通して市民が豊かに暮らしています。

【取組方針】

文化芸術に触れる機会を提供するとともに、郷土の文化や自然、文化財、伝承してきた伝統芸能を受け継ぎ、後世に伝えるため、活動の場の充実や後継者の育成を支援します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)	
市内で文化芸術に親しんでいる市民の割合	19.7%	22.0%	24.0%	
	目標値の方向			
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)	
伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されていると思う市民の割合	59.6%	63.8%	68.0%	
	目標値の方向			

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・文化芸術活動に参加する。・自身の文化芸術に関する経験や知識などをいかし、文化芸術活動に協力する。・地域の文化財や郷土芸能に興味を持ち、関連する活動に参加する。	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術事業やイベントを開催する。・文化芸術事業やイベントに協力する。

(27) 観光

【施策の目指す姿】

多くの観光客が訪れ、地域が活性化しています。

【取組方針】

近隣市町村との連携を通じて広域観光を推進するとともに、観光資源の磨き上げや再発掘、インバウンドの誘客を促進し、豊かな自然や交通の利便性をいかした魅力ある観光地づくりを推進します。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年)	中間目標 (令和12(2030)年)	目標値 (令和17(2035)年)
市内の延べ観光客数	2,458,965人	2,530,000人	2,555,000人
	目標値の方向		↗
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
観光によって地域が活性化していると思う市民の割合	27.4%	48.2%	69.0%
	目標値の方向		↗

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
<ul style="list-style-type: none">・観光客などに対して温かいおもてなしの心で接する。・観光イベントに参加する。・本市の観光スポットなどの魅力を発信する。・地域の観光資源の保全に協力する。	<ul style="list-style-type: none">・祭りや観光イベントに協力・参加する。・市内での各種学会や会合の開催や誘致を行う。

(28) 魅力発信

【施策の目指す姿】

本市の魅力が市内外に発信されることで、本市のイメージが向上しています。

【取組方針】

本市の特長や魅力、施策等を市内外に広く周知するため、PRコンテンツの作成や広告事業を推進するとともに、シティプロモーションの推進に向けた事業を実施し、効果的な情報発信に取り組みます。

【成果指標】

指標名	現状値 (令和6(2024)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
SNS登録者数	83,646 件	125,000 件	150,000 件
	目標値の方向	↗	
指標名	現状値 (令和7(2025)年度)	中間目標 (令和12(2030)年度)	目標値 (令和17(2035)年度)
市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上していると思う市民の割合	37.0%	48.0%	59.0%
	目標値の方向	↗	

【みんなができること】

市民ができること	事業者ができること
・本市の魅力の発見や発信を行う。	・本市の魅力の発見や発信を行う。 ・従業員等に対して本市の魅力を周知する。 ・厚木ブランド商品の開発に取り組む。

7 行財政運営の五つの基本姿勢

今後、人口減少や超高齢化による人口構造の変化が一層進行し、市民ニーズの多様化・高度化、公共施設やインフラの老朽化など、地域の持続可能性に関わる様々な課題が表面化していくことが想定されます。こうした変化に対応していくためには、将来の人口動態や財政状況を見据えつつ、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容・プロセスの再構築のほか、広域的な視点に立った柔軟な発想を持って、民間企業や地域団体など多様な主体との連携を図るなど、更に近隣自治体との広域的な連携を推進していく必要があります。

(1) 社会経済情勢に対応した行財政運営

社会経済情勢が急速に変化し、先行きが見通しづらい中においては、あらゆる環境の変化に柔軟に対応できる行財政運営を確立し、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくことが求められています。そのため、新たなデジタル技術やツールなどの活用による業務内容やプロセスの再構築を推進するとともに、感覚や前例主義から脱却し、データや実績に基づく政策立案（E B P M：エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）を推進します。さらに、「やるべきこと」と「やめるべきこと」を明確に判断し、事業の選択と集中を徹底することで、現実に即した柔軟な行財政運営に取り組みます。

(2) 公共施設・インフラの総合的な管理の徹底

人口が増加した昭和 40 年代から 50 年代にかけて、集中的に整備してきた公共施設やインフラの老朽化が進んでいることから、今後、施設の膨大な維持管理・更新費用が見込まれます。

そこで、人口減少や少子高齢化により、公共施設に求められるニーズの変化を的確に捉え、公共施設の総量抑制、施設の適正配置や長寿命化、民間活力の導入などの取組を総合的かつ計画的に推進し、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

新たなまちづくりとのバランスを図りつつ、本市の行政サービスを支える公共施設を将来にわたって持続可能なものにします。

(3) DX の推進

少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源も減少していく一方で、生活スタイルやニーズは多様化しています。こうした社会環境の変化に対応した行財政運営を行い、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくために、新たなデジタル技術の活用による業務効率化を図るなど、DXによる行政改革を推進します。

また、DXを推進する上では、情報格差の解消、情報セキュリティの確保、国や県の策定する計画との整合及び動向の把握、庁内のデジタル人材の育成及び確保などの取組も必要となります。

市民の誰もが幸せや豊かさを実感し、安心して快適に暮らせるよう、DXの推

進により、複雑かつ多岐にわたる地域課題の解決や地域全体の魅力向上を図ります。

(4) 多様な主体との連携

行政が直面する多様な課題に的確に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを維持していくためには、自治体単独での取組には限界があるため、民間企業や地域団体、市民など多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みをいかした公民連携の取組を推進します。

(5) 広域連携の推進

市民の生活圏が自治体の枠を越えて広がる中で、限られた財源を有効に活用し、地域全体の利便性や効率性の向上、さらには広域的な課題の解決を図るため、県央やまなみ協議会や県央相模川サミットなどの枠組みを活用し、近隣自治体と連携した広域的な視点に立つ行政サービスの提供を目指します。

8 進行管理

将来都市像の実現のため、重点プロジェクト及び政策に基づく各施策について、P D C A サイクルを活用した進行管理を行います。

(1) 進行管理の対象

進行管理の対象は、重点プロジェクト及び施策並びに具体的な事業とします。

(2) 進行管理の方法

計画（P l a n）に基づき、進行管理の対象となる施策等を実施する（D o）とともに、進捗状況や成果を図るための指標及び目標値を設定し、目標値に対する達成状況などにより評価を行います（C h e c k）。評価結果に基づき、施策等の内容の見直しなど、改善方策を検討し（A c t i o n）、計画に反映します（P l a n）。

(3) 評価体系

評価の対象、評価の指標、評価内容及び時期については、次の体系のとおりです。

評価対象	評価の指標	内容・評価時期
重点プロジェクト 施策全体	長期ビジョン ・数値目標 ・成果指標	長期的な成果を示す指標 進捗を確認し、計画の中間年度・最終年度に総合評価を実施（毎年度）
重点プロジェクト	アクションプラン ・KPI (重要業績評価指標)	目標値との比較により効果検証を実施（毎年度）
施策レベル	アクションプラン ・中間アウトカム指標	施策の成果に至る中間的な成果を測定 進捗を評価（毎年度）
事業レベル	アクションプラン ・アウトプット指標 ・直接アウトカム指標	各取組の実施量や直接的な成果を把握 施策の実現に対する有効性を評価（毎年度）

(4) 評価サイクル

ア 年度評価（毎年度）

KPI、中間アウトカム指標、アウトプット・直接アウトカム指標による効果検証を実施し、評価結果を翌年度の取組改善に反映します。

イ 中間評価（計画中間年度）※令和12（2030）年度実績

数値目標、成果指標の達成状況を分析し、取組方針や施策体系の妥当性を検証します。また、次期計画策定を見据えた方向性整理の基礎資料とします。

ウ 最終評価（計画最終年度）※令和17（2035）年度実績

計画期間全体の成果を総括し、長期的な成果・課題を明確化します。なお、次期計画の策定には中間評価結果を主に参照し、最終評価結果は次期計画の検証・改善に反映させます。

(5) 評価の実施主体

施策等の評価として、関連する部門や庁内の評価組織などによる内部評価と、公募市民などにより構成される市の附属機関などによる外部評価を行います。内部評価と外部評価を組み合わせることにより、様々な視点から施策等の効果を把握し、的確に評価を行います。

【P D C A サイクル】



厚木市総合計画長期ビジョン

参考資料

1 策定の趣旨

本市は、神奈川県の中央に位置し、相模川の右岸に開けた扇形の地形で、西北部には丹沢山地が連なり、豊かな自然に恵まれています。また、市域の南部に東名高速道路や新東名高速道路、東端に圏央道が通る広域交通の要衝の地になっており、地理的な優位性をいかし、多くの企業や大学が集積しています。

こうした中、令和3(2021)年度から12年間を計画期間とする、第10次厚木市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきましたが、この間、市民生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大きく変化してきました。

また、人口減少や超高齢社会の進展、大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震の発生リスクが高まる等の様々な変化に対応すべく、現状の評価・分析を行うとともに、変化を見据えたまちづくりが求められています。

このような変化を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、目指すべきまちの姿、これを実現するための政策・施策について、改めて見直しを行い、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を見通した第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

総合計画は厚木市自治基本条例第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、厚木に誇りを持てる魅力的なまちをつくることを目指します。

また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の2層で構成します。

なお、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」は「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」としています。

(1) 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）と施策の方針、施策体系、重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。

(2) アクションプラン

長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるものです。計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を第1期計画期間とし、令和13(2031)年度から令和17(2035)年度までの5年間を第2期計画期間とします。

4 策定の背景

本市を取り巻く社会経済情勢の変化は、行財政運営の様々な分野に大きく影響を及ぼしており、留意すべき事項は、次のとおりです。

(1) 人口減少・超高齢社会の更なる進展

本市の人口は減少傾向が続いており、令和52(2070)年に約15万6千人になると予測されています。また、生産年齢人口(15~64歳)の割合は令和2(2020)年には62.3%でしたが、30年後の令和32(2050)年には53.8%となり、約10ポイント減少する見込みです。一方で、65歳以上の老人人口の割合は令和2(2020)年は26.0%でしたが、令和32(2050)年には37.1%と増加が見込まれます。こうした中で、労働力の減少による地域経済の活力低下や扶助費・医療費等の社会保障関連経費の増加、地域の社会・経済活動の担い手等の不足が懸念されています。

人口減少を受け止めた上で、持続可能なまちづくりを行うとともに、こどもから高齢者まで誰もが自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる「地域包括ケア社会」の実現が求められます。

(2) こどもまんなか社会の実現

全国的に、急速な少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない中、こども基本法に基づく国の「こども大綱」では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。本市においても、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、本人にとっての最善の利益を第一に考えながら、こども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めることが求められます。

(3) 多様な教育ニーズへの対応

多様なこどもたちが共に生活する小・中学校では、全てのこどもの可能性を引き出すための教育環境の整備が必要とされています。こうした中で、学びの場において、GIGAスクール端末などのICT環境を最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる授業づくりや、児童・生徒一人一人の個性を「長所・強み」と捉え、不登校や外国籍児童・生徒などを含めた様々な支援機能を活用することで個性を伸ばすインクルーシブ教育システムの充実が求められています。

また、地域コミュニティの活性化や多様なニーズに対応した社会教育の充実に

向けて、家庭・地域・社会教育施設の更なる連携強化による多様な学びの場の提供が必要となっています。

さらに、人生100年時代において、社会人の学び直し（リカレント教育）の必要性が高まっており、市内大学・市民団体との連携による講座を始めとする幅広い生涯学習の場の提供など、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に学習することができる環境」の充実が求められています。

(4) 女性の活躍促進

我が国における女性の就業率は増加傾向にある一方で、出産後の正規雇用率が低下する「L字カーブ」が課題となっており、性別に関わりなく全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める必要があります。

また、出産・育児や介護を始めとしたライフイベントとキャリア形成の両立に向けて、多様で柔軟な働き方の推進、男性の育児休業取得促進などの共育での実現に向けた取組などが求められます。

さらに、働く女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性が活躍し、また、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、健康診断の推進や休暇制度等の福利厚生の充実、性差に対する理解の促進やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の解消を図り、自分らしく生きられる家庭・職場・地域等の環境づくりが求められます。

このほか、女性をめぐる課題は生活困窮、配偶者、パートナー等からの暴力被害、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、複雑化・多様化・複合化しているため、困難な問題を抱える女性のニーズに応じた切れ目のない支援を行うとともに、相談体制の充実や啓発活動等に取り組む必要があります。

(5) 多文化共生への取組

本市在住の外国人住民は、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航制限の影響を受け、令和2（2020）年から令和3（2021）年まではほぼ横ばいでいたが、近年増加傾向にあります。今後、在留資格「特定技能」の対象拡大などを背景として、更に増加することが見込まれます。

外国人住民が快適な地域生活を送れるよう、日本語教育を充実させるなどの支援を行うとともに、異文化交流や円滑なコミュニケーション及びネットワーク形成等を図り、国籍の異なる人々がお互いの違いを認め合い、共に社会を支え合いながら暮らすことができる多文化共生のまちづくりが求められます。

(6) 財政の状況

本市は、昭和39（1964）年度から普通交付税不交付団体として自主自立した財政運営を維持していますが、扶助費（社会保障に要する経費）を始めとする義務的経費が増加傾向にあるほか、経常的な経費の増加が見込まれています。

引き続き自主自立した財政運営を維持していくため、将来の税収につながる都

市基盤整備、適切な公共施設の管理や事業の選択と集中による支出の削減など、効率的かつ効果的な財政運営を図ることが必要です。

(7) 自然災害への対応

近年、地球温暖化の影響により、大雨や大型台風等の気象災害が激甚化しています。また、都心南部直下地震の発生リスクが高まっているとともに、南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が引き上げられています。さらに、活火山である富士山や箱根火山等の本市西方諸火山が噴火した場合、本市域においても、降灰、小さな噴石、降灰後土石流の発生等、火山災害による被害が想定されています。自助・共助・公助の連携を強化し、災害から命と暮らしを守るまちづくりがより一層必要となっています。

経年劣化が進む道路・下水道といった都市インフラの効果的な更新によって、老朽化による事故の未然防止や防災・耐震性能の向上を図るとともに、災害からの早期復興に向けた事前準備を充実させるなど、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策の強化・充実を図る必要があります。

(8) 交通環境の維持・向上

本市の広域道路ネットワークは、東名高速道路が横断し、圏央道が縦断する広域交通の要衝の地となっています。さらに、現在整備が進められている厚木秦野道路が完成することにより、市内に7か所のインターチェンジが配置され、経済・文化の発展、観光振興などの面において、一層の効果が期待されています。今後、交通利便性の高い地区においては、周辺の住環境や自然環境への配慮が求められます。

また、市内には、本厚木駅と愛甲石田駅周辺を中心に放射状に幹線道路が伸びており、これらの幹線道路には、郊外や市外に向け多くの路線バスが運行され、市街地の広い範囲をカバーしています。人口減少・超高齢社会が進展する中、路線バスの利便性の維持・向上を図るとともに、公共交通不便地域における日常生活に必要な移動手段の確保に取り組む必要があります。

(9) 地域特性をいかした経済の活性化

本市では、多くの企業や大学が集積しているため、昼夜間人口比率が全国的に高い水準となっていることや交通の利便性の高さ等から、多くの人が集まりやすい環境となっています。その特性をいかして、持続可能な市内経済の実現を図るため、企業の支援や就職支援等を行い、誰もがやりがいを持って働くことができる環境の整備が求められます。

また、新たな産業用地を創出するとともに、市民の雇用機会の拡大や産業の活性化に資する経済波及効果の高い産業の誘致が必要です。

さらに、スポーツ・文化芸術・歴史などの地域資源を最大限活用した高付加価値型の産業・事業を創出するとともに、人口減少に伴い、人材や労働力が希少と

なることを見込んで、地域に密着した産業やサービスを支える人材の育成・確保が求められます。

(10) デジタル化の更なる進展

コロナ禍を契機に行政手続のオンライン化が進んだことにより、デジタル化による市民の利便性向上、行政サービスの効率化を図る取組のほか、DX推進による地域の課題解決や魅力向上などの取組が必要となります。

また、年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現が求められていることから、デジタル機器やデジタルサービスの不慣れな方に対して、機器の操作方法等の支援を行う相談窓口を設置するなど、情報格差に配慮した取組が必要です。

今後、更に少子高齢化や人口減少が進み、行政の人的資源が減少する中で、多様化する市民の生活スタイルやニーズに対応するには、新たなデジタル技術やツールなども活用しながら、行政サービスに係る業務内容やプロセスを再構築していく必要があります。こうした取組により、行政における業務の効率化、市民サービスの向上、持続可能な行政サービスの提供体制の確保を図ることが求められます。

(11) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsの達成に向けては、あらゆる人々の活躍の推進を始め、生産性向上や地域活性化への取組、気候変動対策や循環型社会の構築、生物多様性や森林等の環境の保全など、先進国を含む全ての国が、世界の課題解決という視点を踏まえながら、多種多様な取組を推進していく必要があります。

本市が推進してきたまちづくりは、SDGsの理念と合致するものであり、今後も「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対して、分野横断的な視点で取り組むことが求められます。

(12) カーボンニュートラルの取組

平成27（2015）年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされています。これを受け令和2（2020）年10月、国は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、本市においても令和3（2021）年に「ゼロカーボンシティ」を表明しています。カーボンニュートラルの達成に向けては、誰も

が無関係ではなく、あらゆる主体が引き続き取り組む必要があります。

特にエネルギー由来の温室効果ガスの排出を抑制するため、化石燃料から太陽光等のクリーンエネルギーへの転換を推進し、エネルギー安定供給確保と経済成長・脱炭素の実現（G X）を目指し、再エネ・省エネ・蓄エネを推進する取組が求められます。

5 人口の推移

(1) 長期的な推移

人口総数は、5年ごとに実施される国勢調査のデータによると、昭和30（1955）年から長らく増加が続いていましたが、令和2（2020）年からは減少傾向に転じており、令和7（2025）年では223,544人となっています。

世帯数は、一貫して増加が続いており、令和7（2025）年では106,318世帯となっています。

(2) 直近10年の推移

本市の人口総数は、平成29（2017）年12月に225,879人と最高値を記録した後、減少傾向に転じています。直近10年の年次別の人口総数を見ると、令和2（2020）年には大きく減少し、その後、令和4（2022）年にかけて一時的に微増したものの、全体としてはこの10年間で人口は減少しています。

直近10年の世帯数は、令和2（2020）年に一旦横ばいになったものの、一貫して増加傾向が続いています。

(3) 年齢4区分別の推移

年少人口（0～14歳）は、平成2（1990）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老人人口（65歳～）とほぼ同数となり、令和2（2020）年には後期高齢者人口（75歳～）を下回っています。令和7（2025）年には23,560人となっており、人口総数の10.5%を占めています。

生産年齢人口（15～64歳）は、平成17（2005）年以降緩やかに減少しています。令和7（2025）年には137,953人となっており、人口総数の61.7%を占めています。

老人人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には58,829人となっており、人口総数の26.3%を占めています。特に、平成2（1990）年以降は急速に増加しており、平成27（2015）年以降、人口総数に対する老人人口の割合は21%を超え、超高齢社会に突入しています。

後期高齢者人口は、一貫して増加を続け、令和7（2025）年には33,896人となっており、人口総数の15.2%を占めています。

6 人口の将来推計

(1) 将来人口推計

ア 人口総数

「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠」の推計に基づき、本市が将来人口について独自に行った推計（厚木市推計）では、令和 32(2050)年に 192,592 人、令和 52(2070)年に 156,716 人となることが見込まれます。

イ 年齢 4 区分別人口

年少人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 11.7%から令和 32(2050)年には 9.2%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和 52(2070)年には 8.4%となることが見込まれます。

生産年齢人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 62.3%から令和 32(2050)年には 53.8%へと下降することが見込まれています。その後、下降傾向は弱まり、令和 52(2070)年には 53.3%となることが見込まれます。

老人人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 26.0%から令和 32(2050)年には 37.1%へと上昇することが見込まれています。その後、上昇傾向は弱まり、令和 52(2070)年には 38.3%となることが見込まれます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 12.5%から令和 32(2050)年には 23.1%へと上昇することが見込まれます。その後、令和 42(2060)年には 25.2%まで上昇した後、令和 52(2070)年には 23.8%となることが見込まれます。

(2) 人口の将来展望

ア 人口総数

合計特殊出生率の上昇や 20・30 歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和 32(2050)年では 204,039 人、令和 52(2070)年では 185,893 人をそれぞれの年次の目標人口とします。

イ 年齢 4 区分別人口

年少人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 11.7%から下降傾向となり、令和 22(2040)年以降は上昇に転じることを見込んでいます。

生産年齢人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 62.3%から令和 32(2050)年には 54.2%に下降することを見込んでいます。その後、下降傾向は弱まり、令和 52(2070)年には 53.9%となることを見込んでいます。

老人人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 26.0%から令和 32(2050)年には 35.0%まで上昇した後、令和 52(2070)年には 33.3%へと下降することを見込んでいます。

後期高齢者人口の構成割合は、令和 2 (2020)年の 12.5%から令和 37(2055)年には 23.0%まで上昇することを見込んでいます。その後、令和 52(2070)年に 20.1%に下降することを見込んでいます。

7 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 計画の趣旨

国は、人口減少時代の中、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に対応するため、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の5か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を策定するとともに、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を策定し、将来にわたって活力あるまちの維持・発展を目指して取組を進めてきました。

(2) 厚木市総合計画と総合戦略の関係

厚木市総合計画は、急激な人口減少によるまちの活力低下を防ぐため、将来の目標人口を設定し、本市が取り組む全ての施策を位置付け、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための計画です。

一方、総合戦略は、人口ビジョンの現状分析を踏まえ、「まち」「ひと」「しごと」の三つの視点での方向性・施策をまとめたものです。人口ビジョンで掲げた人口の将来展望の実現に向けた分野横断的な取組を位置付けています。

このように、両計画では人口減少という直面する大きな課題に対する施策を位置付け、その克服に向けた取組を進めていることから、中長期的な施策の方向性など共通する考え方を有しています。

(3) 厚木市総合計画と総合戦略の一体化

総合戦略については、人口減少・超高齢社会への対応を始め、厚木市総合計画におけるまちづくりの方向性と共通する目標を有していることから、総合計画と一体化し、計画の推進・進捗管理等を一体的に行うことにより、より効果的・効率的な運用を図っていこうとするものです。

8 会議等の開催経過

(1) 令和6(2024)年6月

- ア 令和6年度第1回厚木市総合計画審議会
- イ 第11次厚木市総合計画策定方針の策定
- ウ 令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

(2) 令和6(2024)年7月

- ア 新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」①

イ 令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

(3) 令和6(2024)年8月

ア 令和6年度第2回厚木市総合計画審議会

イ 令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

ウ 令和6年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

(4) 令和6(2024)年9月

ア 新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」②

イ 新たな総合計画策定に向けた「未来つなぐワークショップ」

(5) 令和6(2024)年10月

ア 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」①

イ 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」②

(6) 令和6(2024)年11月

ア 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ未来創造プロジェクト」③

イ 新たな総合計画策定に向けた「オープンハウス」③

ウ 新たな総合計画策定に向けた「中学・高校生によるワークショップ」

エ 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」①

オ 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」②

(7) 令和6(2024)年12月

ア 新たな総合計画策定に向けた「あつぎ女性100人プロジェクト」③

(8) 令和7(2025)年1月

ア 厚木市第10次総合計画市民検討会議委員との意見交換会

(9) 令和7(2025)年2月

ア カーボンニュートラルあつぎ未来プロジェクトとの意見交換会

イ 令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会

ウ 令和6年度第2回厚木市総合計画策定委員会

(10) 令和7(2025)年3月

ア 令和6年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部

イ 令和6年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

(11) 令和7(2025)年4月

ア 令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会

イ 令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会幹事会

ウ 令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部

エ 令和7年度第1回厚木市総合計画策定委員会

オ 令和7年度第1回厚木市総合計画審議会

(12) 令和7(2025)年5月

ア 令和7年度第1回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

- イ 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査
- ウ 令和7年度第2回厚木市総合計画審議会
- エ 令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- オ 令和7年度第2回厚木市総合計画策定委員会
- カ 長期ビジョン（素案）の策定
- キ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」①
- ク 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会①
- ケ 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会②

(13) 令和7(2025)年6月

- ア 第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」②
- イ 第11次厚木市総合計画策定に係る意見交換会③
- ウ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」③
- エ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン素案に対する「オープンハウス」④
- オ 第11次厚木市総合計画策定に係るL I N Eアンケート
- カ 令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- キ 令和7年度第3回厚木市総合計画策定委員会
- ク 長期ビジョン（原案）の策定
- ケ 厚木市総合計画審議会へ長期ビジョン（原案）を諮問
- コ 令和7年度第3回厚木市総合計画審議会
- サ 令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

(14) 令和7(2025)年7月

- ア 令和7年度第2回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
- イ 令和7年度第4回厚木市総合計画審議会
- ウ 令和7年度第5回厚木市総合計画審議会
- エ 厚木市総合計画審議会から長期ビジョン（原案）の答申
- オ 長期ビジョン（案）の策定
- カ 令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- キ 令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）

(15) 令和7(2025)年8月

- ア 令和7年度第4回厚木市総合計画策定委員会
- イ 令和7年度あつぎタウンミーティング（自治会長）
- ウ 令和7年度第3回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

(16) 令和7(2025)年9月

- ア 第11次厚木市総合計画長期ビジョン（案）に対するパブリックコメント（9/1～10/1）
- イ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」①

- ウ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」②
- エ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」③
- オ 第11次厚木市総合計画長期ビジョン案に対する「オープンハウス」④

(17) 令和7(2025)年10月

- ア 令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会幹事会
- イ 令和7年度第6回厚木市総合計画審議会
- ウ 令和7年度第5回厚木市総合計画策定委員会
- エ 令和7年度第4回厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

9 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要

(1) 目的

令和8(2026)年度を始期とする総合計画策定の基礎資料とともに、市民のまちづくりに対する考え方や市民生活に密着した事項について、市民の意識やニーズを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査項目

ア 市民生活における実感度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

イ 市の取組に対する実感度・重要度

分野	設問
1 子育て・教育	2項目
2 福祉・健康・コミュニティ	8項目
3 安心・安全	4項目
4 都市整備・産業	7項目
5 環境	4項目
6 スポーツ・文化芸術・魅力	4項目

(3) 調査対象者

厚木市在住の18歳以上の男女5,000人(外国人住民を含む。)

(4) 抽出方法

住民基本台帳を基に無作為抽出

(5) 調査方法

郵送配布、郵送又はインターネット回収

(6) 調査期間

令和7(2025)年5月14日(水)から6月13日(金)まで

(7) 回収結果

2,116人(回収率42.3%)

(8) 調査結果

ア 市民生活における実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう 思う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	あ ま り 思 わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教 育 育 て	こどもが切れ目のない支援によって、自分らしく健やかに育っている	15.2	38.6	33.6	10.2	2.4	53.8	12.6
	こどもたちが自ら学び成長する力を身につけられている	10.8	33.0	41.2	11.8	3.2	43.8	15.0
福 祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ ティ	地域の人たちが、つながり、支え合い、一人一人を尊重している	7.9	32.4	34.6	20.1	5.0	40.3	25.1
	高齢者が生きがいを持って自分らしく暮らしている	8.0	35.4	34.1	18.3	4.2	43.4	22.5
	障がい者が安心して暮らしている	6.0	27.5	41.3	19.2	6.0	33.5	25.2
	健康づくりの取組や医療体制の充実により、心身ともに健康に暮らしている	12.4	42.2	27.7	13.7	4.0	54.6	17.7
	地域で行われる多様な学習機会の充実により、住民が地域課題を主体的に解決できている	2.8	24.3	43.0	22.3	7.6	27.1	29.9
	市民協働のまちづくりにより、地域の様々な課題が解決できている	4.0	21.1	42.7	23.9	8.3	25.1	32.2
	生涯を通じた様々な学びを通して、豊かな暮らしをしている	6.3	30.0	37.0	20.4	6.3	36.3	26.7
安 心 ・ 安 全	人権や平和を尊重する意識を持ち、自分らしく暮らしている	13.3	40.7	31.0	11.2	3.8	54.0	15.0
	災害への備えが充実しており、安心して暮らしている	7.1	42.4	32.7	14.5	3.3	49.5	17.8
	消防・救急体制が整っており、安心して暮らしている	16.7	50.6	24.2	7.1	1.4	67.3	8.5
	犯罪への備えが充実しており、安心して暮らしている	5.1	30.5	33.5	23.7	7.2	35.6	30.9
都 市 整 備 ・ 産 業	誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行している	5.7	25.0	27.9	30.2	11.2	30.7	41.4
	移動や買い物など、生活が便利である	18.3	35.0	19.3	17.6	9.8	53.3	27.4
	安全で円滑な移動ができている	12.5	36.9	26.1	18.3	6.2	49.4	24.5
	新たな産業拠点が形成されている	4.8	22.8	35.4	26.7	10.3	27.6	37.0
	公園や緑地等の憩いの場が身近にあり、豊かに暮らしている	19.1	38.8	22.0	15.3	4.8	57.9	20.1
	市内企業や働く人への支援の充実により、安心して働くことができている	5.6	23.0	48.0	16.6	6.8	28.6	23.4
	魅力ある商店街・店舗が充実している	5.8	21.1	23.7	31.9	17.5	26.9	49.4
環 境	新鮮で安心・安全な市内産の農畜産物を消費できている	10.0	36.5	30.1	17.8	5.6	46.5	23.4
	再生可能エネルギーの使用やエネルギーの効率的な使用により、環境にやさしい暮らしをしている	5.9	23.4	44.1	19.4	7.2	29.3	26.6
	ごみの減量化・資源化に努め、環境への負荷の少ない暮らしをしている	12.9	49.7	26.2	8.6	2.6	62.6	11.2
	美しい自然環境が身近にあり、豊かな暮らしをしている	20.2	45.2	22.6	9.7	2.3	65.4	12.0
文 化 ・ ス ポ ー ト ・ 芸 術 ・ 魅 力	清潔で快適な生活環境が整っている	15.3	45.2	29.1	7.5	2.9	60.5	10.4
	伝統文化・郷土芸能、文化財等が尊重され、保存・継承されている	14.5	45.1	26.7	11.0	2.7	59.6	13.7
	スポーツをする・みる・支えることを通して、豊かに暮らしている	12.4	35.8	35.9	11.3	4.6	48.2	15.9
	観光によって地域が活性化している	4.4	23.0	30.1	31.0	11.5	27.4	42.5
	市内外に魅力が発信されることで、本市のイメージが向上している	8.2	28.8	32.5	23.1	7.4	37.0	30.5

イ 市の取組に対する実感度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	そう 思う	や や そ う 思 う	ど ち ら で も な い	そ あ ま り 思 わ な い	そ う 思 わ な い	実 感 し て い る	実 感 し て い な い
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教 育 育 て	子育て支援が充実している	20.3	41.3	30.5	6.3	1.6	61.6	7.9
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	11.0	34.5	41.8	9.9	2.8	45.5	12.7
福祉 ・健 康 ・コ ミ ュ ニ ティ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	6.1	32.4	38.9	17.8	4.8	38.5	22.6
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	6.4	28.9	41.5	18.0	5.2	35.3	23.2
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	6.4	25.8	45.3	17.7	4.8	32.2	22.5
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	10.8	38.5	33.8	13.5	3.4	49.3	16.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	4.7	22.6	44.4	20.7	7.6	27.3	28.3
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	3.3	19.4	47.1	21.6	8.6	22.7	30.2
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	4.0	21.5	46.3	20.9	7.3	25.5	28.2
安心 ・安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	3.2	17.2	49.5	22.8	7.3	20.4	30.1
	災害に強いまちづくりが進んでいる	7.0	38.8	32.4	17.0	4.8	45.8	21.8
	消防・救急体制が充実している	17.6	48.4	26.9	5.9	1.2	66.0	7.1
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	6.1	29.5	36.5	21.3	6.6	35.6	27.9
都市 整 備 ・産 業	交通安全の取組が進んでいる	7.3	31.8	34.0	20.0	6.9	39.1	26.9
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	29.1	39.5	13.4	13.1	4.9	68.6	18.0
	円滑な通行ができる道路が整備されている	12.6	36.7	21.5	21.3	7.9	49.3	29.2
	新たな土地利用の計画が進んでいる	7.9	23.9	35.6	24.5	8.1	31.8	32.6
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	15.5	36.1	23.1	19.1	6.2	51.6	25.3
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	5.0	17.7	44.1	24.3	8.9	22.7	33.2
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	3.6	10.6	29.2	40.9	15.7	14.2	56.6
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	9.7	35.1	31.7	18.5	5.0	44.8	23.5
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	4.9	20.7	45.1	23.2	6.1	25.6	29.3
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	13.8	41.2	29.0	12.8	3.2	55.0	16.0
	自然環境の保全と活用が進んでいる	9.0	29.3	43.2	14.4	4.1	38.3	18.5
文化 ・ス ポ ル ト ・ツ ・魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	15.2	39.5	30.7	11.1	3.5	54.7	14.6
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	5.5	27.6	37.4	22.3	7.2	33.1	29.5
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	7.6	30.8	34.2	21.8	5.6	38.4	27.4
	観光によるまちづくりが進んでいる	4.2	22.9	31.5	30.7	10.7	27.1	41.4
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	5.1	23.5	31.8	30.0	9.6	28.6	39.6

ウ 市の取組に対する重要度

分野	項目名 (～と思う市民の割合)	重 要 で あ る	や や 重 要 で あ る	ど ち ら で も な い	重 あ 要 で り は な い	重 要 で な い	重 要 視 し て い る	重 要 な い 重 要 視 し て
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A+B)	(D+E)
・子 教 育 育 て	子育て支援が充実している	56.2	25.3	14.8	2.1	1.6	81.5	3.7
	全てのこどもたちにとって学びやすい環境が整っている	54.7	25.8	16.8	1.9	0.8	80.5	2.7
福 祉 ・ 健 康 ・ コ ミ ュ ニ ティ	地域での見守り、つながり、支え合い、一人一人を尊重するまちづくりが進んでいる	39.4	41.1	17.4	1.7	0.4	80.5	2.1
	高齢者が生きがいを持ち自分らしく生活できる取組が進んでいる	38.8	38.6	18.5	2.2	1.9	77.4	4.1
	障がいに対する理解促進や、障がい者への支援等が充実している	43.3	35.4	18.6	2.0	0.7	78.7	2.7
	心身ともに健康に暮らすための支援や医療体制が充実している	57.4	30.6	11.1	0.3	0.6	88.0	0.9
	地域の中で様々な知識や技能を習得できる学びの環境が整っている	27.5	40.8	27.0	3.2	1.5	68.3	4.7
	地域の課題解決に向けて、市民と行政との協働が進んでいる	35.8	39.4	22.5	1.7	0.6	75.2	2.3
	誰もが生涯を通じて様々な学びができる環境が充実している	28.8	41.3	26.1	2.5	1.3	70.1	3.8
安心 ・ 安 全	人権や平和への意識を啓発するための取組が進んでいる	33.5	34.6	27.6	2.7	1.6	68.1	4.3
	災害に強いまちづくりが進んでいる	70.2	22.1	6.3	1.1	0.3	92.3	1.4
	消防・救急体制が充実している	72.0	20.5	6.8	0.5	0.2	92.5	0.7
	安心して暮らせる防犯のまちづくりが進んでいる	71.1	21.1	6.7	0.8	0.3	92.2	1.1
都市 整備 ・ 産 業	交通安全の取組が進んでいる	61.6	27.6	9.6	0.9	0.3	89.2	1.2
	日常生活での移動や必要な施設（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が整備されている	59.7	32.4	6.8	1.0	0.1	92.1	1.1
	円滑な通行ができる道路が整備されている	56.2	34.2	8.6	0.9	0.1	90.4	1.0
	新たな土地利用の計画が進んでいる	23.7	37.6	30.5	5.4	2.8	61.3	8.2
	公園や緑地等、憩いの場が充実している	34.2	42.0	19.7	3.2	0.9	76.2	4.1
	市内企業や働く・働きたい人への支援が充実している	40.6	36.2	20.9	1.8	0.5	76.8	2.3
	商店街への支援や空き店舗対策が進んでいる	31.8	42.9	21.8	2.2	1.3	74.7	3.5
環境	農業支援の充実により、市内産の農畜産物が提供されている	35.3	41.4	20.7	2.0	0.6	76.7	2.6
	再生可能エネルギーの普及等の取組が進んでいる	36.4	37.9	17.9	4.6	3.2	74.3	7.8
	ごみの資源化・減量化の取組が進んでいる	46.4	38.8	11.9	2.0	0.9	85.2	2.9
	自然環境の保全と活用が進んでいる	40.8	37.3	20.0	1.5	0.4	78.1	1.9
文化 ・ 芸 術 ・ ツ 魅 力	地域における美化清掃等の取組が進んでいる	37.5	44.7	16.0	0.9	0.9	82.2	1.8
	伝統文化・郷土芸能や文化財に触れる機会があり、後世に伝えるための取組が進んでいる	24.1	43.0	26.7	4.4	1.8	67.1	6.2
	スポーツをする、みる、支える環境や機会が充実している	22.6	44.1	27.0	5.0	1.3	66.7	6.3
	観光によるまちづくりが進んでいる	25.7	42.5	23.8	5.9	2.1	68.2	8.0
	市内外に厚木市の魅力が発信されている	30.2	42.5	20.4	5.4	1.5	72.7	6.9

10 用字用語集

	語句	説明
英 数 字	B O D (Biochemical Oxygen Demand)	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の水質汚濁を測る代表的な指標
	D X (Digital Transformation)	「デジタル・トランスフォーメーション」の略で、「デジタルによる変革」を表す。デジタル技術によって、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
	G I G A スクール端末	児童・生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とするG I G Aスクール構想に位置付けられたタブレット端末など
	I C T (Information and Communication Technology)	情報通信技術と訳され、コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク及びこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどの総称
	N P O (Non-Profit Organization)	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（N P O法人）」という。
	S N S (Social Networking Service)	登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス
あ 行	あつあいクリーンセンター	新たなごみ中間処理施設として、令和7年12月から本稼働を開始
	あつぎ家庭の日	厚木市子ども育成条例において、家族の絆を大切にするために定めた日。毎月第3水曜日
	あつぎ協働大学	市内の大学や企業と連携し、それぞれの特色や専門性が高い講座を提供する事業
	インクルーシブ教育	共生社会の実現に向け、全てのこどもが同じ場で共に学び共に育つための教育
	インバウンド	外国人が日本に訪れてくる旅行
	温室効果ガス	温室効果をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など

か 行	カーボンニュートラル	化石燃料などによる温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いてゼロになる状態
	外来生物	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって持ち込まれた生物
	輝き厚木塾	市民が趣味や仕事などを通じて学んだことを同じ市民に教える事業。市民講師が自主計画、自主運営する学習スタイルの講座
	化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源
	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営について参画する仕組み
	家庭系ごみ	一般家庭の日常生活に伴って生じたもの
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	全人口に対する公共交通カバー圏域（1日30本以上のバスが運行するバス停から300m圏と鉄道駅800m圏）に居住する人口の割合
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費。その支出が義務付けられ任意に削減できない、極めて硬直性の強い経費
	協働的な学び	こどもたちの多様な個性を最大限にいかす学び
	刑法犯認知件数	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数
	県央相模川サミット	相模川流域に位置する6市町村（厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村）と、オブザーバーである神奈川県が連携し、河川の保全活用や災害対策など、共通の地域課題の解決を図る広域的な協議体
	県央やまなみ協議会	県央やまなみ地域の5市町村（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村）に、神奈川県や民間企業、大学等がオブザーバーとして参加し、広域観光圏の確立や地域高規格道路の整備促進など、自治体の枠を超えて、多様な地域課題の解決を図る広域的な協議体
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
	公益的機能	土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全など、安全で快適な生活を送るために欠かせない環境保全機能

合計特殊出生率	一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を示しており、出生の傾向を分析する際や、将来産まれてくると考えられる子どもの数を推計する際に用いられる。
交通結節機能	異なる交通手段や複数の路線を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設（機能）のこと（鉄道駅、バスターミナルなど）。
高付加価値型	高い機能、新しい機能、使いやすさ、使い心地、デザインの良さなど、利用者にとっての価値を高めること。
公民連携	行政と民間企業、学術機関が協働で、それぞれの強みをいかした公共サービスの提供などを行うこと。
国立社会保障・人口問題研究所推計準拠	内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」に基づき、令和 52（2070）年までの将来人口を推計したもの。この推計は、国勢調査結果に基づき、生残率、移動率、子ども女性比、0-4 歳性比それぞれについて将来の仮定値を設定し将来人口を推計するコート要因法を採用している。 生残率…ある年齢の人口が 5 年後に生き残っている率 移動率…ある年齢の 5 年間の移動数（転入・転出数）を当該年齢の人口で割った値 子ども女性比…ある年の 0-4 歳の人口を、同年の 15-49 歳女性人口で割った値 0-4 歳性比…ある年の 0-4 歳女性人口 100 人当たりの 0-4 歳男性人口
子育てパスポート A YUCO	子育て世帯が会員登録して、市内の協賛店（サポート一店舗）で買物や飲食の際に A YUCO カードを提示すると、割引や特典などのサービスを受けられる制度
こどもまんなか月間	こどもや子育て世帯を社会全体で応援する機運を醸成するための期間
個別最適な学び	多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく育成する学び
コミュニティ交通	交通不便地域の解消等を図るために市町村等が主体的に計画する、路線バスを補完する乗り合いバスなど

	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少、高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、市民が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連係して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ 行	再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなどの温室効果ガスを排出せずに生産できるエネルギー
	在留資格「特定技能」	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度
	里地里山	自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置し、集落を取り巻く農地、水路、ため池、雑木林と人工林、草原等で構成される地域
	事業系ごみ	事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの
	自主防災組織	各地域で防災訓練等の自主防災活動を行う組織
	自助・共助・公助	自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」
	自然的土地利用	農地に加え、自然環境の保全のために維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用
	シティプロモーション	そこに住む地域住民の愛着の形成や自治体の知名度・イメージの向上を図る取組
	重要業績評価指標 (KPI)	目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標
	循環型社会	天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る人（「後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度
	生物多様性	地球上の多様な生き物が直接的又は間接的に支え合うことによるつながりのこと。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできている。
	ゼロカーボンシティ	令和32(2050)年に CO ₂ (二酸化炭素) を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体

	全国学力・学習状況調査	義務教育における各学校段階の最終学年における到達度を把握するため、小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童・生徒を対象に実施
た 行	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
	地域生活支援拠点	障がいのある方の障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ事業所等
	地域包括ケア	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される」という考え方
	昼夜間人口比率	夜間人口に対する昼間人口の割合。100%を超過すると、昼間人口の方が多く、他自治体からの通勤・通学者数が他自治体への通勤・通学者数を上回っていることを示している。
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪
	都市計画道路	将来の都市の発展を予想して都市計画法に基づき計画された道路
	都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用
	都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震。東京湾北部地震に代わり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、神奈川県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
な 行	南海トラフ巨大地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。日本で発生が想定される最大級の地震であり、複数の巨大地震が時間差発生し、超広域にわたる甚大な被害が想定されている。本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

は 行	ハザードマップ	被害軽減や防災対策に資する目的で、浸水想定区域、避難場所・避難経路、防災関係施設の位置等を表示した地図
	パリ協定	令和2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。
	扶助費	社会保障制度として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費の性質別歳出の分類
	普通交付税不交付団体	地方公共団体の一般的な財政需要に対する財源不足額に見合いの額として算定され交付される普通交付税を交付されていない地方公共団体
	防災インフラ	災害による被害をできるだけ減らすため、洪水や土砂崩れ、津波などを直接的に防ぐ役割を持つ施設
ま 行	マイタイムライン	台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え方を守る避難行動のための一助とするもの
	メンタルヘルス	こころの健康状態
や 行	ゆるやかな見守り活動	「いつもと違う」、「何かがおかしい」と感じることがあつたら民生委員・児童委員や地域包括支援センター等に相談するなどの、地域で行う「さりげない」見守り
	要介護	身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態
	要支援	要介護状態の軽減、悪化防止に支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

議案第114号

動産の取得について

次のとおり動産を取得する。

- 1 取得する動産 防災行政無線
- 2 取得金額 1,032,570,000円（実施設計を含む。）
- 3 契約の相手方 東京都港区芝4-4-12
三信電気株式会社ソリューション営業本部
常務執行役員ソリューション営業本部長 森 祐二 様

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求める。

参考資料

1 取得する動産の概要

番号	物品名	物品の概要
1	親局装置	屋外拡声子局の受信装置に対して、電波により通報の送出を行うもの（Jアラート受信機等の設備を含む。）
2	遠隔制御装置	親局以外の場所から親局装置を制御し、屋外拡声子局への通報の送出を行うもの
3	屋外拡声子局装置	親局装置からの電波を受信して、屋外での拡声放送を行うもの

2 取得金額の内訳

番号	区分	金額（単位：円） ※ 消費税込み
1	実施設計	22,000,000
2	親局装置一式	118,761,172
3	遠隔制御局装置一式	4,200,436
4	屋外拡声子局装置一式	887,608,392
合 計		1,032,570,000

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による受注候補者との随意契約

4 開札結果

開札日：令和7年11月11日

番号	業者名	見積価格 (単位：円)	備考
1	三信電気株式会社	938,700,000 円	決定 1,032,570,000 円

※ 予定価格（消費税抜き）は、938,700,000 円。決定価格（1,032,570,000 円）は、見積価格（938,700,000 円）に消費税額（93,870,000 円）を加算した金額です。

5 仮契約日

令和7年11月12日

(議案第115号)

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度
厚木市一般会計補正予算（第5号）

議案第115号

令和7年度厚木市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度の厚木市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,156,386千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,200,349千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		19,138,108	120,263	19,258,371
	5 国庫負担金	12,484,294	66,000	12,550,294
	10 国庫補助金	6,487,150	50,897	6,538,047
	15 委託金	166,664	3,366	170,030
60 県支出金		7,286,023	440	7,286,463
	10 県補助金	2,067,233	440	2,067,673
75 繰入金		9,154,712	12,690	9,167,402
	5 基金繰入金	9,061,933	12,690	9,074,623
80 繰越金		2,931,987	969,293	3,901,280
	5 繰越金	2,931,987	969,293	3,901,280
90 市債		10,344,900	53,700	10,398,600
	5 市債	10,344,900	53,700	10,398,600
歳入合計		113,043,963	1,156,386	114,200,349

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		456,462	4,153	460,615
	5 議会費	456,462	4,153	460,615
10 総務費		12,908,501	301,691	13,210,192
	5 総務管理費	7,435,686	175,074	7,610,760
	10 企画文化費	3,001,818	71,882	3,073,700
	15 徴稅費	1,235,571	20,190	1,255,761
	20 戸籍住民基本台帳費	806,500	32,075	838,575
	25 選挙費	166,979	964	166,015
	30 統計調査費	193,067	1,823	194,890
	35 監査委員費	68,880	1,611	70,491
15 民生費		44,543,569	236,805	44,780,374
	5 社会福祉費	19,879,597	118,672	19,998,269
	10 児童福祉費	18,161,239	23,339	18,137,900
	15 生活保護費	6,502,475	141,472	6,643,947
20 衛生費		11,642,280	248,204	11,890,484
	5 保健衛生費	5,739,176	234,003	5,973,179
	10 清掃費	5,903,104	14,201	5,917,305
25 労働費		311,647	2,053	313,700
	5 労働諸費	311,647	2,053	313,700
30 農林水産業費		770,316	38,443	808,759
	5 農業費	698,284	38,443	736,727
35 商工費		3,028,381	31,630	3,060,011
	5 商工費	3,028,381	31,630	3,060,011

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 0 土木費		16,498,663	32,337	16,531,000
	5 土木管理費	1,231,958	3,205	1,228,753
	1 0 道路橋りょう費	3,612,039	12,034	3,624,073
	1 5 河川費	396,384	3,812	400,196
	2 0 都市計画費	10,734,050	23,408	10,757,458
	2 5 住宅費	524,232	3,712	520,520
4 5 消防費		3,672,259	134,748	3,807,007
	5 消防費	3,672,259	134,748	3,807,007
5 0 教育費		13,354,361	126,322	13,480,683
	5 教育総務費	3,647,088	21,724	3,668,812
	1 0 小学校費	4,492,435	58,622	4,551,057
	1 5 中学校費	2,101,130	8,061	2,109,191
	2 0 社会教育費	1,873,112	32,876	1,905,988
	2 5 保健体育費	1,240,596	5,039	1,245,635
歳出合計		113,043,963	1,156,386	114,200,349

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター施設改修事業(長寿命化)	146,809
		七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	55,456
15 民生費	05 社会福祉費	生きがいセンター維持補修事業	15,180
20 衛生費	10 清掃費	環境センター維持補修事業	273,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	歩道整備事業	56,000
	15 河川費	河川維持補修事業	10,000
	20 都市計画費	厚木環状3号線街路整備事業	132,000
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業(長寿命化)	7,480
		小学校維持補修事業	32,223
		小学校給食施設維持補修事業	3,696
		学校給食施設改修事業(長寿命化)	21,879
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業(長寿命化)	16,742
	20 社会教育費	公民館維持管理事業	25,000
	25 保健体育費	東町スポーツセンター維持補修事業	33,033

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位:千円)

事項	期間	限度額
ふるさと納税推進業務委託経費	令和8年度～令和11年度	寄附金額に6.5%を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額
文化会館維持管理・運営モニタリング業務委託経費(その2)	令和8年度～令和11年度	319千円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額
火葬炉増設事業経費	令和8年度	259,050
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	令和8年度	15,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	令和8年度	40,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和8年度	40,000
市道本厚木松枝線外3路線舗装補修工事経費	令和8年度	126,000
河川維持補修工事経費	令和8年度	10,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和8年度	20,000
小中学校体育館冷暖房設備賃借料(その2)	令和8年度～令和18年度	804,960
北部学校給食センター調理等業務委託経費(厚木第二小学校分)	令和8年度	23,353
南部学校給食センター空調設備設置経費	令和8年度	78,100
依知北公民館エレベーター更新事業経費	令和8年度～令和9年度	19,800
中央図書館窓口等業務委託経費	令和8年度	152,047

第4表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
愛甲公民館駐車場整備事業	23,400	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位:千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
七沢自然ふれあいセンター施設改修事業	164,600	普通貸借又は証券発行。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。 ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	173,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
生きがいセンター施設改修事業	12,600				14,200			
小学校整備事業	953,700				954,900			
公民館改修事業	255,900				274,400			

令和 7 年度
厚木市一般会計補正予算
(第 5 号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額
5 市税	45,643,894
10 地方譲与税	529,866
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	270,000
21 株式等譲渡所得割交付金	270,000
23 法人事業税交付金	845,000
24 地方消費税交付金	6,308,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	213,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	386,888
50 使用料及び手数料	1,257,520
55 国庫支出金	19,138,108
60 県支出金	7,286,023
65 財産収入	298,843
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	9,154,712
80 繰越金	2,931,987
85 諸収入	6,527,222
90 市債	10,344,900
歳 入 合 計	113,043,963

(単位:千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	45,643,894	40.0
	529,866	0.5
	14,000	0.0
	270,000	0.2
	270,000	0.2
	845,000	0.8
	6,308,000	5.5
	138,000	0.1
	118,000	0.1
	213,000	0.2
	30,000	0.0
	38,000	0.0
	386,888	0.4
	1,257,520	1.1
120,263	19,258,371	16.9
440	7,286,463	6.4
	298,843	0.3
	1,300,000	1.1
12,690	9,167,402	8.0
969,293	3,901,280	3.4
	6,527,222	5.7
53,700	10,398,600	9.1
1,156,386	114,200,349	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 議会費	456,462	4,153	460,615
10 総務費	12,908,501	301,691	13,210,192
15 民生費	44,543,569	236,805	44,780,374
20 衛生費	11,642,280	248,204	11,890,484
25 労働費	311,647	2,053	313,700
30 農林水産業費	770,316	38,443	808,759
35 商工費	3,028,381	31,630	3,060,011
40 土木費	16,498,663	32,337	16,531,000
45 消防費	3,672,259	134,748	3,807,007
50 教育費	13,354,361	126,322	13,480,683
60 公債費	5,757,524		5,757,524
70 予備費	100,000		100,000
歳出合計	113,043,963	1,156,386	114,200,349

(単位:千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特定期財源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				4,153	0.4
		9,000		292,691	11.6
70,246	440	1,600	12,690	151,829	39.2
				248,204	10.4
				2,053	0.3
23,139				15,304	0.7
				31,630	2.7
				32,337	14.5
				134,748	3.3
26,878		43,100		56,344	11.8
					5.0
					0.1
120,263	440	53,700	12,690	969,293	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	19,138,108	120,263	19,258,371
5 国庫負担金	12,484,294	66,000	12,550,294
15 民生費国庫負担金	12,472,054	66,000	12,538,054
10 国庫補助金	6,487,150	50,897	6,538,047
15 民生費国庫補助金	4,005,495	880	4,006,375
94 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	964,992	50,017	1,015,009
15 委託金	166,664	3,366	170,030
15 民生費委託金	66,613	3,366	69,979
60 県支出金	7,286,023	440	7,286,463
10 県補助金	2,067,233	440	2,067,673
15 民生費県補助金	1,055,144	440	1,055,584
75 繰入金	9,154,712	12,690	9,167,402
5 基金繰入金	9,061,933	12,690	9,074,623
25 社会福祉基金繰入金	115,879	12,690	128,569
80 繰越金	2,931,987	969,293	3,901,280
5 繰越金	2,931,987	969,293	3,901,280
5 繰越金	2,931,987	969,293	3,901,280
90 市債	10,344,900	53,700	10,398,600
5 市債	10,344,900	53,700	10,398,600
10 総務債	164,600	9,000	173,600
15 民生債	193,400	1,600	195,000

(単位：千円)

節		説	明
区分	金額		
15生活保護費負担金	66,000	1 生活保護費負担金増	【生活福祉課】 66,000
5社会福祉費補助金	880	1 地域生活支援事業費等補助金増	【障がい福祉課】 880
5物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	50,017	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金増	【財政課】 50,017
5社会福祉費委託金	3,366	1 国民年金事務取扱費委託金増	【国保年金課】 3,366
5社会福祉費補助金	440	1 地域生活支援事業費等補助金増	【障がい福祉課】 440
5社会福祉基金繰入金	12,690	1 社会福祉基金繰入金増	【地域包括ケア推】 12,690
5繰越金	969,293	1 前年度繰越金増	【財政課】 969,293
10企画文化債	9,000	1 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業債増	【生涯学習課】 9,000
5社会福祉債	1,600		

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 7 5 繰入金 8 0 繰越金 9 0 市債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	(民生債)			
	50 教育債	2,244,900	43,100	2,288,000
歳 入 合 計		113,043,963	1,156,386	114,200,349

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		1 生きがいセンター施設改修事業債増 【障がい福祉課】 1,600
10 小学校債	1,200	1 小学校整備事業債増 【学校施設課】 1,200
20 社会教育債	41,900	1 公民館改修事業債増 【市民協働推進課】 18,500 2 愛甲公民館駐車場整備事業債 【市民協働推進課】 23,400

90市債

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	456,462	4,153	460,615		
5 議会費	456,462	4,153	460,615		
5 議会費	456,462	4,153	460,615	一般財源	4,153
10 総務費	12,908,501	301,691	13,210,192		
5 総務管理費	7,435,686	175,074	7,610,760		
5 一般管理費	4,834,298	173,684	5,007,982	一般財源	173,684
20 情報化推進費	1,843,085	675	1,843,760	一般財源	675
25 文書管理費	64,357	27	64,384	一般財源	27
40 財産管理費	579,310	688	579,998	一般財源	688

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,714	1 議員報酬等増 【議会総務課】 769
3 職員手当等	2,222	2 職員給与費増 【職員課】 3,384
4 共済費	217	
1 報酬	6,263	1 職員給与費増 【職員課】 163,449
2 給料	98,034	(1) 常勤特別職増 182
3 職員手当等	65,292	(2) 一般職増 163,267
4 共済費	4,095	2 会計年度任用職員事務経費増 【職員課】 9,403
		3 ふるさと納税推進事業費増 【職員課】 261
		4 一般管理事務経費増 【職員課】 303
		5 行政総務事務経費増 【職員課】 268
1 報酬	269	1 地域情報化推進事業費増 【職員課】 409
2 給料	148	2 情報政策事務経費増 【職員課】 266
3 職員手当等	222	
4 共済費	36	
1 報酬	18	1 文書管理事務費増 【職員課】 9
3 職員手当等	7	2 情報公開・個人情報保護制度事業費増 ... 【職員課】 18
4 共済費	2	
1 報酬	96	1 庁舎維持管理事業費増 【職員課】 688

5 議会費 10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(財産管理費)					
10 企画文化費	3,001,818	71,882	3,073,700		
5 行政連絡費	150,208	2,265	152,473	一般財源	2,265
25 広報費	101,837	18	101,855	一般財源	18
30 企画費	1,391,061	18	1,391,079	一般財源	18
40 市民相談費	12,150	19	12,169	一般財源	19
45 市役所連絡所費	21,846	526	22,372	一般財源	526
58 学習支援センター費	31,507	743	32,250	一般財源	743
59 七沢自然ふれあいセンター費	306,059	65,280	371,339	市債	9,000
				一般財源	56,280

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	301	
3 職員手当等	272	
4 共済費	19	
1 報酬	1,663	1 地区市民センター事業費増 【職員課】 2,265
3 職員手当等	547	
4 共済費	55	
1 報酬	18	1 広報事業費増 【職員課】 18
1 報酬	18	1 公共施設最適化推進事業費増 【職員課】 18 (1) 公共施設最適化推進事業費増 18
3 職員手当等	17	1 市民相談事業費増 【職員課】 19
4 共済費	2	
1 報酬	186	1 連絡所運営事業費増 【職員課】 526
2 給料	148	
3 職員手当等	176	
4 共済費	16	
1 報酬	520	1 学習支援センター費増 【職員課】 743
3 職員手当等	214	(1) 学習支援センター運営事業費増 743
4 共済費	9	
1 報酬	144	1 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業費 (長寿命化)増 【生涯学習課】 9,606
3 職員手当等	64	2 七沢自然ふれあいセンター維持管理事業費 増 【職員課】 218
4 共済費	10	3 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費 増 【生涯学習課】 55,456
11 需用費	54,415	

10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(七沢自然ふれあいセンター費)					
60 防犯対策費	228,290	414	228,704	一般財源	414
61 セーフコミュニティ費	10,098	10	10,108	一般財源	10
62 市民交流プラザ費	53,367	2,589	55,956	一般財源	2,589
15 徴稅費	1,235,571	20,190	1,255,761		
5 稅務総務費	666,734	3,258	669,992	一般財源	3,258
10 賦課徵収費	568,837	16,932	585,769	一般財源	16,932
20 戸籍住民基本台帳費	806,500	32,075	838,575		
5 戸籍住民基本台帳費	803,397	32,075	835,472	一般財源	32,075

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	1,041	
15 工事請負費	9,606	
1 報酬	159	1 防犯対策事業費増 【職員課】 68
3 職員手当等	218	(1) 街頭犯罪対策事業費増 68
4 共済費	37	2 本厚木駅周辺環境浄化対策事業費増 【職員課】 338
		3 犯罪被害者等支援事業費増 【職員課】 8
3 職員手当等	9	1 セーフコミュニティ推進事業費増 【職員課】 10
4 共済費	1	
1 報酬	1,763	1 市民交流プラザ運営事業費増 【職員課】 2,589
3 職員手当等	746	
4 共済費	80	
2 給料	4,880	1 職員給与費増 【職員課】 3,258
3 職員手当等	792	
4 共済費	830	
1 報酬	1,104	1 市民税課税事務費増 【市民税課 ほか】 15,872
3 職員手当等	307	2 資産税課税事務費増 【職員課】 71
4 共済費	33	3 市税徵収事務費増 【職員課】 989
13 委託料	15,488	
1 報酬	90	1 職員給与費増 【職員課】 20,991
2 給料	13,270	

10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(戸籍住民基本台帳)					
25 選挙費	166,979	964	166,015		
5 選挙管理委員会費	66,924	964	65,960	一般財源	964
30 統計調査費	193,067	1,823	194,890		
5 統計調査総務費	48,568	1,823	50,391	一般財源	1,823
35 監査委員費	68,880	1,611	70,491		
5 監査委員費	68,880	1,611	70,491	一般財源	1,611
15 民生費	44,543,569	236,805	44,780,374		
5 社会福祉費	19,879,597	118,672	19,998,269		
5 社会福祉総務費	7,243,498	33,759	7,277,257	一般財源	33,759

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	14,624	2 中長期在留者住居地等事務費増 【職員課】 141
4 共済費	4,091	3 社会保障・税番号制度事務費増 【職員課】 10,943
2 給料	186	1 職員給与費減 【職員課】 964
3 職員手当等	886	
4 共済費	108	
2 給料	652	1 職員給与費増 【職員課】 1,823
3 職員手当等	592	
4 共済費	579	
2 給料	822	1 職員給与費増 【職員課】 1,611
3 職員手当等	680	
4 共済費	109	
1 報酬	305	1 職員給与費増 【職員課】 13,118
2 給料	3,592	2 介護保険事業特別会計繰出金増 【介護福祉課】 13,276
3 職員手当等	8,240	3 国民健康保険事業特別会計繰出金増 【国保年金課】 6,799
4 共済費	1,547	4 重層的支援体制推進事業費増 【職員課】 27
28 繰出金	20,075	(1) 多機関協働による相談支援強化事業費 増 27

10 総務費 15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(社会福祉総務費)					
15 老人福祉費	591,345	35,589	626,934	その他	12,690
				一般財源	22,899
28 障害者福祉費	8,332,159	7,261	8,339,420	国庫支出金	880
				県支出金	440
				一般財源	5,941

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		5 生活困窮者自立支援事業費増 【職員課】 80 (1) 自立相談支援事業費増 62 (2) 家計改善支援事業費増 18
		6 物価高騰緊急支援給付金 【職員課】 146 (1) 物価高騰緊急支援給付金給付事務費 146
		7 子ども加算緊急支援給付金 【職員課】 146 (1) 子ども加算緊急支援給付金給付事務費 146
		8 定額減税不足額給付金増 【職員課】 167 (1) 定額減税不足額給付金給付事務費増 167
1 報酬	129	1 在宅福祉推進事業費（在宅サービス事業）【福祉総合支援課】 増 22,700 (1) 理髪、はり・きゅう・マッサージ助成事業費 増 22,700
3 職員手当等	60	
4 共済費	10	2 介護職人材確保支援事業費増 【介護福祉課】 12,690 (1) 介護職員キャリアアップ等支援事業補助金 増 12,690
19 負担金、補助及び交付金	12,690	3 高齢福祉事務経費増 【職員課】 199
20 扶助費	22,700	
1 報酬	590	1 療育支援事業費増 【職員課】 2,826 (1) 療育相談センター運営事業費増 2,110 (2) 地域支援事業費増 716
2 給料	1,008	
3 職員手当等	1,334	2 障害者地域生活支援事業費増 【福祉総合支 ほか】 1,776 (1) 成年後見等利用支援事業費増 1,760 (2) 障害者意思疎通支援事業費増 16
4 共済費	169	
19 負担金、補助及び交付金	2,400	3 障害福祉サービス開設準備・運営経費補助 金増 【障がい福祉課】 2,400
20 扶助費	1,760	

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(障害者福祉費)					
35 国民年金費	62,699	4,375	67,074	国庫支出金	3,366
				一般財源	1,009
45 高齢者生きがい対策費	429,839	25,069	454,908	一般財源	25,069
55 生きがいセンター費	23,010	1,650	24,660	市債	1,600
				一般財源	50
60 保健福祉センター費	240,574	8,358	248,932	一般財源	8,358
65 後期高齢者医療費	2,893,282	2,611	2,895,893	一般財源	2,611
10 児童福祉費	18,161,239	23,339	18,137,900		
5 児童福祉総務費	4,544,915	20,190	4,524,725	一般財源	20,190

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		4 障害者施策事務経費増 【職員課】 259
1 報酬	671	1 国民年金事業費増 【国保年金課 ほか】 4,375
3 職員手当等	292	
4 共済費	46	
13 委託料	3,366	
1 報酬	99	1 高齢者外出支援事業費増 【福祉総合支 ほか】 25,069
3 職員手当等	43	(1) 高齢者外出支援事業費増 25,069
4 共済費	7	
20 扶助費	24,920	
11 需用費	1,650	1 生きがいセンター維持補修事業費増 【障がい福祉課】 1,650
1 報酬	253	1 保健福祉センター運営事業費増 【職員課】 358
3 職員手当等	105	2 保健福祉センター維持補修事業費増 【健康医療課】 8,000
11 需用費	8,000	
28 繰出金	2,611	1 後期高齢者医療事業費増 【国保年金課】 2,611
		(1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 増 2,611
1 報酬	2,144	1 職員給与費減 【職員課】 26,396
2 給料	12,430	2 子ども医療費助成事業費増 【職員課】 436
3 職員手当等	4,881	3 子育て支援事業費増 【職員課】 3,683
4 共済費	5,023	(1) 子育て支援センター運営事業費増 3,101
		(2) ファミリー・サポート・センター事業費 増 282

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(児童福祉総務費)					
10 児童措置費	10,685,120	266	10,685,386	一般財源	266
15 母子等福祉費	1,261,508	489	1,261,997	一般財源	489
20 保育所費	1,238,002	4,429	1,233,573	一般財源	4,429
30 児童館費	339,062	73	339,135	一般財源	73
65 青少年施設費	48,782	452	49,234	一般財源	452

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(3) ほっとタイムサポーター事業費増 300
		4 子ども・子育て相談支援事業費増 【職員課】 67
		(1) 地域子育て相談機関事業費増 67
		5 放課後児童対策事業費増 【職員課】 1,430
		(1) 放課後児童クラブ運営事業費増 1,430
		6 放課後子ども教室推進事業費増 【職員課】 37
		7 子育て支援推進事務費増 【職員課】 267
		8 児童福祉総務事務経費増 【職員課】 286
2 給料	148	1 児童手当支給事業費増 【職員課】 266
3 職員手当等	102	(1) 児童手当事務経費増 266
4 共済費	16	
2 給料	148	1 児童虐待・DV対策事業費増 【職員課】 184
3 職員手当等	295	(1) 児童虐待対策事業費増 184
4 共済費	46	2 母子等福祉事務経費増 【職員課】 305
1 報酬	6,354	1 職員給与費減 【職員課】 19,454
2 給料	2,300	2 保育士等事務経費増 【職員課】 15,025
3 職員手当等	10,103	
4 共済費	2,980	
3 職員手当等	60	1 児童館運営事業費増 【職員課】 73
4 共済費	13	
1 報酬	320	1 子ども科学館運営事業費増 【職員課】 452

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(青少年施設費)					
15 生活保護費	6,502,475	141,472	6,643,947		
5 生活保護総務費	448,475	23,472	471,947	一般財源	23,472
10 扶助費	6,054,000	118,000	6,172,000	国庫支出金	66,000
				一般財源	52,000
20 衛生費	11,642,280	248,204	11,890,484		
5 保健衛生費	5,739,176	234,003	5,973,179		
5 保健衛生総務費	1,410,793	16,174	1,426,967	一般財源	16,174
10 予防費	1,556,219	3,653	1,559,872	一般財源	3,653

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	118	
4 共済費	14	
1 報酬	300	1 職員給与費増 【職員課】 22,988
2 給料	14,924	2 生活保護適正実施安定運営事業費増 【職員課】 484
3 職員手当等	5,524	
4 共済費	2,724	
20 扶助費	118,000	1 生活保護費支給事業費増 【生活福祉課】 118,000
1 報酬	453	1 職員給与費増 【職員課】 15,529
2 給料	4,779	2 健康づくり事業費増 【職員課】 129
3 職員手当等	8,373	(1) 食生活改善推進事業費増 129
4 共済費	2,569	3 健康増進事業費増 【職員課】 516 (1) がん検診事業費増 111 (2) 健康増進事業費増 210 (3) 自殺予防対策事業費増 195
1 報酬	1,900	1 母子保健衛生事業費増 【職員課】 3,238
2 給料	440	(1) 母子保健衛生事業費増 1,296 (2) 母子支援事業費増 1,430 (3) 妊婦のための支援給付事業費増 512
3 職員手当等	1,150	
4 共済費	163	2 予防接種事業費増 【職員課】 206 (1) 母子保健予防接種事業費増 206
		3 未病施策事業費増 【職員課】 209

15 民生費 20 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
15 環境衛生費	360,994	254	361,248	一般財源	254
20 斎場費	264,229	3,922	268,151	一般財源	3,922
35 病院費	2,033,830	210,000	2,243,830	一般財源	210,000
10 清掃費	5,903,104	14,201	5,917,305		
5 清掃総務費	3,200,615	31,237	3,231,852	一般財源	31,237
10 廃棄物処理費	2,494,740	17,036	2,477,704	一般財源	17,036
25 労働費	311,647	2,053	313,700		
5 労働諸費	311,647	2,053	313,700		
5 労働諸費	311,647	2,053	313,700	一般財源	2,053

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	177	1 まち美化推進事業費増 【職員課】 236
3 職員手当等	66	(1) まち美化推進事業費増 236
4 共済費	11	2 動物愛護管理推進事業費増 【職員課】 18 (1) 動物愛護管理推進事業費増 18
2 給料	2,250	1 職員給与費増 【職員課】 3,555
3 職員手当等	585	2 斎場維持管理事業費増 【職員課】 90
4 共済費	1,087	3 斎場運営事業費増 【職員課】 277
19 負担金、補助及び交付金	210,000	1 市立病院運営事業費増 【経営管理課】 210,000 (1) 病院事業会計負担金(収益的収支) 増 210,000
2 給料	16,117	1 職員給与費増 【職員課】 31,208
3 職員手当等	8,855	2 事業系ごみ対策事業費増 【職員課】 29
4 共済費	6,265	(1) 事業系ごみ対策事業費増 29
1 報酬	144	1 職員給与費減 【職員課】 24,120
2 給料	6,168	2 環境センター維持管理事業費増 【職員課】 221
3 職員手当等	6,588	3 ごみ収集管理事業費増 【職員課】 6,863
4 共済費	4,424	
2 給料	264	1 職員給与費増 【職員課】 2,053
3 職員手当等	1,254	

20衛生費 25労働費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(労働諸費)					
30 農林水産業費	770,316	38,443	808,759		
5 農業費	698,284	38,443	736,727		
5 農業委員会費	99,193	6,338	105,531	一般財源	6,338
10 農業総務費	241,179	8,966	250,145	一般財源	8,966
15 農業振興費	94,291	23,139	117,430	国庫支出金	23,139
35 商工費	3,028,381	31,630	3,060,011		
5 商工費	3,028,381	31,630	3,060,011		
5 商工総務費	204,597	31,190	235,787	一般財源	31,190
10 商工振興費	2,579,536	196	2,579,732	一般財源	196
15 観光費	215,727	5	215,732	一般財源	5
20 消費者保護対策費	28,521	239	28,760	一般財源	239

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	535	
1 報酬	137	1 職員給与費増 【職員課】 6,148
2 給料	2,576	2 農業委員会運営費増 【職員課】 190
3 職員手当等	2,482	
4 共済費	1,143	
2 給料	4,462	1 職員給与費増 【職員課】 8,966
3 職員手当等	4,192	
4 共済費	312	
19 負担金、補助及び交付金	23,139	1 飼料価格高騰対策交付金 【農業政策課】 23,139
2 給料	9,452	1 職員給与費増 【職員課】 31,190
3 職員手当等	17,339	
4 共済費	4,399	
1 報酬	128	1 アミューあつぎ運営管理事業費増 【職員課】 196
3 職員手当等	58	(1) アミューあつぎ運営事業費増 196
4 共済費	10	
1 報酬	5	1 観光プロモーション事業費増 【職員課】 5 (1) マスコットキャラクター事業費増 5
1 報酬	137	1 消費生活相談・消費者意識啓発事業費増 【職員課】 28
3 職員手当等	89	(1) 消費生活相談事業費増 28

25 労働費 30 農林水産業費 35 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
	(消費者保護対策費)				
40 土木費	16,498,663	32,337	16,531,000		
5 土木管理費	1,231,958	3,205	1,228,753		
5 土木総務費	1,228,811	3,205	1,225,606	一般財源	3,205
10 道路橋りょう費	3,612,039	12,034	3,624,073		
5 道路橋りょう総務費	570,857	11,870	582,727	一般財源	11,870
15 道路維持費	1,257,592	164	1,257,756	一般財源	164
15 河川費	396,384	3,812	400,196		
5 河川総務費	113,115	6,188	106,927	一般財源	6,188
10 河川事業費	283,269	10,000	293,269	一般財源	10,000
20 都市計画費	10,734,050	23,408	10,757,458		
5 都市計画総務費	2,148,437	22,690	2,171,127	一般財源	22,690

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	13	2 消費者行政推進事業費増 【職員課】 211
1 報酬	18	1 職員給与費減 【職員課】 3,223
2 給料	355	2 土木総務事務経費増 【職員課】 18
3 職員手当等	4,194	
4 共済費	616	
2 給料	6,075	1 職員給与費増 【職員課】 11,870
3 職員手当等	5,080	
4 共済費	715	
2 給料	103	1 道路維持補修事業費増 【職員課】 164
3 職員手当等	61	
2 給料	4,591	1 職員給与費減 【職員課】 6,188
3 職員手当等	1,762	
4 共済費	165	
13 委託料	10,000	1 河川維持補修事業費増 【河川下水道施設】 10,000
1 報酬	142	1 職員給与費増 【職員課】 21,296
2 給料	9,046	2 公共下水道事業会計負担金増 【河川下水道総務】 1,175
3 職員手当等	10,831	
4 共済費	1,496	

35 商工費 40 土木費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(都市計画総務費)					
25 公園緑地費	467,550	645	468,195	一般財源	645
35 建築指導費	31,480	73	31,553	一般財源	73
25 住宅費	524,232	3,712	520,520		
5 住宅管理費	524,232	3,712	520,520	一般財源	3,712
45 消防費	3,672,259	134,748	3,807,007		
5 消防費	3,672,259	134,748	3,807,007		
5 常備消防費	2,920,034	130,399	3,050,433	一般財源	130,399
15 消防施設費	370,987	4,195	375,182	一般財源	4,195
25 災害対策費	254,897	154	255,051	一般財源	154
50 教育費	13,354,361	126,322	13,480,683		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	1,175	3 屋外広告物事業費増 【職員課】 219
1 報酬	145	1 公園緑地維持管理事業費増 【職員課】 645
2 給料	204	
3 職員手当等	254	
4 共済費	42	
1 報酬	56	1 建築指導事務経費増 【職員課】 73
3 職員手当等	17	
2 給料	2,864	1 職員給与費減 【職員課】 3,871
3 職員手当等	986	2 市営住宅維持管理事業費増 【職員課】 159
4 共済費	138	
1 報酬	143	1 職員給与費増 【職員課】 130,179
2 給料	48,661	2 防火意識啓発事業費増 【職員課】 220
3 職員手当等	71,043	(1) 火災予防啓発事業費増 220
4 共済費	10,552	
11 需用費	4,195	1 消防団施設維持補修事業費増 【消防総務課】 4,195
1 報酬	97	1 地域防災力強化事業費増 【職員課】 19
3 職員手当等	55	(1) 自主防災隊育成・強化事業費増 19
4 共済費	2	2 災害対策事業費増 【職員課】 135
		(1) 災害対策事業費増 135

40 土木費 45 消防費 50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
5 教育総務費	3,647,088	21,724	3,668,812		
10 事務局費	2,633,751	20,386	2,654,137	国庫支出金	26,878
				一般財源	6,492
15 教育指導費	877,651	1,064	878,715	一般財源	1,064
20 教育研究所費	8,141	11	8,152	一般財源	11

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	184	1 職員給与費増 【職員課】 12,119
2 給料	8,075	(1) 常勤特別職増 50 (2) 一般職増 12,069
3 職員手当等	12,826	2 事務局運営費増 【職員課】 8,267
4 共済費	699	
1 報酬	469	1 特別支援教育推進事業費増 【職員課】 340
3 職員手当等	561	(1) 特別支援教育推進事業費増 340
4 共済費	34	2 教育活動推進事業費増 【職員課】 11 (1) 教育活動推進事業費増 11
		3 学校保健事業費（一般）増 【職員課】 22 (1) 就学時健康診断経費増 22
		4 学力ステップアップ推進事業費増 【職員課】 112 (1) 学力ステップアップ支援員配置事業費 増 112
		5 教職員人事経費増 【職員課】 128
		6 学校支援プロジェクト推進事業費増 【職員課】 11
		7 教育ネットワークシステム事業費増 【職員課】 61
		8 教育指導事務経費増 【職員課】 207
		9 学務事業費増 【職員課】 172
3 職員手当等	9	1 教育研究所運営事業費増 【職員課】 11
4 共済費	2	

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
30 青少年教育相談センター費	120,825	263	121,088	一般財源	263
10 小学校費	4,492,435	58,622	4,551,057		
5 学校管理費	2,199,319	40,513	2,239,832	市債	1,200
				一般財源	39,313
10 学校保健給食費	1,073,138	18,012	1,091,150	一般財源	18,012
15 教育振興費	970,522	97	970,619	一般財源	97
15 中学校費	2,101,130	8,061	2,109,191		
5 学校管理費	983,901	7,901	991,802	一般財源	7,901

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	230	1 青少年非行防止活動事業費増 【職員課】 21
4 共済費	33	2 青少年教育相談事業費増 【職員課】 155 3 登校支援推進事業費増 【職員課】 46 4 教育支援教室運営事業費増 【職員課】 41
2 給料	100	1 職員給与費増 【職員課】 144
3 職員手当等	39	2 小学校維持補修事業費増 【学校施設課】 40,369
4 共済費	5	
11 需用費	39,000	
14 使用料及び賃借料	126	
15 工事請負費	1,243	
1 報酬	85	1 職員給与費増 【職員課】 709
2 給料	2,184	2 小学校学校給食事業費増 【学校給食課 ほか】 17,303
3 職員手当等	585	(1) 小学校給食施設維持補修事業費増 4,145
4 共済費	453	(2) 単独調理場維持管理事業費増 4,455
11 需用費	11,420	(3) 単独調理場維持補修事業費増 7,275
18 備品購入費	4,455	(4) 単独調理場運営事業費増 1,307
		(5) 小学校給食調理経費増 121
3 職員手当等	97	1 小学校児童支援推進事業費増 【職員課】 97
2 給料	1,273	1 職員給与費減 【職員課】 2,099
3 職員手当等	849	

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(学校管理費)					
15 教育振興費	535,340	7	535,347	一般財源	7
20 学校給食センター費	530,248	153	530,401	一般財源	153
20 社会教育費	1,873,112	32,876	1,905,988		
5 社会教育総務費	313,536	34,648	278,888	一般財源	34,648
20 公民館費	924,058	65,544	989,602	市債	41,900
				一般財源	23,644
25 図書館費	283,523	613	284,136	一般財源	613
60 文化財保護費	209,467	1,367	210,834	一般財源	1,367

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	23	2 中学校維持補修事業費増 【学校施設課】 10,000
11 需用費	10,000	
3 職員手当等	7	1 中学校少人数学級実施事業費増 【職員課】 7
2 給料	84	1 北部学校給食センター費増 【職員課】 153
3 職員手当等	60	(1) 北部学校給食センター事務費増 153
4 共済費	9	
2 給料	12,091	1 職員給与費減 【職員課】 34,659
3 職員手当等	16,989	2 社会教育事務経費増 【職員課】 11
4 共済費	5,568	
2 給料	2,364	1 職員給与費増 【職員課】 11,873
3 職員手当等	7,944	2 公民館維持管理事業費増 【市民協働推進課】 27,000
4 共済費	1,565	3 公民館維持補修事業費増 【市民協働推進課】 26,671
11 需用費	26,671	
17 公有財産購入費	25,000	
18 備品購入費	2,000	
1 報酬	160	1 中央図書館運営事業費増 【職員課】 613
2 給料	233	(1) 中央図書館運営事業費増 613
3 職員手当等	196	
4 共済費	24	
2 給料	739	1 市史編さん事業費増 【職員課】 30
3 職員手当等	546	2 埋蔵文化財事業費増 【職員課】 805
4 共済費	82	

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(文化財保護費)					
25 保健体育費	1,240,596	5,039	1,245,635		
5 保健体育総務費	278,339	3,804	282,143	一般財源	3,804
10 体育施設費	962,257	1,235	963,492	一般財源	1,235
歳出合計	113,043,963	1,156,386	114,200,349		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 あつぎ郷土博物館事業費増 【職員課】 532 (1) あつぎ郷土博物館運営事業費増 532
2 給料	1,912	1 職員給与費増 【職員課】 3,804
3 職員手当等	1,666	
4 共済費	226	
2 給料	665	1 体育施設維持管理事業費増 【職員課】 690
3 職員手当等	527	2 玉川野球場維持管理事業費増 【職員課】 545
4 共済費	43	

5 0 教育費

補 正 予 算 給

1 特別職

区 分	職員数	給 与		
		報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
補 正 後	長 等	4 人	千円 38,688	18,727 千円 (4.4月分)
	議 員	28	153,701	67,627 (4.4月分)
	そ の 他	4,128	311,620	
	計	4,160	465,321	86,354
補 正 前	長 等	4	38,688	18,513 (4.35月分)
	議 員	28	153,701	66,858 (4.35月分)
	そ の 他	4,128	311,620	
	計	4,160	465,321	85,371
比 較	長 等	0	0	214
	議 員	0	0	769
	そ の 他	0	0	
	計	0	0	983

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与		
		報 酬	給 料	職員手当等
補 正 後	(1,708) 人 1,552	千円 1,688,753	千円 6,692,279	千円 6,689,227
補 正 前	(1,708) 1,552	1,660,697	6,468,653	6,479,956
比 較	(0) 0	28,056	223,626	209,271

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	200,000	138,535	1,175,304	180,000	17,000
	補 正 前	200,000	138,067	1,139,492	180,000	17,000
	比 較	0	468	35,812	0	0

与 費 明 細 書

費			共 濟 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 9,896	千円 71,181	千円 10,095	千円 81,276	
		221,328	44,364	265,692	
		311,620		311,620	
3,870	9,896	604,129	54,459	658,588	
3,870	9,891	70,962	10,082	81,044	
		220,559	44,364	264,923	
		311,620		311,620	
3,870	9,891	603,141	54,446	657,587	
0	5	219	13	232	
		769	0	769	
		0		0	
0	5	988	13	1,001	

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 15,070,259	千円 2,713,025	千円 17,783,284	
14,609,306	2,685,739	17,295,045	
460,953	27,286	488,239	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円	千円	千円	千円	千円
485,028	265,000	3,878,740	209,000	140,620
457,832	265,000	3,732,945	209,000	140,620
27,196	0	145,795	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(112)人 1,427	千円	千円 6,221,833	千円 5,950,622
補正前	(112) 1,427		6,023,062	5,772,957
比較	(0) 0		198,771	177,665

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	200,000	115,468	1,101,039	180,000	17,000
	補正前	200,000	115,000	1,069,222	180,000	17,000
	比較	0	468	31,817	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,596)人 125	千円 1,688,753	千円 470,446	千円 738,605
補正前	(1,596) 125	1,660,697	445,591	706,999
比較	(0) 0	28,056	24,855	31,606

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		23,067	74,265		
	補正前		23,067	70,270		
	比較		0	3,995		

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 12,172,455	千円 2,383,737	千円 14,556,192	
11,796,019	2,360,114	14,156,133	
376,436	23,623	400,059	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 454,149	千円 265,000	千円 3,278,246	千円 200,000	千円 139,720
428,000	265,000	3,159,015	200,000	139,720
26,149	0	119,231	0	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 2,897,804	千円 329,288	千円 3,227,092	
2,813,287	325,625	3,138,912	
84,517	3,663	88,180	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 30,879	千円 600,494	千円 9,000	千円 900	
29,832		573,930	9,000	900
1,047		26,564	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	223,626	給与改定に伴う増減分	千円 223,626
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	209,271	制度改正に伴う増減分	千円 209,271
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	463,206 円
補正前	449,279

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
国の制度	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 3.29%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

債務負担行為で令和8年度以降に
までの支出額及び令和7年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
ふるさと納税推進業務委託経費	寄附金額に6.5%を乗じた額に 消費税及び地方消費税を加算し た額
文化会館維持管理・運営モニタリング業務委託経費（そ の2）	319千円に物価変動による増減 額並びに消費税及び地方消費税 を加算した額
火葬炉増設事業経費	259,050
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	40,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	40,000
市道本厚木松枝線外3路線舗装補修工事経費	126,000
河川維持補修工事経費	10,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
小中学校体育館冷暖房設備賃借料（その2）	804,960
北部学校給食センター調理等業務委託経費（厚木第二小 学校分）	23,353
南部学校給食センター空調設備設置経費	78,100
依知北公民館エレベーター更新事業経費	19,800
中央図書館窓口等業務委託経費	152,047

わたるものについての令和6年度末
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和8年度～ 令和11年度	寄附金額に6.5%を 乗じた額に消費税 及び地方消費税を 加算した額	一般財源等
		令和8年度～ 令和11年度	319千円に物価変動 による増減額並び に消費税及び地方 消費税を加算した 額	一般財源等
		令和8年度	259,050	一般財源等
		令和8年度	15,000	一般財源等
		令和8年度	40,000	一般財源等
		令和8年度	40,000	一般財源等
		令和8年度	126,000	一般財源等
		令和8年度	10,000	一般財源等
		令和8年度	20,000	一般財源等
		令和8年度～ 令和18年度	804,960	一般財源等
		令和8年度	23,353	一般財源等
		令和8年度	78,100	一般財源等
		令和8年度～ 令和9年度	19,800	一般財源等
		令和8年度	152,047	一般財源等

地方債の令和5年度末及び令和
令和7年度末における現在高の

区分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中		
			令和7年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	57,497,843	63,935,364	10,344,900	53,700	10,398,600
(1) 総務	915,675	5,089,659	164,600	9,000	173,600
(2) 民生	1,227,892	1,153,489	193,400	1,600	195,000
(3) 衛生	2,876,768	3,005,978	524,800		524,800
(4) 農林	685,931	678,745	119,500		119,500
(5) 商工	977,424	1,015,562	127,800		127,800
(6) 土木	37,483,834	39,443,595	6,547,000		6,547,000
(7) 公営住宅	1,452,820	1,354,275	109,100		109,100
(8) 消防	2,046,261	1,992,001	313,800		313,800
(9) 教育	9,831,238	10,202,060	2,244,900	43,100	2,288,000
2 減税補てん債	129,479	64,803			
3 臨時財政対策債	4,139,733	3,325,860			
4 減収補てん債	775,972	652,335			
5 調整債	2,832,887	5,257,965			
合計	65,375,914	73,236,327	10,344,900	53,700	10,398,600

6年度末における現在高並びに
見込みに関する調書（補正）

増 減 見 込 額			令 和 7 年 度 末 現 在 高 (見 込 み)			(参考)繰越額 を含めた令和 7年度末現在 高(見込み)
令 和 7 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		補 正 前 の 額	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額	千円	千円	千円	千円
4,015,810		4,015,810	70,264,454	53,700	70,318,154	72,709,354
32,743		32,743	5,221,516	9,000	5,230,516	5,244,816
121,606		121,606	1,225,283	1,600	1,226,883	1,226,883
125,904		125,904	3,404,874		3,404,874	3,417,474
62,923		62,923	735,322		735,322	735,322
82,495		82,495	1,060,867		1,060,867	1,064,767
2,506,300		2,506,300	43,484,295		43,484,295	45,127,795
106,302		106,302	1,357,073		1,357,073	1,357,073
191,943		191,943	2,113,858		2,113,858	2,123,758
785,594		785,594	11,661,366	43,100	11,704,466	12,411,466
39,883		39,883	24,920		24,920	24,920
736,602		736,602	2,589,258		2,589,258	2,589,258
125,859		125,859	526,476		526,476	526,476
191,637		191,637	5,066,328		5,066,328	5,066,328
5,109,791		5,109,791	78,471,436	53,700	78,525,136	80,916,336

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度
厚木市一般会計補正予算

参考資料

【歳出予算事項別明細書（ほか一覧）関係】

議案 第115号 関連

〔一般会計〕歳出

(単位：千円)

款項目	説明欄		
10 総務費			
15 徴稅費			
10 賦課徵收費	[21 ^ヘ シ ^ヂ]	【金額】	
	市民税課税事務費増		15,872
		市民税課	15,488
		職員課	384
15 民生費			
5 社会福祉費			
28 障害者福祉費	[25 ^ヘ シ ^ヂ]	【金額】	
	障害者地域生活支援事業費増		1,776
	成年後見等利用支援事業費増	福祉総合支援課	1,760
	障害者意思疎通支援事業費増	職員課	16
35 国民年金費	[27 ^ヘ シ ^ヂ]	【金額】	
	国民年金事業費増		4,375
		国保年金課	3,366
		職員課	1,009
45 高齢者生きがい対策費	[27 ^ヘ シ ^ヂ]	【金額】	
	高齢者外出支援事業費増		25,069
	高齢者外出支援事業費増	福祉総合支援課	24,920
		職員課	149
50 教育費			
10 小学校費			
10 学校保健給食費	[43 ^ヘ シ ^ヂ]	【金額】	
	小学校学校給食事業費増		17,303
	小学校給食施設維持補修事業費増	学校給食課	4,145
	単独調理場維持管理事業費増	学校給食課	4,455
	単独調理場維持補修事業費増	職員課	7,275
	単独調理場運営事業費増	職員課	1,307
	小学校給食調理経費増	職員課	121

令和 7 年 厚木市議会第 7 回会議（12 月定例会議）

令和 7 年度
厚木市一般会計補正予算

参 考 資 料
【15 節工事請負費関係】

議案 第 115 号 関連

[一般会計]

(単位：千円)

款　　項　　目	15節 工事請負費	概　　要
10 総務費	9,606	
10 企画文化費	9,606	
59 七沢自然ふれあいセンター費	9,606	<p>〔19^ヘジ〕 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業費（長寿命化） 七沢自然ふれあいセンター施設改修事業費（長寿命化） 【生涯学習課】 [内容]空調等設備改修工事 [箇所]七沢自然ふれあいセンター宿泊棟（A・D棟）</p>
50 教育費	1,243	
10 小学校費	1,243	
5 学校管理費	1,243	<p>〔43^ヘジ〕 小学校維持補修事業費 小学校維持補修事業費 【学校施設課】 [内容]受水槽改修工事 [箇所]毛利台小学校</p>

(議案第116号)

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度
厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

議案第116号

令和7年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,490,611千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		851,750	2,611	854,361
	5 一般会計繰入金	851,750	2,611	854,361
歳入合計		4,488,000	2,611	4,490,611

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		181,158	2,392	183,550
	5 総務管理費	77,739	2,392	80,131
20 保健事業費		172,407	219	172,626
	5 保健事業費	172,407	219	172,626
歳出合計		4,488,000	2,611	4,490,611

令和 7 年度
厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	3,623,869
8 財産収入	88
10 繰入金	851,750
15 繰越金	3,500
20 諸収入	8,793
歳入合計	4,488,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	181,158	2,392	183,550
10 後期高齢者医療広域連合納付金	4,122,785		4,122,785
15 諸支出金	8,150		8,150
20 保健事業費	172,407	219	172,626
25 予備費	3,500		3,500
歳出合計	4,488,000	2,611	4,490,611

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	3, 623, 869	80.7
	88	0.0
2, 611	854, 361	19.0
	3, 500	0.1
	8, 793	0.2
2, 611	4, 490, 611	100.0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳					構 成 率
特	定	財	源	一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				2,392	4.1
					91.8
					0.2
			219		3.8
					0.1
			219	2,392	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	851,750	2,611	854,361
5 一般会計繰入金	851,750	2,611	854,361
5 事務費繰入金	180,798	2,392	183,190
15 健康診査等事業費繰入金	172,386	219	172,605
歳 入 合 計	4,488,000	2,611	4,490,611

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	181,158	2,392	183,550		
5 総務管理費	77,739	2,392	80,131		
5 一般管理費	77,739	2,392	80,131	一般財源	2,392
20 保健事業費	172,407	219	172,626		
5 保健事業費	172,407	219	172,626		
5 健康診査等事業費	172,407	219	172,626	そ の 他	219
歳 出 合 計	4,488,000	2,611	4,490,611		

(単位：千円)

節		説	明
区分	金額		
5 事務費繰入金	2,392	1 事務費繰入金増	【国保年金課】 2,392
5 健康診査等事業費 繰入金	219	1 健康診査事業費繰入金増	【国保年金課】 219

10 繰入金

(単位：千円)

節		説	明
区分	金額		
1 報酬	577	1 職員給与費増	【職員課】 1,514
2 給料	802	2 一般事務費増	【国保年金課】 878
3 職員手当等	889		
4 共済費	124		
1 報酬	159	1 健康診査事業費増	【国保年金課】 219
3 職員手当等	52		
4 共済費	8		

5 総務費 20 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(6)人 6	12,807 千円	28,515 千円	27,025 千円
補正前	(6)人 6	12,071 千円	27,713 千円	26,084 千円
比較	(0)人 0	736 千円	802 千円	941 千円

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	420 千円	1,014 千円	4,582 千円	1,030 千円	1,387 千円
	補正前	420 千円	1,014 千円	4,453 千円	1,030 千円	1,335 千円
	比較	0 千円	0 千円	129 千円	0 千円	52 千円

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 6	千円	千円	千円
補正前	6		27,713 千円	21,456 千円
比較	0		802 千円	624 千円

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	420 千円	1,014 千円	4,582 千円	1,030 千円	1,387 千円
	補正前	420 千円	1,014 千円	4,453 千円	1,030 千円	1,335 千円
	比較	0 千円	0 千円	129 千円	0 千円	52 千円

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 (6)	千円 12,807	千円	千円 4,945
補正前	(6)	12,071 千円		4,628 千円
比較	(0)	736 千円		317 千円

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後					
	補正前					
	比較					

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 68,347	千円 13,276	千円 81,623	
65,868	13,144	79,012	
2,479	132	2,611	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 18,232	千円 360	千円 360
17,472	360	
760	0	

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 50,595	千円 10,196	千円 60,791	
49,169	10,108	59,277	
1,426	88	1,514	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 13,287	千円 360	千円 360
12,844	360	
443	0	

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 17,752	千円 3,080	千円 20,832	
16,699	3,036	19,735	
1,053	44	1,097	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 4,945	千円 4,628	千円 317

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給料	802	給与改定に伴う増減分	千円 802
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	941	制度改正に伴う増減分	941
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	円 513,167
補正前	499,514

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.35	4.65	有	

説明	備考
給料改定率 3.29%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第 117 号)

令和 7 年厚木市議会第 7 回会議（12 月定例会議）

令和 7 年度
厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

議案第117号

令和7年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,959,799千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		2,111,562	6,799	2,118,361
	5 他会計繰入金	1,955,391	6,799	1,962,190
歳入合計		20,953,000	6,799	20,959,799

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		579,529	5,625	585,154
	5 総務管理費	374,607	5,454	380,061
	10 徴収費	204,478	171	204,649
27 保健事業費		235,526	1,174	236,700
	3 特定健康診査等事業費	143,483	681	144,164
	5 保健事業費	92,043	493	92,536
歳出合計		20,953,000	6,799	20,959,799

令和 7 年度
厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,430,254
25 県支出金	14,227,266
35 財産収入	612
40 繰入金	2,111,562
45 繰越金	100,000
50 諸収入	83,306
歳入合計	20,953,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	579,529	5,625	585,154
10 保険給付費	13,976,096		13,976,096
22 国民健康保険事業費納付金	6,011,533		6,011,533
27 保健事業費	235,526	1,174	236,700
30 基金積立金	122,200		122,200
40 諸支出金	18,116		18,116
45 予備費	10,000		10,000
歳出合計	20,953,000	6,799	20,959,799

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 430, 254	21.1
	14, 227, 266	67.9
	612	0.0
6, 799	2, 118, 361	10.1
	100, 000	0.5
	83, 306	0.4
6, 799	20, 959, 799	100.0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率	
特 定 財 源				一般財源	構成率
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				5,625	2.8
					66.7
					28.7
				1,174	1.1
					0.6
					0.1
					0.0
				6,799	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	2,111,562	6,799	2,118,361
5 他会計繰入金	1,955,391	6,799	1,962,190
5一般会計繰入金	1,955,391	6,799	1,962,190
歳 入 合 計	20,953,000	6,799	20,959,799

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10職員給与費等繰入金	5,888	1 職員給与費等繰入金増	【国保年金課】 5,888
20その他一般会計繰入金	911	1 その他一般会計繰入金増	【国保年金課】 911

40 繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	579,529	5,625	585,154		
5 総務管理費	374,607	5,454	380,061		
5 一般管理費	372,901	5,454	378,355	一般財源	5,454
10 徴収費	204,478	171	204,649		
5 税課徴収費	204,478	171	204,649	一般財源	171
27 保健事業費	235,526	1,174	236,700		
3 特定健康診査等事業費	143,483	681	144,164		
5 特定健康診査等事業費	143,483	681	144,164	一般財源	681
5 保健事業費	92,043	493	92,536		
5 保健衛生普及費	92,043	493	92,536	一般財源	493
歳 出 合 計	20,953,000	6,799	20,959,799		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	103	1 職員給与費増 【職員課】 5,312
2 給料	2,714	2 給付事務費増 【国保年金課】 142
3 職員手当等	2,316	
4 共済費	321	
1 報酬	111	1 徴収事務費増 【国保年金課】 171
3 職員手当等	51	
4 共済費	9	
1 報酬	97	1 職員給与費増 【職員課】 263
2 給料	275	2 特定保健指導事業費増 【国保年金課】 418
3 職員手当等	267	
4 共済費	42	
1 報酬	317	1 データヘルス計画推進事業費増 【国保年金課】 493
3 職員手当等	160	
4 共済費	16	

5 総務費 27 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(8) 人 25	19,035 千円	115,794 千円	95,571 千円
補正前	(8) 人 25	18,407	112,805	92,777
比較	(0) 人 0	628	2,989	2,794

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	1,272	1,691	19,246	1,119	7,214
	補正前	1,272	1,680	18,766	1,119	6,996
	比較	0	11	480	0	218

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 24	千円	千円	千円
補正前	24		110,058	84,760
比較	0		2,845	2,391

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	1,272	1,506	18,782	1,119	7,191
	補正前	1,272	1,495	18,326	1,119	6,974
	比較	0	11	456	0	217

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(8) 人 1	19,035 千円	2,891 千円	8,420 千円
補正前	(8) 人 1	18,407	2,747	8,017
比較	(0) 人 0	628	144	403

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		185	464		23
	補正前		185	440		22
	比較		0	24		1

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 230, 400	千円 47, 733	千円 278, 133	
223, 989	47, 345	271, 334	
6, 411	388	6, 799	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 204	千円 61, 225	千円 600
3, 204	59, 140	600
0	2, 085	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 200, 054	千円 42, 891	千円 242, 945	
194, 818	42, 552	237, 370	
5, 236	339	5, 575	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 204	千円 53, 477	千円 600
3, 204	51, 770	600
0	1, 707	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 30, 346	千円 4, 842	千円 35, 188	
29, 171	4, 793	33, 964	
1, 175	49	1, 224	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 7, 748	千円 7, 370	千円 378

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給料	2,989	給与改定に伴う増減分	千円 2,989
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	2,794	制度改正に伴う増減分	千円 2,794
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	円 506,865
補正前	494,611

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.35	4.65	有	

説明	備考
給料改定率 3.29%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第118号)

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

議案第118号

令和7年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,385,276千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		3,187,806	13,276	3,201,082
	5 一般会計繰入金	2,781,806	13,276	2,795,082
歳入合計		19,372,000	13,276	19,385,276

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		427,744	7,435	435,179
	5 総務管理費	235,997	5,489	241,486
	15 介護認定審査会費	158,940	1,946	160,886
18 地域支援事業費		577,727	5,841	583,568
	5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,169	141	518,310
	10 包括的支援事業・任意事業費	59,558	5,700	65,258
歳出合計		19,372,000	13,276	19,385,276

令和 7 年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
5 保険料	4,783,722
15 国庫支出金	3,461,471
20 支払基金交付金	5,067,932
25 県支出金	2,693,047
30 財産収入	2,163
40 繰入金	3,187,806
45 繰越金	173,719
50 諸収入	2,140
歳 入 合 計	19,372,000

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	427,744	7,435	435,179
10 保険給付費	18,250,859		18,250,859
18 地域支援事業費	577,727	5,841	583,568
25 基金積立金	7,886		7,886
30 諸支出金	97,784		97,784
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	19,372,000	13,276	19,385,276

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 783, 722	24.7
	3, 461, 471	17.9
	5, 067, 932	26.1
	2, 693, 047	13.9
	2, 163	0.0
13, 276	3, 201, 082	16.5
	173, 719	0.9
	2, 140	0.0
13, 276	19, 385, 276	100.0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率	
特 定 財 源				一般財源	構成率
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				7,435	2.2
					94.2
				5,841	3.0
					0.0
					0.5
					0.1
				13,276	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	3,187,806	13,276	3,201,082
5 一般会計繰入金	2,781,806	13,276	2,795,082
7 地域支援事業費繰入金	76,293	5,841	82,134
10 その他一般会計繰入金	254,992	7,435	262,427
歳 入 合 計	19,372,000	13,276	19,385,276

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5現年度分	5,841	1 地域支援事業費繰入金増 【地域包括ケア推】 5,841
5職員給与費等繰入金	5,489	1 職員給与費等繰入金増 【介護福祉課 ほか】 5,489
10要介護認定等事務費繰入金	1,946	1 要介護認定等事務費繰入金増 【介護福祉課】 1,946

40繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	427,744	7,435	435,179		
5 総務管理費	235,997	5,489	241,486		
5 一般管理費	235,997	5,489	241,486	一般財源	5,489
15 介護認定審査会費	158,940	1,946	160,886		
10 認定調査等費	139,522	1,946	141,468	一般財源	1,946
18 地域支援事業費	577,727	5,841	583,568		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,169	141	518,310		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	518,169	141	518,310	一般財源	141
10 包括的支援事業・任意事業費	59,558	5,700	65,258		
5 包括的支援事業・任意事業費	59,558	5,700	65,258	一般財源	5,700
歳 出 合 計	19,372,000	13,276	19,385,276		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	245	1 職員給与費増 【職員課】 4,845
2 給料	2,502	2 給付事務費増 【介護福祉課】 378
3 職員手当等	2,430	3 介護予防事務経費増 【地域包括ケア推】 266
4 共済費	312	
1 報酬	1,290	1 認定調査経費増 【介護福祉課】 1,946
3 職員手当等	587	
4 共済費	69	
1 報酬	90	1 一般介護予防事業費増 【地域包括ケア推】 141
3 職員手当等	43	
4 共済費	8	
20 扶助費	5,700	1 任意事業費増 【福祉総合支援課】 5,700

5 総務費 1 8 地域支援事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総 括

区分	職員数	給 与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(16) 人 19	千円 34,541	千円 78,112	千円 86,892
補正前	(16) 人 19	千円 32,916	千円 75,610	千円 83,832
比較	(0) 人 0	千円 1,625	千円 2,502	千円 3,060

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円 810	千円 1,485	千円 13,142	千円 2,355	千円 6,330
	補正後	810	1,485	13,142	2,355	6,330
	補正前	810	1,485	12,741	2,355	5,888
	比較	0	0	401	0	442

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1) 人 18	千円	千円 75,687	千円 73,327
補正前	(1) 人 18	千円	千円 73,333	千円 71,114
比較	(0) 人 0	千円	千円 2,354	千円 2,213

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円 810	千円 1,485	千円 12,753	千円 2,355	千円 6,330
	補正後	810	1,485	12,753	2,355	6,330
	補正前	810	1,485	12,376	2,355	5,888
	比較	0	0	377	0	442

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(15) 人 1	千円 34,541	千円 2,425	千円 13,565
補正前	(15) 人 1	千円 32,916	千円 2,277	千円 12,718
比較	(0) 人 0	千円 1,625	千円 148	千円 847

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後			千円 389		
	補正前			千円 365		
	比較			千円 24		

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 199, 545	千円 37, 349	千円 236, 894	
192, 358	36, 960	229, 318	
7, 187	389	7, 576	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 204	千円 59, 026	千円 540
3, 204	56, 809	540
0	2, 217	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 149, 014	千円 28, 777	千円 177, 791	
144, 447	28, 499	172, 946	
4, 567	278	4, 845	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 204	千円 45, 850	千円 540
3, 204	44, 456	540
0	1, 394	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 50, 531	千円 8, 572	千円 59, 103	
47, 911	8, 461	56, 372	
2, 620	111	2, 731	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 13, 176	千円 12, 353	
	823	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給料	2,502	給与改定に伴う増減分	千円 2,502
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	3,060	制度改正に伴う増減分	千円 3,060
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	円 450,105
補正前	436,189

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
国の制度	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 3.29%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第119号)

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度

厚木市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第119号

令和7年度厚木市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	12,528,000千円	210,000千円	12,738,000千円
第1項 医業収益	11,028,319千円	78,820千円	11,107,139千円
第2項 医業外収益	1,450,061千円	131,180千円	1,581,241千円
支 出			
第1款 病院事業費用	12,429,109千円	210,000千円	12,639,109千円
第1項 医業費用	12,047,694千円	210,000千円	12,257,694千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条(1)中「6,355,000千円」を「6,565,000千円」に改める。

令和7年11月28日提出

厚木市長　山 口 貴 裕

令和 7 年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

令和7年度厚木市病院事業会計
補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			12,528,000	210,000	12,738,000	
	1 医業収益		11,028,319	78,820	11,107,139	
		3 他会計負担金	680,000	78,820	758,820	一般会計負担金
	2 医業外収益		1,450,061	131,180	1,581,241	
		3 他会計負担金	786,632	131,180	917,812	一般会計負担金

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			12,429,109	210,000	12,639,109	
	1 医業費用		12,047,694	210,000	12,257,694	
		1 給与費	6,355,000	210,000	6,565,000	給料ほか

令和7年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	96,331
減価償却費	951,218
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 195
賞与引当金の増減額(△は減少)	19,221
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	4,721
退職給付引当金の増減額(△は減少)	106,700
固定資産除却費	6,962
長期前受金戻入額	△ 555,538
その他	84,584
受取利息及び受取配当金	△ 39,888
支払利息	120,615
未収金の増減額(△は増加)	△ 240,024
未払金の増減額(△は減少)	171,653
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,800
小計	728,160
受取利息及び受取配当金	39,888
利息の支払額	△ 120,615
業務活動によるキャッシュ・フロー	647,433

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 469,841
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△ 19,598
貸付金による支出	△ 11,280
貸付金の回収による収入	1
補助金による収入	5,778
一般会計からの繰入金による収入	567,198
基金積立による支出	△ 75,824
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,565

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	252,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 835,856
他会計借入金の返済による支出	△ 1,970,402
リース債務返済による支出	△ 185,863
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,739,321

資金増加額(△は減少)	△ 2,095,453
資金期首残高	3,389,398
資金期末残高	1,293,945

補 正 予 算 給

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (196) 590	千円 223	千円 2,759,116
	補正前	人 11	人 (203) 591	千円 223	千円 2,664,110
	比 較	人 0	人 (△7) △ 1	千円 0	千円 95,006

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	43,309	51,206	406,523	60,398	104,856	394,186
	補正前	43,309	50,879	391,299	60,398	104,856	394,186
	比 較	0	327	15,224	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (4) 530	千円 223	千円 2,078,431
	補正前	人 11	人 (4) 530	千円 223	千円 2,000,934
	比 較	人 0	人 (0) 0	千円 0	千円 77,497

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	43,309	35,123	345,324	60,398	104,856	373,426
	補正前	43,309	34,796	332,895	60,398	104,856	373,426
	比 較	0	327	12,429	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 0	人 (192) 60	千円 680,685	千円 680,685
	補正前	人 0	人 (199) 61	千円 663,176	千円 663,176
	比 較	人 0	人 (△7) △ 1	千円 17,509	千円 17,509

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に占める職員に比し短い職員

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殊 勤 務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	16,083	61,199	61,199	2,795	20,760	20,760
	補正前	16,083	58,404	58,404	0	20,760	20,760
	比 較	0	2,795	2,795	0	0	0

与 費 明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,849,429	千円 5,608,768	千円 956,232	千円 6,565,000	
2,752,908	5,417,241	937,759	6,355,000	
96,521	191,527	18,473	210,000	

職を占める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
304,702	89,728	71,277	1,182,239	106,700	34,305
295,694	87,639	71,277	1,112,366	106,700	34,305
9,008	2,089	0	69,873	0	0

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,450,480	千円 4,529,134	千円 799,715	千円 5,328,849	
2,367,408	4,368,565	787,744	5,156,309	
83,072	160,569	11,971	172,540	

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
254,549	31,634	71,277	996,839	99,800	33,945
247,137	29,545	71,277	936,024	99,800	33,945
7,412	2,089	0	60,815	0	0

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 398,949	千円 1,079,634	千円 156,517	千円 1,236,151	
385,500	1,048,676	150,015	1,198,691	
13,449	30,958	6,502	37,460	

であり、外書きである。

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
50,153	58,094		185,400	6,900	360
48,557	58,094		176,342	6,900	360
1,596	0		9,058	0	0

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳
給料	95,006	給与改定に伴う増減分
		昇給に伴う増加分
		その他の増減分
手当等	96,521	制度改正に伴う増減分
		その他の増減分

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	530,326
補正前	514,759

(2) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.6	有	
国の制度	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 3.53%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

令和7年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

(単位:千円)

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	2,980,808
ロ 建 物	14,173,782
減価償却累計額	△ 5,222,069
ハ 構 築 物	1,144,943
減価償却累計額	△ 151,393
ニ 器 械 備 品	5,977,911
減価償却累計額	△ 4,831,705
ホ 車 両	11,672
減価償却累計額	△ 5,468
ヘ リ 一 ス 資 産	945,804
減価償却累計額	△ 424,456
有形固定資産合計	14,599,829

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権	1,448
ロ ソ フ ト ウ エ ア	63,972
無形固定資産合計	65,420

(3) 投資その他の資産

イ 長 期 貸 付 金	36,839
ロ 基 金	
(イ) 退職手当基金	83,444
(ロ) 病院整備基金	3,527,305
基 金 合 計	3,610,749
ハ 長 期 前 払 消 費 税	911,719
投資その他の資産合計	4,559,307
固 定 資 産 合 計	19,224,556

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,293,945

(2) 未 収 金

1,761,238

(3) 貯 藏 品

102,347

(4) 貸 倒 引 当 金

△ 1,500

流 動 資 産 合 計

3,156,030

資 産 合 計

22,380,586

負 債 の 部

(単位:千円)

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	12,726,295
(2) リ 一 ス 債 務	416,847
(3) 引 当 金	
イ 修 繕 引 当 金	28,886
ロ 退 職 給 付 引 当 金	<u>915,360</u>
引 当 金 合 計	<u>944,246</u>
固 定 負 債 合 計	14,087,388

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債	886,659
(2) 他 会 計 借 入 金	33,520
(3) リ 一 ス 債 務	174,748
(4) 未 払 金	990,393
(5) 前 受 金	2,750
(6) 預 り 金	12,331
(7) 引 当 金	
イ 賞 与 引 当 金	355,747
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>82,063</u>
引 当 金 合 計	<u>437,810</u>
流 動 負 債 合 計	2,538,211

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	6,328,335
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 4,826,554</u>
繰 延 収 益 合 計	<u>1,501,781</u>
負 債 合 計	18,127,380

資 本 の 部

(単位:千円)

6 資 本 金	4,034,683
7 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>2,924,458</u>
資 本 剰 余 金 合 計	2,924,458
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減 債 積 立 金	62,000
ロ 当 年 度 未 处 理 欠 損 金	<u>2,767,935</u>
利 益 剰 余 金 合 計	<u>△ 2,705,935</u>
剩 余 金 合 計	218,523
資 本 合 計	<u>4,253,206</u>
負 債 資 本 合 計	<u>22,380,586</u>

注記（令和7年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,232,238 千円である。

III セグメント情報

当院の事業は、单一セグメントであるため、記載を省略している。

IV リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和7年度厚木市病院事業
収益的収入

収入

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業収益	12,528,000	210,000	12,738,000
1 医業収益	11,028,319	78,820	11,107,139
3 他会計負担金	680,000	78,820	758,820
2 医業外収益	1,450,061	131,180	1,581,241
3 他会計負担金	786,632	131,180	917,812

支出

款項目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	12,429,109	210,000	12,639,109
1 医業費用	12,047,694	210,000	12,257,694
1 給与費	6,355,000	210,000	6,565,000

会計補正予算実施計画説明書 及び 支 出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
他会計負担金	78,820	
他会計負担金	131,180	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
給料	95,006	
手当等	78,184	
賞与引当金繰入額	18,337	
法定福利費	14,821	
法定福利費繰入額	3,652	

(議案第120号)

令和7年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和7年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第3号）

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めると
ころによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定
めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,464,262千円	739千円	6,465,001千円
第1項 営業収益	3,871,530千円	304千円	3,871,834千円
第2項 営業外収益	2,592,732千円	435千円	2,593,167千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,465,684千円	4,785千円	6,470,469千円
第1項 営業費用	6,211,223千円	4,785千円	6,216,008千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「881,000千円」を「882,089千円」に、「510,339千円」
」を「511,428千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,252,000千円	436千円	2,252,436千円
第6項 他会計負担金	376,427千円	436千円	376,863千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,133,000千円	1,525千円	3,134,525千円
第1項 建設改良費	1,820,400千円	1,525千円	1,821,925千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 収益的 支出	1 営業費用	大規模下水道管路特 別重点調査等事業	千円 110,000	令和 7年度	千円 0
				令和 8年度	110,000

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事　　項	期　　間	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	令和8年度	千円 4,500
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	令和8年度	15,500
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	令和8年度	20,000
公共下水道汚水桿設置工事経費	令和8年度	24,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第10条中「231,000千円」を「237,310千円」に改める。

令和7年11月28日提出

厚木市長　　山　口　貴　裕

令和 7 年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第 3 号）に関する説明書

令和7年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,464,262	739	6,465,001	
	1 営業収益		3,871,530	304	3,871,834	
		2 雨水処理負担金	682,705	304	683,009	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,592,732	435	2,593,167	
		2 他会計負担金	48,338	435	48,773	一般会計負担金

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,465,684	4,785	6,470,469	
	1 営業費用		6,211,223	4,785	6,216,008	
		1 管渠費	463,590	1,244	464,834	職員給与費
		5 普及促進費	35,837	567	36,404	職員給与費
		6 水質規制費	26,096	303	26,399	職員給与費
		7 業務費	166,097	528	166,625	職員給与費
		8 総係費	199,220	2,143	201,363	職員給与費

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,252,000	436	2,252,436	
	6 他会計負担金		376,427	436	376,863	
		1 他会計負担金	376,427	436	376,863	一般会計負担金

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			3,133,000	1,525	3,134,525	
	1 建設改良費		1,820,400	1,525	1,821,925	
		1 管渠建設費	1,088,320	1,525	1,089,845	職員給与費

令和7年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日 から令和8年3月31日まで)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益 (△は損失)	△ 118,956,000
減価償却費	3,712,924,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 48,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,330,972
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	532,073
固定資産除却費	592,000
長期前受金戻入額	△ 2,489,579,000
資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 64,964,000
受取利息	△ 1,000,000
支払利息	241,787,000
未収金の増減額 (△は増加)	6,887,725
未払金の増減額 (△は減少)	△ 680,759,541
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 700,000
小計	609,047,229
利息の受取額	1,000,000
利息の支払額	△ 238,313,122
業務活動によるキャッシュ・フロー	371,734,107

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,973,245,000
無形固定資産の取得による支出	△ 154,984,000
建設改良に係る前払金の増減額 (△は増加)	95,790,000
国庫補助金による収入	552,000,000
負担金による収入	37,311,000
一般会計からの繰入金による収入	376,863,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,066,265,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,650,800,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,141,787,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	509,013,000

資金増減額 (△は減少額)	△ 185,517,893
資金期首残高	2,852,886,178
資金期末残高	2,667,368,285

補 正 予 算 給

1 総括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当
補 正 後	人 15	人 24	千円 590	千円 99,920	千円 96,374
補 正 前	15	24	590	97,037	93,407
比 較	0	0	0	2,883	2,967

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	千円 4,194	千円 1,993	千円 17,195	千円 3,033	千円 3
	補正前	4,194	1,993	16,733	3,033	3
	比 較	0	0	462	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳
給 料	千円 2,883	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分
		昇 給 に 伴 う 増 加 分
		そ の 他 の 增 減 分
手 当	2,967	制 度 改 正 に 伴 う 增 減 分
		そ の 他 の 增 減 分

与 費 明 細 書

費 計	法定福利費	合 計	備 考
千円 196,884	千円 40,426	千円 237,310	
191,034	39,966	231,000	
5,850	460	6,310	

時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 13,482	千円 4,872	千円 49,082	千円 2,520
13,110	4,872	46,949	2,520
372	0	2,133	0

説 明	備 考
給料改定率 3.29%	給与改定実施時期 令和7年4月1日
給与改定に伴う増	

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補 正 後	円 502,402
補 正 前	489,496

(2) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.3	2.35	4.65	有	
補 正 前	2.3	2.3	4.6	有	
国 の 制 度	2.3	2.35	4.65	有	

継 続 費 に 関 す る

1 追 加

款	項	全 体	左の財源内訳		
			年 度	補 正 区 分	年 割 額
1 収益的 支 出	1 営業費用	大規模下水道 管路特別重点 調査等事業	令 和 7 年度		0
			令 和 8 年度		110,000
			計		110,000

調 書 (補 正)

(単位 : 千円・%)

画 面	令和 5 年度末 までの支 払 義 務 発 生 額	令和 6 年度末 までの支 払 義 務 発 生 額	令和 7 年度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	令和 7 年度末 までの 支 払 義 務 発 生 予 定 額	令和 8 年度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率
損益勘定資金						0.0
110,000					110,000	100.0
110,000					110,000	100.0

債務負担行為

1 追加

事項	限度	額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費		4,500
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費		15,500
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費		20,000
公共下水道汚水柵設置工事経費		24,000

関する調書（補正）

令和6年度末までの支払義務発生（見込）額		令和7年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
期間	金額	期間	金額	
	千円	令和8年度	4,500	損益勘定資金
		令和8年度	15,500	〃
		令和8年度	20,000	〃
		令和8年度	24,000	損益勘定留保資金

令和7年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	809,310,201
ロ 建物	602,908,020
△ 減価償却累計額	△ 196,707,110
406,200,910	
ハ 構築物	92,640,982,768
△ 減価償却累計額	△ 20,853,901,472
71,787,081,296	
ニ 機械及び装置	895,513,650
△ 減価償却累計額	△ 251,366,187
644,147,463	
ホ 工具、器具及び備品	14,705,820
△ 減価償却累計額	△ 9,344,673
5,361,147	
ヘ 建設仮勘定	675,400,038
有形固定資産合計	74,327,501,055

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア	6,775,355
ロ 施設利用権	2,951,835,781
無形固定資産合計	2,958,611,136

(3) 投資その他の資産

イ 出資金	7,830,000
ロ 破産更生債権等	69,894
△ 破産更生債権等 貸倒引当金	△ 69,894
投資その他の資産合計	0
投資その他の資産合計	7,830,000
固定資産合計	77,293,942,191

2 流動資産

(1) 現金及び預金

2,667,368,285

(2) 未収金

580,149,000

未収金貸倒引当金

△ 16,684,764

563,464,236

流動資産合計

3,230,832,521

資産合計

80,524,774,712

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債

17,315,087,203

企業債合計

17,315,087,203

(2) その他固定負債

固定負債合計

355,208

17,315,442,411

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債

1,095,195,000

企業債合計

1,095,195,000

(2) 未払金

469,881,000

(3) 前受金

137,500

(4) 未払費用

10,952,000

(5) 引当金

イ 賞与引当金

16,427,000

ロ 法定福利費引当金

3,320,000

引当金合計

19,747,000

流動負債合計

1,595,912,500

5 繰延収益

(1) 長期前受金

62,342,784,608

収益化累計額

△ 15,348,472,325

46,994,312,283

(2) 建設仮勘定長期前受金

263,867,735

繰延収益合計

47,258,180,018

負債合計

66,169,534,929

資 本 の 部

6 資本金

12,635,343,193

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

425,861,738

ロ 国庫補助金

96,600,000

資本剰余金合計

522,461,738

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金

1,197,434,852

利益剰余金合計

1,197,434,852

剰余金合計

1,719,896,590

資本合計

14,355,239,783

負債資本合計

80,524,774,712

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物	15～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	15～20年
工具、器具及び備品	5～10年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア	5年
施設利用権	35年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に474,074,000円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,388,146,012円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 その他の事項に関する注記

（1）預り金の返還

厚木市と厚木市公共下水道事業出納取扱金融機関等との間に締結した事務取扱契約の変更又は解除に伴い、令和7年度において、担保金の全額を返還した。

（2）賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和7年6月に、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金12,550,993円及び法定福利費引当金2,461,587円を取り崩した。

（3）貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,069,000円を取り崩す予定である。

令和7年度厚木市公共下水道事業会計

収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,464,262	739	6,465,001
1.1 営業収益	3,871,530	304	3,871,834
1.1.1 雨水処理負担金	682,705	304	683,009
1.2 営業外収益	2,592,732	435	2,593,167
1.2.1 他会計負担金	48,338	435	48,773

補正予算（第3号）予算明細書

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	304	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増
1 一般会計負担金	435	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,465,684	4,785	6,470,469
1 営業費用	6,211,223	4,785	6,216,008
1 管渠費	463,590	1,244	464,834
5 普及促進費	35,837	567	36,404
6 水質規制費	26,096	303	26,399
7 業務費	166,097	528	166,625
8 総係費	199,220	2,143	201,363

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 紹料	513	
2 手当	518	
3 賞与引当金繰入額	119	
6 法定福利費	62	
7 法定福利費引当金繰入額	32	
1 紹料	275	
2 手当	223	
3 賞与引当金繰入額	29	
6 法定福利費	29	
7 法定福利費引当金繰入額	11	
1 紹料	131	
2 手当	137	
3 賞与引当金繰入額	12	
6 法定福利費	18	
7 法定福利費引当金繰入額	5	
1 紹料	258	
2 手当	211	
3 賞与引当金繰入額	19	
6 法定福利費	32	
7 法定福利費引当金繰入額	8	
1 紹料	912	
2 手当	844	
3 賞与引当金繰入額	217	
6 法定福利費	113	
7 法定福利費引当金繰入額	57	

資 本 的 収 入

收 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	2,252,000	436	2,252,436
6 他会計負担金	376,427	436	376,863
1 他会計負担金	376,427	436	376,863

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	3,133,000	1,525	3,134,525
1 建設改良費	1,820,400	1,525	1,821,925
1 管渠建設費	1,088,320	1,525	1,089,845

及び支出

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計負担金	436	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	794	
2 手当	638	
6 法定福利費	93	

